彼れは竟に一歩を退きたり、何を以つて最初より唐太全島を以て、我所有なりとの議を主張せざるやといはゞ、其までなれども、此れ當時事實上いひ出し能はざる勢あり、島中に就て分界を極むるに至りしは、兩使の功といはざるを得ず、これにて此方よりは、境界見分の吏役を出して、一應踏査せしむべし、これ定界談判の權あるものにはあらざれども、時宜に應じ、魯西亞官吏にも引合ふこともあるべしとて、布恬廷より添書せんことを請ひたるにより、布恬廷はその爲に一書を裁して、之に付せり、其書に曰く、

魯西亞と日本境界の事に就て、予日本官府の全權と商議をなし、其故由により、當冬の間、日本官府サガリン島掛の一役人をアニワ港に遣るべし、是其地にある日本の領分を見分する爲なり、

而して右の役人此書簡を汝に渡すべし

かくのごとくにして、定界の事も即決に到らず、又通交の請も直に諾せられざるを以て、布恬廷は長崎を去り、再び來りて其決答を取らんことを約し、爾時又一書を遺し、嚮に出せし書の意を反覆して、再び因循する時は、分界の談判六ヶ敷なるべきを告げたり、此よりは兩使の名を以て一書を贈れり、其略にいはく、

エトロフ、カラフト二島の事、一旦申さるゝ旨あれども、エトロフは元來我國所屬の地たる事、既に分明なり、よりて彼是の議論に及ばず、カラフトは、各其所有を糾して、國境を確定すべし、先達てアニワ港へ置く所の守兵は、外寇の來據を慮が爲にして、我地を侵奪むが爲ならず、境界定るの後は速に引拂ふべし、又右邊疆取調として遣す所の我國のもの、貴國守兵に出會すとも、聊害意を挾むことなく、平和を以て待べしとの事、彼守兵に示すべき書付にこれをあらはし云々

而してこれに一の覺書を附す、

カラフト島は、我國所屬と存居候處、此度對話の節、南寄の方のみ我所屬と被申聞候やに候得ども、外國彫刻の地圖には、凡半島、五十度の處を以て、境とせるも相見え候得ば、追て見分の者の罷歸り候迄は、境の儀治定難致候事

布恬廷はまたこれに答へて、その五十度の説を反駁せり、曰く、

歐羅巴版地圖にては、サガリン島與中五十度までを、境界と相見候趣に候、此儀に於ては、使節存候に、歐羅巴の地圖は、是等の事に於て、據となしがたく候、全体此等の國々は、右樣の義充分行屆候事に無之、甚不行屆勝に有之、歐羅巴人といへども、魯西亞人の外は、サガリン島に來るものこれなく、就ては何所に魯西亞人住居いたし候哉、何所に日本人住居いたし候哉等の義、聊以他國の人難究事に有之候、此地を穿鑿致候には、只魯西亞人先前より專

ら勉强し、今に五十度よりは多く南手に住居致居候、是を以て日本に屬する處は、サガリンの南端と而已相心得候、則是には此會議のはじめまでは日本人居住罷在候、

これに添て又一書を出して、兩使におくりて、實地に就て分界の事を議せむことを述ぶ、曰く、

我此所に時日を費すを欲せざれば、今將に北方に航し、六月下旬には、薩哈連のアニワ港に到るべし、此地に於て、兩大臣(筒井川路をいふ)の內一員に會し、共に其疆界を定むることを謀らば、我望誠に足れり、然るに我既に往時兩大臣に告るごとく、此事件は決して猶豫すべからざるを以て、若兩大臣の內一員も彼地に來會せざる時は、兩帝國の疆界を撿査畫定する事は、已ことを得ず、唯一人のみに歸すべし

布恬廷書を兩使に寄せ實地に就き分界のことを議せんと述べたる後ち長崎を出帆せり、これ實にその翌六年甲寅にして、改元ありて安政といへる元年の正月なり、幕府にては、これまで追々に兩使より具申する所をきゝて、既に目付勘定方の屬吏を派して、唐太に差遣し、其形勢を實撿せしめ、これに繼ぐに堀織部を以てして、兼て松前藩領箱館近地を公に收め、開港となすの準備をなさしめたり、堀は發するに臨み、狀を具して唐太島は、北方僻遠の地なれば、これを魯西亞に附し、專ら宗谷以南、即本蝦夷地の取締を立、寬政の舊法に復し、易風移俗の政を施したらん方、守備行屆べとの意を述べ、五月下旬までには、宗谷に到り、先發屬吏の取調たる樣子をきゝ、唐太島へ渡り、魯使に接すべしとの事なりしが、阿部閣老は乘島の說を許さず、取締上一應聞えたるがごとしといへども、容易に割與しては、彌貪食の念を長ずべしとて、飽まで島中分界の議を執り、果して彼を承服し得ざれば、其節に申可出との訓令を與へたり、然るに布恬廷はこれと行違ひに、箱館に於て一書を閣老に出せり、其畧に曰く、

我長崎に到りし後、日本政府の貴官に告しは、二ヶ月を經アニワ港に赴くべしとなり、然るに魯西亞國と英吉利、佛蘭西國との不和ありしにより、我國の海濱を去り難きに及べり、爰を以て我れ貴官にハカドマリ村より已前の趣向を變ずる事を告、我此主意を前廣に告るを得ずして、日本御役人の蝦夷島に到り、遠路の苦勞を除かざるは、氣の毒の至りなり、云々

其末文に、日本政府の答を得んが爲には、大坂に赴くべしと記せり、よつて筒井川路の兩使は、大坂に赴きてこれに接し、これを下田に延きて、談判を初めたり、而して通交の事は既に亞米利加に許せしごとくこれを許して、其が爲に條約を訂結したれども、唐太の事に到りては、堀織部實地出張中の事なるを以て、即決の挨拶もとよりなりがたきを以て、從前仕來の通りといへるに議決して、其條約第二條に於て、左の通に記せり、

今より後、日本國と魯西亞國との境、エトロフ島とウルップ島との間に在べし、エトロフ全島は、日本に屬し、ウルップ全島、夫より北の方クリル諸島は、魯西亞に屬す、カラフト島に到りては、日本國と魯西亞國との間に於て界を分たず、是迄仕來の通たるべし、

これにて、分界の事も一旦は局を結び、而してアニワにある魯國の守兵は、既に撤回せし趣を以て、其通辯たるポッシエットより一書を出せり、曰く、

アニワ港の內、ハカドマリ村にある魯西亞陣營は、千八百五十四年以來、我軍兵立退たれば、これを日本政堂の所屬となすべし、

これ其年の十二月なり、而して筒井川路は、猶其所見を述べて、文化度に既に宗谷限りにて立切へきとの書取も往々あり、然を此度堀織部正村垣與三郎の調書には、トッソコタンソウトルは、東西の絕險、南北の分境、海陸とも通路不自在、天然の國界をなしたる趣もあれば、半島には到らざるも、こゝに分界を決せば、全島を捨るには負かにまして、文化度に比し、幾計か國境を廣めたるものなれば、以後の談判に到りては、其邊に境界を定め然るべしとの說を提出せしこともありし、

されども別になす所もなく打過て、同じき五年、布恬廷の再來して、現行の條約を議する折も、談は分界の事に涉らず、遂に六年の七月に至り、雙方君主批准交換の爲、黑龍江沿海總督ムラビヨフの來るに及び再び分界の事に談判を開きたり、されどそのいふ所は、頗る布恬廷のいひし所と異なるものありて、支那政府と國界を定め、アムール河一帶の地を以て、魯西亞領と定めたるにより、其地に附屬せる唐太も同じく魯領たるべしとの意を以てせり、幕府には若年寄遠藤但馬守、酒井右京亮を以て之に接せしめしに、彼は全島所領なりと云ひ、我は五十度分界の說を主張し、議竟に協合せず、そのまゝにて引分れ、猶下田條約第二條の如き摸稜の姿にて打過たり、

かくて幕府にては、唐太の事打棄置べからずとして、箱館奉行の屬僚を派して、其地即ちアニワ港に居住せしめ、我出稼漁人の保護より、土蕃の懷柔に從事せしめ、奧地なるスメレンクル種族までも、追々我政令に服せしめんことを圖りたり、されども冱寒の地にして、我人は永住するものすくなく、多は夏來り冬去る出稼人のみなるに、露西亞はこれに反して、罪囚を移居せしめ、炭礦を穿掘せしめ、兵隊をさへ置て、をさ／＼開拓に力を盡せり、これ我分界の事に因循して決定する所なきを見て、實際上其の望む所を成さむとの計較にて、仕來り通りといへる約文を栖として、日後我より爭ふ能はざるの地を爲さんが爲なり、こゝに於て魯人の南侵するものは、歲に月に增加するも、我民の移住するものはこれに反し、看々疆を蹙むるの勢なりしにより、函館奉行よりは屢其狀を具して、魯西亞の政府に向て談判あらんことを申請せり 折柄西洋各國に兩都兩港延期の談判をかね、

聘問の使節を差せらるゝに會したれば、時の外國掛閣老、安藤對馬守は、此機を以て分界の議を定めんとして、使節竹内下野守、松平石見守に訓條を附して、直に魯西亞政府にその事を談判せしめぬ、

魯西亞政府は、イグナチーフに其談判を任ぜり、イグナチーフは、其時其國外務衙門に在りて、亞細亞局長たり、而して是より前、英佛聯合軍の支那に入り、北京を陥れし時に方りて、其中間に居て、和議の媒介をなし、竟に其機を以て、分界の條約を定めて、居ながら黒龍江數千里の地を収めて、魯西亞の領地とせしほどの天晴の外交家なり、彼れ專ら唐太全島自國の有たりとの議を執て、談判頗る難かりしが、我使節が反覆辯論する所の實證は、流石にいひ消す能はず、

世に此時談判の摸様を傳るものあり、曰く、我使節は、是非とも五十度分界の事を決定せんとて、魯西亞に赴くまでの道すがら、佛の巴里、英の龍動、普の伯林、その外所々にて、地圖といふ地圖を買収せるに、何れも五十度を以て分界の色別したるものならさるなし、これを根據として辯論せしも、相手もさるものにて、地圖の色別のごときは、その地に航海せしもの〻、自己の見聞により取極たるものにて、譬へば其地にて出逢たるもの、偶日本人なれば、これを日本の土地と見定め、その色別をなせる事なども少からず、既に自國と支那との經界も、他國刊行の地圖に

は誤まり少からず、中々カラフト半島位の事ならず、幾千里の出入あるはかくのごとしと、其圖を指示し、よし如何様の色別ありとも、皆證とすべきならず、されば我政府に藏する所の地圖には、決してさる色別はあらずとて、其外務局に藏する所の地圖を出してこれを抗論せり、然るに其の圖面には著しく塗抹の痕ありしを以つて、我使節は深く其狡詐を悪むといへども、流石に面折するも、交誼上穏かならずと心を惱ませしか、松平石見守は、話頭を轉じ、暫く分界の事を論ぜず、各國巡回の先々にて、種々學問上の事、機械の事など見聞せし話に移り、竟に魯西亞の司天臺は、百般整備して、各國の賛稱する所なりとの事に談及し、今日此より同道して一見せまほしとの請求を發したり、これ司天臺にある地圖に據りて、彼か馬脚を露さしめむとの下心なりき、イクナチーフも、流石にそれと悟り、今は争ふ可らずとして、其日は要務あり、同行なしがたしとて歸りたりしが、翌日にいたり、唐太分界の事につきては、其の皇帝にも痛く心を惱し給ひ、世界無比の大國を有ながら、瑣々たる土地を争んことも快からず、宜しく日本使節の請にまかせ、島中に就て境界を議定して、隣誼を全ふすべしとの旨なれば、今日より從來行懸りの議論をやめて、改て分界の事を議すべしと申入たり、とこれ石見守（今松井〇〇）に親しく聞くところなりと、石見守は、當時外國奉行中にありて、英敏にして應變の才あり、神奈川奉行として、各國人

の望を得、遂に英公使アールコックも、其人となりに推服して、之を安藤閣老に推荐して、使節の一人に加へしめたる程の人物なれば、かゝる場合にありて、かゝる機敏の應答ありて、よくイグナチーフの謀を伐たりしといふは、固より信すへからさるにあらずといへども、當時の對話書記は、今猶儼存せるに、さる口氣あるを見ず、亦予か僚友當時隨行せしものよりもこれを聞ことなきを以て、姑くこゝに附記して、異聞に具ふるのみ、

竟に使節權限の事に論及し、その五十度以南にあるも、談判の次第により、こゝに議決すべき權ありや否との問題に移りたり、されば此時に於て、曾て筒井川路等が建言せしがごとく、ホロコタン以南山河の形勢に據りて、これが分界を立てんことの談判に渉らば、蓋し即座に決議調印するにいたりしなるべし、しかるに其訓條面に五十度の極あり、又安藤閣老より己が外務に任ずるの時に於て、一歩も外國に讓ることあるべからず、と懇に面命せしこともあり、かた〳〵五十度を退きては議決の權なしと斷言せり、

石見守は、此機は失ふべからざれば、假令越權の咎ありとも、こゝにて議決すべしとの説を持し、隨行の僚屬も皆これを賛したりしも、監察なる能登守と其屬吏とは執てきかざりしといふ、當時立合目付てふ者の無責任の地にありて、當局者の肘を掣き、往々事を誤ることあり、外交にあり

てことに多し、然るに外人に接するに、公然立合を要せざるに到りしは、慶應の末實に幕府遜政の前なりき、此一事をさへその弊を祛くに難かりしを以て、幕府のいかに因循なりしを想見すべし、

或はこのことを以て、正使下野守の不同意なりしとて、これを石見守（松井〇〇）の直話にきけるものといふものあり、今そのいづれか是なるを知らず、

是に於て、折角談判の折合かゝりしも、即座に調印する能はず、只島中に就て界を分つため、雙方の全權を命ずべしとの約束にとゞまりたり、（これまで不分界の議、こゝに於て分界の説と變ぜり、）彌その爲に覺書を取替すに到り、其案文中、五十度云々の語を加へんことを望みしも、終にきかず、其覺書第二條には、左の文を掲げたり、

魯西亞政府に於て、此島にある境界を定めんとの談を承引せず、然れども日本政府より、其境を取極めんと切に求むるに由て、魯西亞政府は、其島近傍の總督、皇帝殿下のスワートのコントルアドミラール、海岸諸州の軍勢奉行、シベリイ海軍隊及び太平海諸港の指揮官兼サカリンを支配せる、ヘール、カザクウイチ、に要用の全權を與ふべきを約す、

コントルアドミラール、カザクウチイは、時宜次第、箱舘在留コンシユルの取次を以て、日本政府より委任の人と右の事に付面談すべし、

而して文久二年の十二月、三使は歸朝して、其復命をなすに及で、幕局は既に一變し、安藤閣老は、先ッて其四月を以て職を罷られ、尋で致仕を命ぜられ、其封地をさへ削られたり、幕府の政を執るもの、また外事に意をとゞむる者なく、たゞ將軍上洛の準備のみに汲々たり、況んや鎖攘の説益熾んにして談外事に渉ることあれば、徃々人の疾視を免れず、されば當事者もなるたけはこれに干係せずして、以てその位祿を保たんとするの傾きあり、世に傳ふ、三使の復命して、時の政事總裁、松平春嶽に謁せしに、何の爲に西洋に行きしやとの問ありて、これをきくを厭ふのさまありし、と勢かくのごとくなれば、唐太分界の談判の爲に、かの覺書第二條の旨に從ひ、全權委任のものを派遣すべしとの事は、外國奉行箱館奉行より數次上稟してこれを促すといへども、省せられず、魯西亞よりは、カザクウイチ全權の命を帶て、黒龍江口ニコライスキまで出張し、我使節を待受居れる旨は、その箱館在留コンシユルコシクウイチして、幕府に通牒せしめしも、猶これに答へず、蓋し此時鎖港の勅令既に下りて、各外國とも早晩絶交すべしとの妄想よりして、の事なるべしといへども、かゝる折からこそ、其交誼の存する以前に於て、最も分界の議など固くしおくべきものなり、との考さへもあらざりしぞ、あさましくもまた恐なれ、されば魯西亞には、益其意を得て、唐太の全地をその有として、その南侵することいよ〳〵甚しく、先にはその陣營をも引拂ひて、一旦我所有と認めたるアニワ港口に、又候兵營様のものを設け、戍卒を派遣せしめしのみならず、慶應二年の二月には、箱館奉行附屬の小吏、クシユルナイ以北コモシラオロ巡檢の際、彼手に押へられたることさへあり、幾もなく無事に放歸されしとはいへ、畢竟分界の立ざるより起れることなりとて、時の箱館奉行小出大和守は上書して其處置あらんことを請ふこと、數なるも應ずる所なかりしかば、慶應二年、自から江戸に出で、兎ても爭ふべからずとならば、快くこれを魯西亞に與るに如かずとまで切論し、竟に大坂に到り、將軍照德公の前に、その趣を面陳するまでに到り、當路者も漸くに其蒙を發き、大和守して談判をなさしむるに決し、在箱館魯西亞コンシユルをして其通知をなさしめしに、彼方にては通報後既に三年をも經たれば、今はこれに應ぜずとの答を得、再びその事を上申して、同二年八月その談判の使節として、大和守は魯京へ派遣せられ、目付石川駿河守をして監察として副へられたり、大和守は、誠忠の士なり、駿河守は、氣節ありて爲あるの才あり、(駿河守は、其後外國奉行となりて時の兵庫奉行柴田日向守と開港の事宜を處置せり、維新の時、諸藩兵士等が其地に入込來るを避けて、日向守は、船に搭じて、屬僚と共にこれを去りたるを聞き、かくては我日本政府を代表して、外人を保護すべきの人なしと、憤慨して、獨り大坂よりこれに赴かんとせしも、さしては、朝廷と土地を爭ふに當り然るべからずとて、強て引戻され、江戸に歸りて後も、

鬱々楽しまず、竟に脱走兵と示し合せし事ありとの嫌疑を以て官兵に其邸を圍まれ、自殺した(り)

兩使力を併せて、談判に從事し、かの覺書の古にもとりて、五十度以南なりとも境界を定めんことを力めたりしも、我既に一着を誤り、其約束を失せる後なれば、その甲斐なく、僅にして左の約束を結んで局を了れり、

カラフト島は、魯西亞と日本との所屬なれば、島中にある兩國人民の間に行違の生ぜんことを慮り、互に永世の懇親を彌堅くせんが爲、日本政府は、右島中山河の形勢に依て、境界を議定せんことを望む旨を、日本大君殿下の使節は、シントペートルスブルグへ來りて、外國事務役所へ告知ありしといへども、魯西亞政府は、島上にて境界を定むることは承諾いたしがたき趣を、亞細亞局デレクトル、(役名)タイユーソツエツニク、(官名樞密議官)スツレモフコフを以て、報答せり、其故の巨細は、大君殿下の使節へ陳述せり、且魯西亞政府は、右カラフト島の事に付、双方親睦の交際を保たん事を欲して、その存意を述たり、

第一　兩國の間にある、天然の國界、アニワと唱ふる海峽を以て、兩國の境界となし、カラフト全島を、魯西亞の所領とすべし、

第二　右島上にて、方今日本へ屬せる漁業等は、向後とも總て是迄の通り其所得とすべし、

第三　魯西亞所屬のウルップを其近傍に在る、チルポイブラザチルポイ、ブロトン、の三个の小島と共に、日本へ讓り、全く異論なき日本所領とすべし、

第四　右條々承諾難致節は、カラフト島は、是迄の通り兩國の所領と致置べし、

前掛の廉々、互に協同せざるに付、カラフト島は、是迄の通り、兩國の所領となしおき、且兩國人民の平和を保たんが爲に、左の條々を假に議定せり、

第一條　カラフト島に於て、兩國人民は、睦しく誠意に交るべし、萬一爭論あるか、又は不和のことあらば、裁斷は其所の双方の司人共へ任すべし、若其司人にて決し難き事件は、双方近傍の奉行にて裁斷すべし、

第二條　兩國の所領たる上は、魯西亞人日本人とも、全島往來勝手たるべし、且未だ建物、並に庭園なき所か、總て產業の爲に用ひざる場所へは、移住建物等勝手たるべし、

第三條　島中の土民は、其身に屬せる正當の理、並附屬所持の品々とも、全く其者の自由たるべし、又土民は、其者の承諾の上、魯西亞人、日本人ともにこれを雇ふことを得べし、若し日本人又たは魯西亞人より、金錢或は品物にて、是迄既に借受けしか、又は現借財となすことあらば、

其もの〻望の上、前以定めたる期限の間、職業或は使役を以てこれを償ふことを許すべし、
第四條　前文魯西亞政府にて述たる存意を、日本政府にて、若向後同意して、其段告知する時は、右に付ての談判議定は、直ちに近傍の奉行へ命ずべし、
第五條　前に揭たる規則はカラフト島上の双方長官承知の時より施行すべし、但調印後六ヶ月より遲延すべからず、且此規則中に舉ざる瑣末の事に至りては、都て双方の長官、是迄の通取扱ふべし、
右證として、双方全權委任のもの、此假の規則に姓名を記し、調印せり、此に双方の譯官、名判を記したる英文を添たり、
これ實に慶應三年二月廿五日なり、而して其年五月大和守等が歸朝復命するに及び、前約皆兩様の一を擇取せんことを熟議せり、幕府遂に交換の方を取らず、唐太を以て兩國の公領とせんことに議決し、即ち其旨を魯西亞コンシユルに報じ、並て各國公使にも通知して、唐太島の事は一段落をなせりといへども、結局下田の條約の外に出ざりし、蓋し寛政の初、松前藩臣高橋某のその地に到りて宅を相せしを初として、內地のもの往來市易するものあり、尋で幕府よりも最上德內、間宮倫藏等に命じて、これを探撿せしめ。倫藏のごときは、全島を跋涉して、海峽を渡り、滿州地黑龍江(今のニコライスキ地方)までに及びたるも、たゞそれまでにて、開拓の沙汰にも及ばず、安政四年に到り、布恬廷の來り闘ふが爲に、幕府吏をして案撿せしめ、漸く開拓植民の擧に及びしも、爾來なすが如く、やむるがごとく、專ら力を致すことなく、境界の談判もたゞ因循をこと〻して、實地上、魯人の狀侮を長じ、其南侵益甚だしく、互に全權を派して分界を議せしめんとの約を乘假するに到りて、其誤り益甚しく、大和守等が使命に、充分の結果を見ざるは、自然の運、然るを致せるもの安藤閣老をして猶其職にあらしめば、かゝるまでにはあるまじとの憾なき能はず、

◎小笠原島巡視

伊豆國所屬八丈島の南、百數十里の海路を隔て、一叢島あり、古永錄年間、豐公征韓の際、東照公の麾下に屬せし小笠原貞賴といふもの、(民部少輔と稱す信州深志の城主小笠原大膳大夫長時の孫なり、)初て此島を見出し、その地圖物產等を具狀せしに、公大に感賞ありて、長く其島を領すべしとて、名をも其姓氏にちなみ小笠原島と命ぜられたり、その子長直の時迄は、屢々渡航せし事もありしが、其後は海路の險遠なるが爲か、又は寬永間鎖國の嚴令ありしより、其所領たるも、嫌疑を避けてこれを止たるにや、久しく國人のこゝに至るものなく打過たりしに、延寶のはじめ、紀伊の民の蜜柑を載せて江戶に輸送する廻船、難風に遭て、この島に漂着し、後便風を得て江戶に至るを得、

具に島中の有様を上奏せしより、幕府は再びこれを開拓すべしとの議ありて、長崎の人島谷市郎右衛門航海案針の學に長けたればとて、これを舉て船頭とし、新に外國船に擬倣して、富國壽航と號せる一官船を製し、これに乘組しめ、同じき三年閏四月五日を以つて、下田港より開船し、同月廿七日着島、一ヶ月餘滯留して、物產地味等を審査し、異草奇木を採取し、その地に太神宮を建て、又鷄數羽を放ちて再渡の計をなし、その六月五日發船十二日に下田に歸航し、その狀を具申したるも、いかなる障碍ありしにや、再び何の沙汰もなく、事竟に中沮せり、其後享保十二年に至り、彼貞賴が子孫なりとて、小笠原貞任とよべるもの、その祖先の故を以て、渡航の事を願ひ出、手船を以て航海探撿すべきの許を得て、大坂より開船せしが、海上難破の禍に遇ひしなるか、竟に歸來せず、其後も廻船の颶に遭ふて、この島に漂着するもの往々ありて、その荒島にして人の住居なきを以て、無人島の名は、多く人に知られたり、竟に天保の末に及び、これを開拓せんとの說をなしたりとて、密に外國との貿易を企るものなりと認められ、これを羅織して、渡邊登、高野長英等が一罪狀とせらるゝに至れり、

西洋各國にてこの島あるを知りしは千八百十七年(文化十四年)なりとは、或書中に見る所なれども、その發見せし人を記せず、(此島にあるものに質すに、初めブロッピス島と唱へしは、全く西班牙語なるよしをいへり、されば初て發明せしは、西班牙人なりしやともおもはる、)然るに、二十七年、(文政十年、)英國測量艦ブロスチムの甲必丹、ヒーチエーこの島に來り、其港灣の深淺等を測り、當時天文臺の首長の名に取り、此島の名をフランシスベーリーと命じ、之を英國の所領と定めて、その所由を銅版に鐫り、樹幹に釘固し、國旗をも建たりといひ傳ふるを以て、當時既に流寓のものありしは察せられぬ、(世に行るゝ地圖上には、この新に名つけたるベーリーの名を用ひすこれをボニン群嶋とせり、これその人の住居するものなきより、我國にて無人嶋とよべるムニンの轉訛せしものにてかのベーリーの名はたゞ母嶋にのみとゞめたり)然るに亞米利加の流民セイボレの此地に來り、耕墾を試みたるは、實に三十年(天保元年)にして自ら其來れる以前に住民あらざりしことを証言せり、而して其五十三年(嘉永六年)に至り、亞米利加合衆國より、艦隊を日本に派遣せるにあたり、其の提督ペルリは、先此島に來り、幸にセイボレの本國籍民にしてこゝに流寓せるを以て、其他各國の流民共を糾合して、こゝに約束を定め、合衆國の所領として、セイボレに付するに國旗を以て、これを首長とし、又ロイド灣内に石炭置場を定めたり、

英國測量艦長ヒーチエーの此嶋を占領せし時の銅版は、今猶存せり、其文に曰く、「不列顛女王陛下船ブロスソムの首長、エフ、ダブリユー、ヒーチエー、千八百二十七年八月十四日、不列顛女王陛下

ジョオヂ第四世の名を以て、此諸嶋を領せり、」と、而して其後ペルリの來るに及んでの、約束書は嶋にあるセイボレの保存する所たるが、其占領の旨を記せる銅版は、都て母嶋に遺しあり、其文には、「此南方諸嶋は、合衆國軍艦プレマス指揮役、ヂョンゲン、及び士官等、提督ペルリの命に從ひ、北亞米利加合衆國の爲に、巡撿の上これを領す、千八百五十三年十月三十日、」とあり。』

この一發島の、我國及び外國に干係せる始末は既に上に記せるがごとし、然るに横濵を開ける後、外國鯨漁船など、往々ボニン島ロイド港發帆との屆書を出すものあり、又英公使アールコックよりも、此島は果して日本の所有に屬するや否を問ふことなどもありしかば、安藤閣老はかくして打棄おかんには、竟には外人の手に委するに至るべしと、頗る心を苦しめたり、されど島中の現狀如何を審かにせず、再び我版圖に入れて、我政令を施すべきには、其機を見變に應じて、寛猛宜を得て、我國の利益と威權とを墮さず流寓外人を柔服せしむべき處置を、一任すべきの人を得るに難んじたりし、折柄水野筑後守は西洋各國巡聘の命を奉じたれど、已を得ざる事情よりして、之を派遣するを得ず、其任を解くに至りしを以て、遂に筑後守に伊豆屬島巡視並に小笠原島開拓の事を委任し、目付服部歸一をしてこれを璽せしめたり、而して予もまた隨行を命ぜられ、剩へ身分をも取立られて、新規被召出、切米三十俵(世祿)被下、外國奉行支配調役並被仰付、との榮命を受るに至れり、而して文久元年十二月三日を以て、軍艦咸臨丸に搬して江戸を發し、海上風濤の爲に、其航程を遲くし、翌年正月の上旬に島に着し、流寓せる各國人共を呼集め、諭に依て日本の屬島となすべきを諭し、其政令を遵奉すべきを約し、もしこれを肯んぜざれば、船便次第にこの島を立去るべし、尤所有の土地家屋等は、日本政府にて相當の價にて買取べしとの意を以てせしに、一人の不同意を唱ふるものなく、皆受書を呈してその承諾を表せり、是に於て山を刋り道を通じ、又各流寓人の既に占有耕墾せる土地を撿し、改てこれが圖を製し、これが劵を給し、其餘は、これを官有として、爾後移民に分給すべき準備を定め、又外人所有の土地の內にて、形勝の地を相して、(洲崎村內扇が浦)これを買上げ、將來我官廨を取立べきの地として、假に此地にある廢屋を修理して、上陸休息の場とし。母嶋には、僅に一人の英人の住せるあるのみなりしが、これ又父嶋の例に從ひてこれが處分をなし、附近の小島嶼を測量し、父嶋を分て三村とし、これが名目を定め、又嶋名山名等を定めて、開拓の規模漸く定り、屬吏數名を殘して、嶋地を發し、三月二十七日を以て江戸に歸り其命を復せり、猶其地の蕞爾小嶋たりといへども、常時傳說するがごとく巴那馬の地峽鑿開の暁なりて、西洋との交通に便あるにいたれば、各國船舶の爲、南サンドウ井チと對峙して、太平洋中最重要の地たるべき

旨を論じて、決して開拓に怠りあるべからず、と上申せり、今島中扇が浦に建る所の碑は、實にその事を記せるものなり、曰く

伊豆の國、八丈嶋の南、北緯二十七度、九重の都のひんがし、四度二十七分にあたりて、ひろきせばきそこばくのしまありしを、東照す神のおやのおん時、文祿の二とせといふに、小笠原民部少輔貞頼、みゆるしをかうふりわたりそめしより、此の島ながくしるべしとて、小笠原島といふ名を賜はりたり、されど浪路のいとあらければにやありけむ、いつしか渡り通ふこともなくなりにたりしを、其後享保十三年に、彼貞頼の後なりけむ、宮内貞住、せちにこひて又さらに渡りしかど、そのかみおほやけさまにも御ことしげくやおはしましけむ、さしてきは〳〵しきみ定めもあらでなむやみにし、かゝるはなれ島にはあれども、固りひとの國にしもあらぬを、いたづらにすてのみあらんには、風波はげしきわた中をゆきかふ船路のたよりもよろしからざめれば、いかでこの度は、おこたることなく斷わりせよと、おきてさせ給ひて、水野筑後守忠徳のぬし、服部歸一常純のぬしらに、此事のれち〳〵つかさどらせたまひぬ、しかあるによりて、このみつかひの人々、さるやむごとなき仰ごとをかしこみ、いとすみやかに船よそひして、やがてともづなをとかれんとなり、かゝれば、このこといとなませ給ふためしを、沖津島根の石にきざみて、とこしなへにとゞめたまひつたへたまはむ、とあることのよしを、文久元年十二月のはじめにおしこまりうけたまはりて、黒河主人春村しるす、

かくして其後軍艦朝陽丸、及帆前官船等を以て、移民を送り、又切組材木を輸して、かの扇ヶ浦に官廨を建築し、移民の家屋をも取立、島内漕運の爲、押送り船數隻をも給し、其上農學本草に長ぜる士を（栗田萬次郎、井口英春、）差して開墾の事宜を計畫せしめられぬ、折から越後の人平野廉藏といふ者外國鯨漁船を買受て、島にありて鯨漁を試みん事を願出で、其許を受けたりしが、初一回には何の得る所もなく空歸せしを以て、官また其船を雇ひて、當時江川太郎左衛門手附たりし中濱萬次郎に附して、鯨漁を試みさせたるに、二頭を獲て歸嶋するに至り、八丈其他南嶋の民往々移住するものあり、外船の大港（ロイド港）に出入するものも、追々頻繁にして、稍開墾の緒に就きしも幾くもなく突然在嶋の官吏移民悉皆撤回の令あり、依て建築せる官廨及び移民の住宅、並に官に屬せるバルカス形小艇、押送り船數隻、皆之を流寓外人に付與して歸途に就けり、その所以を問ふに、當時嶋内に住せし米國人ホーツンといふものありて、酗酒の上暴行せしを、在嶋の吏これを監禁せしを不法なりとて、米國公使より償を請ふべし、と非理の要求ありしによれり、此時安藤閣老既に黜けられ、外國との交渉は、何事を論ぜず、これを忌避るの政略たりしかば、かゝる非理の請

求をも、納るともなく。斥くるともなく、畢竟此島開墾などゝのことあればこそ、かくのごとき煩雜をもおこすなれ、とてこれを棄るに決せしときけり、

かくの如く幾多の財を廢し、時を費し人を勞し、漸くにして其効見るべきに到りて、棄て顧みず、よし又彈丸黑子の地たりとも、再び我國の版圖に入れたるをも、かくのごとき瑣々たる事端を處するに憚りて委ること土塊も啻ならず、これ何人の意に出でたる、吾人は史を論ずるの士に向ふて、其時柄政者の姓名を告げんとす、是實に越前老侯松平春岳の政事總裁の任に膺りて、其施政の第一着にありき、而して世に賣國者と誚られ、國賊と唱へられたる、安藤閣老は、却て此開拓の發起人なりし、昔や闢國百里とたゝふべきの榮は、却てこの國賊其人にして、今や蹙國百里と嘆ぜんとする縣は、當時の輿望に副ひ、朝廷の思召も目出度といふの老侯なりとは、抑亦一奇ならずや、加之唐太分界の談判のことも、魯西亞政府との約束に背き、此を棄るの已を得ざるに馴致せしも、亦此時にありしをや、

◎皇妹降嫁　附　長井雅樂の上言

安藤閣老は、外にして、兩都兩港の開期を延べ、小笠原島を開拓し、唐太島の分界を定め、外國軍艦の恣に沿海に繫泊するを制して、國防を嚴にし、貨幣を改鑄して、市易の利を計らんとし、内にしては、京師調和の第一策として、皇妹の降嫁を申請したり、これ蓋し井伊元老よりの貽謀なりしなり、抑も將軍家の配として、内親王を請まゐらするは、此時に創りしにはあらず、既に第七代の將軍有章公(家繼)の爲に、靈元帝第十七の皇女八十宮を迎へ奉るの豫定なりしも、會ま公の薨去の爲に事果さずといへども、幕府にては、御簾所としてこれを淨林院殿と稱し奉り、御賄どもを、まゐらせたることあり、されば井伊元老も其前蹤を追ひ、皇武合体の惟一の手段として、これが經畫をなせしものなるべし、然るに一棘手の事情の起るあり、蓋し亞米利加を初め英佛等に通信通商の約を結ぶに方り、堀田閣老の上京して事情を奏上せしも聽可せられず、不得已東歸して、諸侯に諮詢し、後に圖る所あらんとせしも、事既に切迫して其暇なく、竟に井伊元老の勇斷を以てこれを決行し、隨ッて間部閣老の上京して其後を彌縫するに至り、結局關東にても攘鎖の志あり、たゞ其時を竢むぬを奏上して、纔に結約の可許を得たるは、前條數述るところのごとし、即ち當時勅旨の在る所は、(大樹公已下大老々中役々にも、いづれ蠻夷に於ては如叡慮相違、前々御國法通、鎖國の良法に可引戻段、一致の儀被聞食云々)との沙汰を奉じて、此局を了せしは、これ既に鎖攘を預約せしものとなりて、皇妹降嫁の事に至りても、その前約を踏ざるを得ざるに迫れり、於是此際京師より仰下されし勅語に曰く

夷狄月々猖獗、御國威日に逡巡之儀、深被爲惱宸襟、段々關東へ往復有之、終に七八ヶ年、乃至十ヶ年之内には、是非應接征討、何れにも必可及拒絶旨言上、依之暫御猶豫有之、武備充實海軍調練は勿論、第一皇國一心一同不相成ては、攘夷厭倒し難き儀にては間、先闔國中一和の基源立度叡慮に付、願之通皇妹大樹に配偶、公武御合体、宇内に被表候而、深重聖慮遐邇に布告し、海内協和、御國威更張之機會不失樣、屹度被廻遠畧候儀、被思召候事、

是幕府よりこれをいへば、攘鎖を賭して、皇妹の盤降を請ひたるものにして、京師よりこれをいへば、攘鎖を質として、降嫁を許されたるものなり、即國是の一定する所は、數年の後は必拒絶をなすへしとの一點に歸宿せり、是決して幕府の意にあらずたゞ、その調和を計るに急にして、一時姑息の策に出でたるは知るべしといへども、これによりて自から益其責を重くして、罪を上下内外に得るにいたりしなり

されば幕府にも、一面はこれによりて調和を維持せんとせしも、猶一面は、いかにもしてこの勅旨を回して、朝廷の意を啓き、以つて其重責を解かんことを求めたりしも、其方を得ざるに困しむ折柄、長州侯の國是を一定せんとの上書あり、其藩士長井雅樂をして、公武の間に周旋して其事を計畫せしめんとせしに會せり、將に溺れんとするものは、一莖の藁をも便りとするものなり、幕府は直にこれに依賴して、其志す所を達せんとせり、即ち目付駒井左京と淺野伊賀守をして、專ら其事に參與せしめらる、此盤雅樂と共に江戸京師の間に往來して計る所あり、長州侯も亦これを助けて東西に奔走あり、雅樂の幕府に獻言せし所は、今傳ふる所なし、其京師に在りて正親町三條大納言に上りしといへる意見書は、全く開國にあるものにして、其要は左の如し

(前畧)ヶ樣人心の不和を生じ候源と尋候へば關東御據なき御次第有之候由にて、叡慮御決定も無之內、和親交易の御條約有之由に付、逆鱗一方ならず、關東の御處置御取糺、條約御破壞遊され度との御事に候え共、關東に於ては、一旦外國へ對し、御條約相濟の儀を、無筋に御破壞相成候ては、忽戰爭之門を開き、即今莫大の御國難に立至り、且數百年太平鼓腹の武士を以て、干城に御當なされ候義御心許なく思召候哉、速に御奉令も無之、因循無斷今日に至り、判然たる御處置無之、かゝる迫切之時勢、右樣無斷に時日を費し候ては、彌増傾覆に迫り候事、凡庸淺智の者にても頓に識得仕候には、況乎群才富智の關東に於て、御洞見無之筋は有之間敷、假令御疎漏有之候共、言路塞り候と申にても無之、定而忠諫仕候者も可有之、然るに前段の通り御決意の御處置無之は、鎖國之御決定有之候はゞ、即今莫大の御國難を生じ、又航海の御決定有之候はゞ、彌増逆鱗甚敷、御國內如何樣の異變出來も難計、御國內異變出來候ては、所謂鷸蚌の憂眼前の事と、

御遠慮有之、態と無斷に時宜を御待なされ候共に可有之、評じく奉存候、元來闕夷と同等の和親を結候は、開國已來無曾有の事に候らば、假へ御據なき程の御次第有之候共何と歟御申宥置せられ、第一叡慮御伺、且後來の處置をも豫め御定め置、其の餘にて兎も角も御沙汰可有之御事に候處、左は無之、輕易御國体を御動し被成候義、元より如何之御事故逆鱗被遊候も御尤千萬にて、假令御嚴糾被仰出候共、聊御申譯無之程之御事柄に候ら共、深遠の叡慮既往御咎なく、今日に至り候、亦御國内異議を生じ候ては御大事と思召候而已に可有之、實に寛大不測之叡慮、蒼生の幸甚不過之、有難奉存候らば、萬死を不顧直言仕候、云々

かくのごとく、公武乖離の本を探り彼此各是非ある所に推論し、而して又これを結んで曰く、

破約攘夷と申儀、只今に至り關東へ被仰出候は、乍恐態と御威光を御損じ被遊候に相當り、尤不可然乎と奉存候、其仔細は、關東にて、只今約を破り候ては、御國の御爲宜からずと御決定相成居候樣相見候へば、幾度綸命有之候共、表は御奉命有之候而、實事の御奉行無之儀を、度々被仰出候らば、其度毎に御威光相減し、歎かはじく奉存候、然共時勢を以て私考仕候らば、輕卒御奉行無之も、傍ら御不策とも難申候はんか、然ば公武共御國之御爲を思召候義は御一般にて、右樣御違却相成候は、定而京都には、關東を柔弱恐怖と思召し、關東には、京都を御暴論と厭はせられ候に可有之、遂に隱微の中、猜疑不和を生じ、百事万端因循苟且の根源と相成、一振之目途無之、口惜次第に奉存候、仰願くは、偏に皇國之御爲と思召され京都關東とも是迄の御凝滯、丸で御氷解遊され、改而急速航海御開き、御武威海外に振ひ、征夷之御職相立候樣にと、嚴勅關東へ被仰出候はゞ、關東に於て決て御猶豫は之有間布、云々

蓋し此意にして能貫徹せば、從前の葛藤も、一時に氷解すべかりしならん、惜むべし長州藩中黨派の軋轢の爲、雅樂の周旋もその力なく、竟に罪を得て自裁を命ぜらるゝに至り、幕府もまた自播て朝意を回するの勇なく、久世閣老(大和守)の上京(久世は、尤雅樂の言を容れてこれを任用せんとせし人なり)も中沮し、尋で安藤閣老と共に職を退くに至り、これに代るの人、また實心國に盡すの志なく、たゞ京紳の鼻息をうかゞひ、浪士の横議に動かされ、施政の方針一定せず、大原三位東下、幕府政体一變するに至りて、德川氏威權全く地に墮るに至れり、

◎大原三位東下　附　生麥村斬英人

單に攘夷とのみいへば、たゞ外國との交をたち鎖國の舊に復するものゝごとくなれども、其說を唱ふるものに就てこれが剖析を試みんには、其中に種々の異見あり、また種々變遷あるを見む、かの

徒らに夷狄近くべからずとして、彼我の勢を審にせず、外夷の跡には、踵なきものとし、伊勢の神風は、いつも堅艦巨舶を覆すに足るものなりと妄信するの輩は、暫くいはず、やゝ事理を解するものはいはく、昇平二百年の久しき、幕府にも、諸藩にも、武備廢弛して、士氣振はず、此際にありて、一震盪一警醒するところなからざるべからず、されば外夷と戰ふ、固よりその勝を期すべからずといへども、そめ／＼彼がいふ所に唯諾して、我從來の國法を改むるは、殆ど服從の姿あり、故に一戰して、神州の氣力を示し、後に和に出では、かれが侮りを招くまじ、と是當時一種の說にして、攘夷を以て開國の首途とせむとする者、水戸老侯のごとき、蓋し此說を持せられたるものゝごとくにして、所謂有志家なるものゝ其初は多くは此一派なるものゝごとし、而して他の一方はいはく我邊防單薄にして、砲艦の備なし、孤注の一戰を試みて、一敗地に塗んか、國家金甌の缺再び補ふに途なし、故に姑く彼が請ふ所に從ひ、通交通商の道を開き、以て異日武備充實するを待て、膺懲の典を擧むに如かず、とこれ持重老成遠慮あるものゝごとくにして、幕府施政上の方針、大方はこの說に類するものあり、而して京師にても、最初の期する所は、全くこゝにあるものゝごとく、因循一日の安を偸むの徒は、以て口實となしやすきものあるを以て、當時の俗論は、概ねこれに傾けるものにして、表面は齊しく攘夷論といふといへども、其實を究めば、前者とは全く相反するを見るべし、抑幕府の天下を治むる、東照公創業の始よりして、專ら儒學を奬勵あり、隨て忠孝の敎、王覇の辨、名分の說、往々人心に浹洽して、涵養の久しき、人々大義を知らざるなく、又かの天皇御謀反などゝ唱ふるがごときものなく、かりそめなる院本小說のごときも、往々にして尊王の思想を有するものあり、（馬琴の所著に至りて殊に多し、）かの靖獻遺言派の學問は、西南に行はれ、水戸流の敎育は、東北に洽く、大凡士人の學を講ずるは、尊王の志を抱かざるものなく、加之幕府の治世既に久しくして、甚しき失政あるにあらざれども、人心既にこれに厭たるの勢あり、而して封建制度の餘弊は、門閥の限甚固して、人材の下にあるもの志を達するによしなく、その無事に苦しみ平素鷄を聞て起舞せむとするの徒往々にしてあり、恰もこの外事の起るに際し、時こそ至れり、と腕を扼し髀を攘げて、此風雲に乘ぜんとするものゝ生ずるは、勢の當に然るべき所なり、而して外事方に般にして、幕政と朝旨と相齟齬するを見る、剰へ水藩の士が朝紳に遊說して、密勅を請下し、幕府また其獄を治めて過嚴なりしより、京師と幕府との乖離益甚しく、遂に攘夷を唱ふるは、即ち朝廷の主旨を奉行するものゝごとく成行て、初は單に攘夷を唱へし者、今は變じてこれに冠するに尊王の二字を以てし、天下人士の心同じく然とする所に投せるを以て、其氣焰益熾なるを加へたり、

さればかの草野に在りて、事を喜び功を好むの族は、皆これによつて其志を達せんとす、されどこの

尊王攘夷とへる一黨に就きて、其裏面を察せば、是亦其種別あるを見るへし、盖し夷狄を攘ふは、聖天子の志し給ふ所なり、理の是非と事の利害を問はず、一意奉行せんこと、是日本人民の務なり、況んや征夷の職に在りて、（征夷の二字に、朝廷幕府を初め、當時の人々に誤解ありしことは、近頃諸賢の論破する所なれば、今またこゝに贅辯せず、）天下の寄を荷ふ者をやとは、一方の説にして、これ難きを幕府に責むるものなりといへども、其志す所は、幕府をして能く朝意を体せしめ、是を以て其累代の權を墮すことなからしめんと期するものにして、此蜚の攘夷といふものは、たゞ其聖意に出づるを畏むの餘に出づるものなれば、聖意にして一たび開國に傾かば、また必しも鎖國を主張せざらんとす、これ佐幕の尊王説にして、攘夷はたゞ尊王の手段たりとするものなり、當時諸藩の説多くこゝにあるが如く、朝紳の老蜚また要路にあるものは、往々此説を持せり、（岩倉諸卿の一時奸黨を以て目せられたるは、此説なり、）幕府にありても、會津藩のごときは、實にこれを奉じて周旋せしものゝごとく、幕吏の多數も、文久以還は皆この説に和せるものとおもはる、中には此説をかりて、自己出身の地をなし、一時僥倖を邀めんとせし輩さへ少からざりしがごとし、而して他の一方は、則ち然らず、朝命を奉じ攘夷に從事するの因循を機として、益これを窘め、益これに迫り、竟にはこれを倒して、王政の復古を圖らんとするものたり、これ倒幕の尊王説にして、當時有志と呼るゝ諸士の内、先見遠識あるの俊傑は多くこゝに注目して、京紳の内またこれと志を同うするあり、而して攘夷の二字は、聖意の存する所なると否ざるとに關せず、たゞこれを推立て以て倒幕の旗幟とせんとせしものなり、反て幕府の現狀如何を顧れば、表面尊王といふ名義の正大なるに怵して、其裏面を看破する能はず、悠々泛々として適從する所なきの態あり、抑德川氏の天下の權を制せしは、たゞ其實力によるものにして、その官位の崇と、その將軍の名と、源氏の長者たるを問はず、其實は五位相摸守の陪臣を以て、天下文武の政を管せし鎌倉の北條氏と異なる所なきものなり、されば其實力あれば、其實權あり、其實力なければ、其實權なし、其實權の得喪は其實力の存否によれり、然るに外事初て起るの時、既にその累代負責專任の權を捨て、自身職分内の事を以て、京師に稟し諸侯に諮り、既に天下に實力の消耗を示せり、井伊元老の政に任ずる、やゝ其實力恢復に力を用ひしも、不幸兇手にかゝり中途にして其功を遂る能はず、之に嗣ぐ安藤閣老のごときは、其智慮識見、或は井伊元老に優る所あるがごとく、幕府執政者中に錚々たりと稱すべきも、資格既に卑く、膽力亦遜る所ありて、天下を壓服すへきの器ならず、故を以て無賴浪士が攘夷を唱道して盜賊の業をなすをも、これを制取する力なく、皇妹の降嫁を請ひて、京師との調和を謀るも、たゞ一時苟且の計に出て、攘夷の命を奉じて辭せず、竟に反對黨の爲に制せらるゝの基をなすを避るの

罕なく、僅に長井雅樂が京師に周旋するとの說を聞きて、遽に其重に倚りて事を成さんとするがごとき、縱令その說にして行はるゝも、人に仗て事を就すもの、亦たゞ以て幕府實力のあるなきを示すにたるのみ、是豈かの倒幕尊王の徒の掌を皷して笑ひ、額に手して慶するの時ならざるに非ずや、されば北に淸河八郎あり、西に平野二郎あり、皆旣に業に明に四方に遊說するに討幕を以てし、京紳を慫慂し、諸侯を糾合して、事を擧げんとするに憚る所なし、こゝに於て四方の士、皆これに和し、期せずして京師に會し、事情益穩かならざるに至りしは、實に文久元年より二年にわたり、竟に島津三郎の朝旨を奉じて、大原三位を護して東下するに及び、幕府實力存否の試驗は、實にこの時に行はるに至れり、

島津三郎初和泉と稱す、後水野和泉守幕府の老中たるに及び、これを避けて三郎とよぶ、鹿兒島侯の孽子にして、故侯齊彬の弟なり、齊彬卒して子なきに際し、その子を立て嗣とす、されば名は支族にして、其實は父たり、その藩に在ての勢力知るべきなり、而して此歲四月を以て兵數百を卒て上京せり、此時に方りて四方の浪士、京師に集り、攘夷を說き、討幕を唱へ、喧閙頗る甚しく、其名尊王にありといへども、其統一する所なきを以て、披猖放肆の態、京師にもやゝこれを厭ふの情なき能はず、而して幕府旣にこれを鎭壓するの力なき折柄なれば、三郎の上京を幸として、これが鎭撫を命ぜられたり、三郎はその手始として、其同藩士異論のもの伏見にある者をさへ殺して以て其威を立たり、時恰も長井雅樂の其藩主を戴きて、京紳間に周旋するの際なりしが、其藩論を一にする能はず、却て爲に罪を其主に得て自裁するに至り、事竟に敗れたり、こゝに於て朝意益三郎に嚮ふて、これに倚重するに至れり、これその成敗の異なれるは、三郎と雅樂と、その藩に於て資格勢力の太相逕庭せるによりて然るものにして、強ちに其說く所の開國論の京紳の好む所に投ぜざるのみによるにもあらざるべしとおもはる、三郎既に志を京師に得て、遂にその意見を陳べて、公武調和の策を譖し、朝議こゝに定りて、所謂三大策を齎らして、勅使大原三位を護して東下せしは、その五六月の際にあり、

これよりさき、長井雅樂の猶京師に在て公武一和の周旋をなすにあたりて、朝廷より幕府閣老の上京を促されたり、久世閣老は從前の關係あるを以つて、將に上京して事を計らんとす、然るに雅樂が事既に敗れたるをきゝ、稍逡巡するの際、朝議勅使東下に決して、また老中を召すことを沮めたりしといふ、幕府は初に長井雅樂の說を容れ、萩侯の献言を用ひ、京師との調和を計らんには、かの戊午の大獄を平反して、京紳の歡心を買はんこと第一着なりとして、先尾張老侯、一橋卿及び福井高知兩老侯の謹愼を解き、將軍親しくこれを延見し、安藤閣老は尤も攘夷黨の疾視する所

なるを以て、其職を免じ、溜詰格を命じ、又上洛の典を擧げんことを擬せり、是蓋し久世閣老が上京の時に、贄として京師に奉るべきものなりしならんに、荏苒の際に朝廷に一着を先ぜられ、久世閣老をさへ職を罷るに至りたり、

大原勅使は、此三大策に就て、將軍家の必ず其一を擇び行はんことを執告せり、（三大策と、當時これに附せる詔勅とは、世傳ふるもの多し、故にこゝに録せず、以て讀者の煩を省く）然るに此三大策の内、五大藩を以て五大老とすべしとの儀を除、餘の二條（上洛と一橋卿春嶽老侯との二件、）は、幕府既に成算のあるあり、既にこれを實施せしもの、（春嶽老侯に政事總裁を任せる事）、あるほどなれば、其旨を奉するに於て、異議あることなかりし、されど、世以てこれを幕府の意に出しものとせず、朝旨に迫られ、三郎の力に恐れて、枉て服從せしものゝごとく見倣し、以て幕府實力のあらざる徵とし、其權の恐るゝに至らざるを識破するの一端となれり、況んや、其初幕府にて上洛の擧あらんとは其意國是議定にありしもこゝにいたりては朝旨の在るところのごとく攘夷のことを議せんが爲の上洛のごとくなりて益反對黨の氣焰をして盛なるに到らしめたり

かくてその七月一日、將軍大原三位を延見してその勅答を上らしめられ、大原三位は、意の如く其使命を達し、島津三郎にも從て歸途に就きたりしに、ゆくりなくもこゝに一難事を惹起すに至れり、

そは八月二十一日の事にして、三郎西上の途生麥村通過の際、その先驅を騎して蹶ぬけたる英人ありて、從者その一人を殺し、三人（一人は婦人なり）を傷けたるなり、時の神奈川奉行阿部豊後守は、此變を聞くや、直にその組頭若菜三男三郎をして、程ヶ谷の旅宿に就きて下手人穿鑿の事を談ぜしめ、此事の落着まで滯留あらんことを求めしも、彼は此件に付て英國より責言あらば、薩藩自からその責に任ずべし、幕府に累を及ぼすことなかるべしとて、これを肯ぜざるを以て、直に小田原藩に撤して、函根の關門を鎖して、その西上を沮むべきを達し、其旨を幕府に上申せしに、幕府は大に駭き、かくては三郎が歡心を失ひ、京師の首尾をそこなふべしとて、肆に諸侯に檄し、後に閣老に上稟せしは、越權の處置なりとて、奉行を譴責し、小田原藩には、三郎の通關肆なく許すべしと令したりときけり、

此豊後守は、職に奉行に在るの時、專ら簡易を主とし從來繁重の陋習を去り、頗る外人の心をも得たり、後本家を相續して、奥州白河の城主となり閣老に任ぜられたり、

◎亞米利加荷蘭へ軍艦製造委托幷留學生派遣

かくのごとき時勢に際して、凡事の外國に涉るものは、人皆耳を掩ふの有樣なるに、獨り亞米利加合衆國に軍艦製造の委托ありたると、荷蘭へ留學生派遣せられ、彼地に在て軍艦製造の擧ありしは、

時にとりて頗る惜むべきに足るものあり、其來因を推原するに、蓋し亞米利加の先任公使ハルリスの忠告に出、又時の執政安藤閣老がこれを採用せしに起原せしものにして、殊に其始末を敍して論史者に報道せざるべからず、

亞米利加修好條約第十條に曰く

日本政府、合衆國より軍艦、蒸氣船、商船、漁船、大砲、軍用器並兵器の類、其他需要の諸物を買入、又は製作を誂へ、或は其國の學者海陸軍法之士諸科の職人並船夫を雇ふ事、意の儘たるべし、都て日本政府注文の諸物品は、合衆國より輸送し、雇入る亞米利加人は差支なく本國より差送るべし、合衆國親交の國と、日本國萬一戰爭ある間は、軍中制禁の品々、合衆國より輸出せず、且武事を扱ふ人々は差送らざるべし、

是他國條約中にあらざる所なり、而して其訂約の始にあたり、ハルリスが故らに斯一條を加へて、其懇親の意を表し、又我國を輔けて萬國と並立すべきの地位を與んとの厚意に出で、時に其談判に當りたる岩瀬等の諸子も、後來の希望を抱きてこれを甘諾せしものたるや知るべし、さればハルリスが任既に滿ちて歸國するに際し、特にこれを安藤閣老に說きて、我政府に軍艦の用意なかるべからず、學術傳習の等閑るべからざるの時勢なれば、此條約に基きて斷行あるべしと慫慂せり、故に文久元年七月九日附を以て、左の書翰をハルリスに送りて、公然此事を委託せり、

以書翰申入候、兼々會話の節相談及び置候如く、別紙注文の通、軍艦二隻、その政府工場に於て打建方賴入度、就ては先般此方役人差遣爲立會候事可然旨忠告の趣あれども、右は即今治定の答及がたく、猶後日の商議に讓り、兎に角右二隻の軍艦、製造の儀は、其政府の懇親を賴み、萬事周旋を望ところなり、尤委細の儀は、猶外國奉行より引合可及候間、其段心得らるゝ樣いたし度候、

これハルリスが國に歸るに先て、九ヶ月の前に在り、(ハルリスが歸國は、二年四月なり、)されば幕政の一變せしにも拘らず、これを一の外交上約束のごとく見做し、外國奉行軍艦奉行の時の執政に迫りて、必履行せざるべからずと強て申立たるが爲に、二年九月其前金を後任公使プラインに渡し、猶引續き前後六十萬弗を仕拂ふに到れり、而してこの書翰中にもいへるがごとく、立合の役人を兼て、海軍及び軍艦構造傳習の爲、學生を派遣することもこゝに決したれど、合衆國には南北分離の戰爭あるに際したるを以て、これを斷り、恰も荷蘭國にも軍艦注文の宿約あるを以て、留學の諸士は荷蘭に派遣するに決せり、其人名はさのごとし、

內田恒次郎　林研海　伊藤玄伯(今方成)　榎本釜次郎(今武揚)　澤太郎左衛門　赤松大三郎(今則良)　田口俊平　西周助　津田眞一郎(今眞道)　外水夫職工數名

此等の人々を差して、航海造船は勿論、其他學科を習學せしめられたり、而して其事のかくまで遂行るゝを致せしは、實に軍艦奉行木村攝津守(今芥舟、前に亞米利加に使節派遣の擧あるとき、咸臨丸に艤して、太平洋を航過し、初て旭旗の光をかの桑港金門に輝かせし以來、專ら海軍擴張に力を致せし人にして、鎖攘の說盛に行はるゝの際も、亦進退を以て其不可を論ぜしこともありと聞けり、)が盡力多に居り、且時の勘定奉行小栗上野介が費用支出に任じて、周施せるによれりといふ、而して荷蘭の方は、四年の春秋を經て落成し、應慶三年五月、橫濱へ航來せり、これを開陽と名け、其堅牢我國軍艦中比なしと稱せり、(此船、後に脫走の徒の率る所となり、蝦夷地江差に在りて礁に觸れて沈沒せり、)亞米利加の方も、彼內亂漸く治りて、纔に其內の一隻を差越すべきの消息ありしも、其他二隻、(最初二隻の注文なりしが、後に改てコルヘット式二隻、ガンボート一隻を誂ることゝなりたり、)の事は、何とも聞ところなかりし、時しも征長の事起り、幕府には軍艦の要需あり、依て外國奉行をして爾時代理公使たりしポルトメンに就て、その催促をなさしめしも、急に應ずる能はざれば、殘金を取戾たしと談ぜしめたりしも、固より先任公使が一個人の資格にて、引受たるものにて政府の干るところにあらざれば、代理公使の職務として取扱ふあたはず、いづれにも此より使を派して親しくプラインに就て談判あるか、又は橫濱に在る同國商の內信用すべきものに托して取扱しむるの外なしとて肯んぜず、折柄、プラインの所業に於ては、頗公明を欠くものなりと、誹謗の聲中外に起れり、幕府は猶更其事を處理することを急にして、數ポルトメンと謀る所あり、然るに亞米利加にては、南北分爭の際、南部の注文にて、佛蘭西ボルドーにて造構せる新式甲鐵船ありて、內亂平ぐの後送り越せしを以て、今は其まゝ、政府の分捕品として取押へあり、いまだ海軍の籍に算入せず、日本政府よりこの讓受方を請求あらば、本國政府には悅んでこれに應ずべし、己れもまた爲に力を盡すべし、然らんには先にプラインに委托せしがごとくならず、公然外交上の手段によらざるべからず、かつその爲に使を派しプラインより剩餘の金額取戾し方を處理せしむべきかた便利なるべし、とポルトメンよりの忠告を得、外國奉行軍艦奉行は、勘定奉行と共に其事を建議したりし折柄、先に注文せし軍艦、(富士山といふ)購入せる大砲銃器等を載せて橫濱に來りしも、跡軍艦のことに於ては、更に何の沙汰もなかりしを以て、彌派使の事に決したりし折柄、新任公使ワルケンビユルグの渡來に會し、竟に之と協議して、小野友五郎等をして亞米利加政府に使せしめ、かの軍艦讓受の事を處分せしめたり、爾時閣老より亞米利加政府へ申入たる公書にて知るべし、曰く、

以書翰申入候、此度我政府に於て、貴國政府の軍船讓受の義に付き、我國へ在留の貴國ミニストルフハンワルケンビユルグへ賴入候處、同人早速貴政府へ申立呉候趣に付、改て勘定吟味役小野

友五郎開成所頭取並松本壽太夫を貴國へ差遣候間、委細の事情右兩人より被爲承知、大統領へ述言の上、我方所望行屆候樣、可然周旋有之度、此段賴入候、

こゝに於て、兩使は彼地に於て、ブラインへの渡過金額を受取しに、數年間の利子と、且戰亂後、銀楮の價格差違甚しかりしを以て、意外にも百餘萬の金額を得て、その甲鐵船を購ふに餘りあり、猶砲銃等買入、跡諸勘定の爲殘金は彼方に預けて、兩使は歸朝し、海軍士官小笠原賢藏等を殘して、かの甲鉄船に乘組せ、南米角岬を廻りて歸航せしめたり、是實に慶應二年より三年の間の事なりし、而してこの船の遠海を航來し橫濱に着せし頃は、既に維新の初に會し、國內穩ならず、亞米利加公使は局外中立を守りて、暫く我方へ引渡すことを肯んぜず、奧羽平定の後漸く政府へ受取に至れり、是後に東艦とよぶものなり、

◎水野筑後守致仕

一葉の墜る、以て秋を知るべく、一缾の氷れる、以て冬を知るべし、識者は一士の進退を以て時運の消長を卜すときけり、予は水野筑後守が致仕せしに於て、この感なきあたはざるなり、筑後守は幕府に於て祿高五百石の士のみ、されど嘉永の初、擢られて目付となりしに始まりて、長崎奉行に遷り、こゝに初めて英國水師提督ゼームステルリング、荷蘭理事官ドンクルキユルシユスと談判して、長崎箱館の兩港船舶の入ることを許し、缺乏品を購買することを許すの約を結びて、初て外交の事にあたり、尋で安政戊午、亞米利加初五國條約訂結の際、岩瀨、永井、堀等諸士と共に、外國奉行を以て其事に從ひ、隨つて橫濱開港の計畫、二朱銀の鑄造通用等に盡瘁し、爾來凡そ外交の事に於て、陽に陰にこれにあづからざることなく、且岩瀨其他の人々の或は死し或は罪を得てよりは、筑後守獨外事に任ずるの勢あり、侃々諤々知ていはざることなく、安藤閣老のごとき、才を恃て自から用ゆるの癖ありしも、深く其人を重んじ、敢て他の有司と同視せず、かの「ハルリスは漸く手にいれたが、筑後はまださうはゆかぬ」との嘆息は、その一時の戲言なりしとはいへ、當時筑後守の幕廷にありて、いかに當路者に畏憚せられたりしや知るべし、されど外交上の重要の任に於ては、いつも不幸にして其事にあたるを得ず（亞米利加及び歐州各國への使節のごとし）といへども、其の謀議に參し、協贊匡正する所は、實に鮮少ならざりしなり然るに文久二年七月、突然箱館奉行を命ぜられたり、此れ松平春嶽政事總裁の職を奉じ、幕政改革の初めなり、當時邊疆の任輕からざるを知り、長崎箱館の奉行皆其任地に在任せしめ、一方面の任を專らにせしめんとの政畧なり、殊に箱館奉行は、蝦夷地開拓の事をも兼任して、北方開港場の長として、貿易其他外人に接するの職、實に北門の鎖鑰なり、其任固より輕からず、隨つて其人を擇むも固より其所なりといへども、筑後

守を以て此任に命ぜしは、これを用んとにはあらずして、これを遠けんとの意に出でしもの〻ごとし、これその强項の性、時宰に容れられざりしによるといへども、その議する所、大に當時の政寀に反せしを以てなりし、筑後守が最初に反對せしは、長井雅樂をして京師に周旋せしむるの一事なり、以爲らくこれ閣老の正に任ずべきの事なり、外藩の士人に賴み、縱令その功を成し得るも、幕府の權はこゝに墮落すべし、故にもし開國を以て朝廷に說かんとならば、久世閣老躬から進んで其局に膺りて其力を盡さゞるべからず、しからんには已れも其下に隨ひ、死を以て從事すべし、と力爭して得る能はざりしかば、蓋し此時已に官を去るの志ありしと、然るに、春嶽の政事を總裁し百事革正の期となれるを以て、筑後守は再び此時を以て第一に開國の國是を定めんことを上言せり、鎖攘の事、從來の行がゝりより、京師關東の間に自然約束あるがごとく、皇妹降嫁のことよりして、殊に幕府の責任たるの觀あり、されば此際從前の執政者を黜罸するの機を以て、是迄只管朝意を遵奉すと稱して、其實事理に於て不可なる、時勢に於て不能たる、攘夷の旨を微言諫爭することなく、彌縫といへばいふべきも、結句朝廷を欺罔せし從前の罪を自白し、總裁をはじめ閣老にも上京して、公卿諸侯に謀りて開國の大規模を一定すべし、春嶽は諸侯伯の內に重望あるの人なり、幕府の支族としても、亦幕府內にありての資格としても、溜間の班にありて、實に家門譜代中の上席にあり、

加ふるに提封三十万、その藩力も以て其志を遂するに餘りあり、況んや其藩論は夙に開國に在りしをや、これ筑後守が專ら春嶽に屬望する所にして、これを輔けて朝旨を廻さんとし、己れも身を挺して此事に當らんと企てたり、以爲らく攘夷の事畢竟朝旨に出づる者といふを以て、天下の囂々を致し、幕府其間に介し、中外に其威信を損ずるにいたりしも、一旦朝旨開國に定らば、かの無識無謀の暴徒はいふを待たず、所謂革命に志すの輩も、以てその口を閉執するを得べし、然してこれにつゞきて幕府の組織を革め、その內廷と外廷とを分離し、その經濟を別ち、內廷は將軍親近の士を以てたゞ左右給仕の侍にのみ給し、外廷は文武の二途に分ち、武は武士の家職として、旗下の士のごとき從來軍役の制を革めて實用の隊伍を編制するに於ては、世祿の多寡に從ひて、兵賦を出さしむべし、然る上は文官に任ずるもの、當今のごとく其世祿あるものは、別に職俸を給せざるの法を改め、閣老をはじめ皆其職俸を給すべし、然れば旗下の士二三男厄介も、其材あるもの皆これを用ゆるを得べく、諸藩の士も、別に德川氏の臣屬とするに及ばず、直に其材に從てこれを擧用し得べし、かくして人材下に沈滯することなく、百揆以て、擧るべきはいふを待たず、又以て志あり才あるの士をして不遇を嘆ずるの餘り不逞をおもふの根を絕つべし、此機を以てこれをなさゞれば、再び幕府の權を恢復し得るの時なしとて、益々春嶽をはじめ時宰に向ていたく爭議せしときけり、遂には時宰もこれを

避けて、筑後守が面謁を乞ふときけば、事に托してこれを辭するにいたれりと、而して忽ちに箱館奉行の命を受くるに至りしかば、筑後守も此までなりとして、其職を辭する而已ならず、並て隱居をも願ふに至りしと、時宰もかくなりては、さすがに棄てがたくや、數々其同僚村垣淡路守をして、慰諭せしめたれども、筑後守は峭直の質にして、不撓不屈の精神は、寧ろ剛愎執拗の誚あるほどなれば、いかにこれを肯んずべき、竟に九月三日に及びて、退隱を遂げ、自から癡雲と號せり

筑後守は其身を處するの嚴正なるに似ず、士を愛し才を憐み、跅弛の士といへども、よくこれを容れてこれを器使し、其下に遇する又殊に恩あり、前にもいひしごとく、幕末三士の一と稱せらるゝも、實に所以あるなり、蓋し岩瀬の穎敏なるに遜ふも、持重は或はこれに過るあるべく、小栗の英果に及ばざるも、人を容るの量ありとは、皆人の許する所なりといへり、その退隱の後なりき、三條姉小路兩勅使の東下に方りて、その世に傳播せし勅旨といへるもの、日本を焦土とする云々の語あるを聞て、慨然其所親にいつていはく、當今諸浪士輩が幕府を以て不臣の志ありとし、承久の事をなさんなどゝの臆測を逞くするものあれども、幕府にはたゞ京師の首尾を繕はんことのみを勉て、寧ろ卑屈に失するの狀あるほどなれば、敢てかゝる大不韙を詑さんことはゆめあるべきならず、安藤閣老のごとき、最も此嫌疑を受て、爲に兇手に傷らるゝに至りたれど、其人となり才ありと雖も膽なくいかでかゝる企あるべき、そは過去の事なれども、今勅使の宣する所、果して世間にいひはやすがごときあらば、予は平生徳川氏祖宗巳來の遺意を奉し、孔孟程朱の敎に育はれ、他人に比して頗る尊王の念に富むものなりといへども、予にして力あらば、かしこくも承久の事を行はんとおもふものなり、其故をいはゞ、外交の事起るより、幕吏の爲す所多少過あるは免れずといへども、結約の始より今日に至るまで、その心を盡し力を勞せしは何事ぞ、條約を維持して我國をして世界列國の仲間にいれ、且は國土人民の安寧を計りしにあらずや、然るを字内の形勢をも察せず、和戰の利害をも究めず、日本全國を擧てこれを焦土とすとも、攘夷を實行遊ばされたき叡慮なりと執達ありときけり、假令その勅使はこれに附隨する浪士輩に指嗾されて、これが傀儡たるにもせよ、既にこれを——勅使といへは、即かしこくも聖天子が親ら宣せ給へるものと聞かざるを得ず、然るにかゝる口上あるは何事ぞ、幕府は先其勅使をとゞめ置て、閣老をして上京せしめ、このことの果して叡旨に出でたるや否やを糺し、もし叡旨に出てずとせば、兩卿は矯詔の大罪なり、宜しく相當の處分あるべし、萬一叡旨に出でしとせば、幕府は誠心を以てこれを諫沮し奉るへし、しかして聽納あらせられざれは、畢竟國を保もち民を安んじ給ふこと、その天職にてましますからは、其の天職を盡させ給はんには、いかなる御恐りもいかなる御好みをも枉げさせ給ふべきを、たゞ御一身の御望みを遂げ

させられんが爲に、此國土を焦土となし給はんとは、恐ながら天職を奉ぜさせ給ふべき御心とは思はれず、されば其後幕府の處置は、知るべきなり、臣節を失ふの悲はこゝに斷念せざるを得ず、是固より伊尹の志ありてなす所、內に顧みて疚しき所あるまじと、果してこの論ありしや否は、知らずといへども、筑後守性格と抱負とは、よつて見るべきに足れり

◎將軍上洛並攘夷の期定る

所謂三大策履行の初として、一橋卿は、輔佐の職に任ぜられ、松平春嶽は、政事總裁として專ら幕府內の政事を改革し、隨て將軍上洛の禮を擧らるに決し、勅使大原三位によつて其事を上奏せしめられたるは、文久二年の七月に在りき、然るに同じ年の十一月、三條、姉小路の兩卿、又候勅使として下向あり、抑攘夷の事、遠く間部閣老上京の際、其約を預かしめし姿ありて、近く皇妹降嫁の時、閣老連署して申請する所を容れて、其事を實行すべきの勅諚を下さるゝに到りしといへども、其勅旨を案ずるに、「七八年、乃至十ヶ年の內には、是非應接征討、何れにても必可及拒絕旨言上、依之暫御猶豫これあり、」との趣あり、大原三位東下の時に至りても、其第一策に、欲令大樹率大小名上洛、與公卿太夫議治國家攘夷狄上慰祖神之震怒下從義臣之歸嚮啓萬民化育之基比天下於泰山之安」とあり、夫これを、御猶豫これありといひ、又與公卿太夫議といふ、また即時決行するのいひにあらざるなり、然に三條、姉小路兩卿の執達する所にいたりては曰く、

攘夷の儀は、先年來の叡慮、方今に至るも更に御變動は在せられず、柳營に於て、追て變更新政を施行し、叡慮遵奉に相成候條、叡感斜ならず、然る處、天下の人民、攘夷に一定無之候ては、人心一致にも至り難く、且萬一國亂の程も如何叡慮を惱ませられ候間、柳營に於て、彌攘夷決定有之趣に諸大名に布告有之樣思召れ、策畧の次第は、武將の職掌に候間、早速詳審に衆議候て、

至當の公論決定有之、醜夷拒絕の期限をも奏聞を遂られ候樣、御沙汰の事、

これ七八年乃至十ヶ年の間、暫御猶豫といふに相反せるのみならず、大樹上洛諸侯公卿と議すべしと云に背けり、その彌攘夷決定有之趣に諸侯に布告有之といひ、拒絕の期限をも奏聞といふは、これ攘夷を議するに非して、攘夷を命ずるなり、僅々數月の間にして、かくのごとき相違を見ること、これ一に彼浮躁の京紳、浪士の激論に左右せられたると明けし、されば幕府の爲に謀るに、前既に上奏せし處に據りて、後者の勅諚に奉答なさゞるこそ相當なるべかりしなり、さるを猶且唯々諾々敢て抗議する所なく、

勅旨謹而拜見仕候、勅諚の趣奉畏候、策略の儀は御委任被成下候條、藎衆議上京の上委細可奉申上候、

と答奏するに至れり、

於是、攘夷の事は、公卿に諮るにも及ばず、諸侯に議するをも須ひず、一もなく、二もなく、こゝに一決して、この度將軍の上洛は、その策畧を上奏する、だけの事とはなりぬ、されどその期限を定むるは、策畧の一なり、殊に策畧の最要とする所たり、これ固より將軍上洛の上決定せらるべきなり、然るをかの反對黨は、關東の實力存するなきと看破せしより、劫してこれを制せば、何事も成し得べしとして、轟武兵衛久坂玄瑞の輩、共に事を謀りし公卿、當時國事掛りといへるものに迫り、上洛を待たず先發として上京ありし一橋公に命を傳へて、攘夷期限を定め、上奏あるやうありたし、と決死を示してこれを說きしより、轉法輪三條中納言を初め、他の七卿は一橋卿の旅宿たる本願寺におしかけ、この儀いかにと催促あり、其危機一髮の間に在るが如き景況、據なき事とや見られけん、卿には其定期を上奏あるべしとの決意あられ、松平肥後守等も力てこれを贊したりしも、流石は春嶽老侯には、將軍の上洛を待たず、此數人の意を以て決奏せんこと然るべからずと、力爭ありしも、多數の決議終に卿及松平容堂松平肥後守に連署して、これが答をなすに到れり、これ春嶽老侯が突然勇退に及ばれし一因なりときこえし、而してこの答奏の趣に基き、左の布令あり、

攘夷期限、大樹上洛之上上言之趣、昨冬勅使へ勅答有之候處、即今不容易時勢差迫りしに付、過

日以御使、一橋中納言殿御尋相成候處、別紙之通申上候間、一同爲心得拜見被下候事、

別紙

大樹上洛之上、滯在日數十日之御定相成候間、二月廿一日出帆より、海上往返風波之障無之候得ば、四月中旬之內、攘夷期限に相成申候、尤歸着之日より廿日御猶豫被下度儀は、先般申上置候儀に付、右は其積に相成候事、

かくのごとく攘夷の狂熱は、一層一層と熾にして、曩には攘夷の事を議するが爲の上洛ときこえしも、今は攘夷勅諚拜受の爲に、故らに上洛あられしごとき勢とかはり行て、三月七日參內の後は、男山行幸に供奉なし奉り、其場にて攘夷の節刀を賜るべしとの豫定あるにいたれり、幕府には之に抗すべきの力もなく僅にその日に至り、將軍病を以て供奉を辭させられやゝ其鋒を避たるまでにとゞまれり、當時の景況を見るに將軍は全く二三京紳の手中に把持せられ、二三京紳は又幾多の浪士輩に弄せらるゝごとき觀ありて、これを極言すれば無政府とも云べき狀なるがごとし、

蓋し將軍上洛の一擧は其初め長州侯の忠告に出で、之を以て尊王の實を表し以て京師の懽心を博し、以て長井雅樂が周旋の地をなさん爲にして既に其決議ありて之を布告せし折柄又大原三位東下三策の一として其來行を促されたれば、一も二もなく來三年の首に、遽にこれを決行すべしと定められた

るか如し、

島津三郎は、三策の中一事幕府にて奉行あらば、其他は必しも速に決行あるに及ばずとて、上洛の事には同意なかりしといふ、而して其の證として、三郎の書を傳ふるものあり、當時の關白近衛忠熙に奉りしものなり、曰く、別段申上候、大樹御上洛の發端は、先度勅使大原卿關東に下向の節、三ヶ條の内、其一奉行可有之との御内命も有之、其譯早く關東へ相洩、一橋越前出頭相成候ては不可然との儀にて、專ら久世安藤の私計を以て、速に御上洛を發したる由、就而は叡慮遵奉の實意には無之、越前出頭を忌み勅命を差拒候奸計に御座候、且又只今さへも、東海道驛々人馬の差支不一方、内實は愁嘆の聲路傍に滿候向に相聞え申候、今般御上洛の入費、凡八十萬兩の賦に傳承仕候、誠に莫大の失財に御座候間、右を全く武備の方に被振向候はゞ、攘夷の叡慮奉行の基本にも可相成と存候、

此の書をして僞りならざらしめば、幕府に上洛のこと奉命ありしにも拘はらず、猶ほこれを沮まんとせしもの〻ごとし、然ども上洛の一擧は、幕府既に決する處ありて、疾よりその用意にかゝれるほどなれば、決して一橋卿春嶽老侯の政事に參せんことを妨たげん爲めの一時の手段に出でしにはあらざるなり、これを當時の事實に徴せばよく其眞相を看破し得べし、蓋し雅樂周旋の事は實に

此年の二月にはじまりて淺野伊賀守等が共に京師に到り其事に參與し、江戸に歸りて具狀せしは四月の九日に在り而して其月の十一日を以て安藤閣老は辭職して、溜間詰格を命ぜらる（水野築後守が此事には安藤閣老は餘りに乘込ざりしとの評ありしと參考すれば、此辭職の由る所知るべし）これ三郎の久世安藤と一口にいひし事の臆測たるを見る、而して溜間詰は、幕府譜代諸侯の最上班にして、閣老の退てこれに入るは榮とするものなれば、安藤の退けるは、罪ありとせられたるに非るを知るべし、たゞ尾州老侯をはじめの謹愼を解き、追々は政事に參せしめんとには、安藤閣に在る時は頗る妙ならざるものあり、且既に三月十五日を以て、板倉周防守水野和泉守の閣に入るあり、以て久世閣老を輔けてこの一劇を演ずるに足れり、故に安藤は、施政上の圓滑を慮り、姑く身を退きしものと知らる、しかして雅樂は其廿二日を以て、再び江戸に來り、引ちがへて長州侯世子長門守は江戸を發して上京あり、其一往一來皆幕府の爲はかる所を遂げんとするに外ならずとおもはる、而して雅樂が江戸に着せるの後、三月廿五日を以て、尾張老侯、一橋公、春嶽老侯等の謹愼を解き、尋で五月七日を以て登營あり、將軍に謁し、即日春嶽老侯は、政事參預の命を受け、又同日に久世閣老も上京の命を奉ぜり、而して島津三郎の動止如何と顧るに、三郎が上坂せしは、實に四月十日にして、其上京は十五日にあり、伏見の一擧、暴徒を力壓して、大

に朝廷の依頼する所となりしは、正にその廿三日なり、かの三大策の議決して、大原三位東下の命を蒙りたるは、また五月十一日なりとす、當時驛遞の遲緩なる、京師江戸間の往復は至急なるも五六日を費さゞるを得ず、之を以てこれを推すに、安藤はもとより、久世といへども三大策の議決と大原三位の東下の消息を知り得て、これが計をなすの暇なきは、事實上に徵すべし、況や春嶽老侯の政事參預の命ありしは、上洛發令の六月一日より先だつ事殆ど一ヶ月前にあるをや、されば上洛の事は、決して春嶽老侯等の政事に參するの障礙をなさん結構にあらずして、而して三郞のいふ所は、自己の疑猜に基ける臆言たるや明けし、然れども三郞は、幕府を輔けて尊王の實を擧しめんとするものなり、しかるに既に成算ある上洛の事を中沮せんとせしは何事ぞ、是蓋し其發議者の長州藩にあるを以てなるにあらざるなきか、爾時大原三位の俄に譴を蒙りて閉居するも吾人は三郞の此一嚮と共に、京紳中長黨薩黨の相軋する餘に出るものなるべしとおもふ、かくのごとく、幕府は、たゞ人に依て事を成さんとのみ志して、自己の實力によりて、自己の志を達せんとの勇なく、雅樂が周旋といへば、雅樂により、三郞が調和といへば三郞に賴み、以て專ら京師の意を廻さんとするに汲々たり、此の際にありて從來の罪を謝し、將軍官位の謙退を請はれたるにても、其情知るべし、然るに事期する所にちがひ、長藩には尊王を唱へ、倒幕を計るの志士少からず、藩論こゝに一變し雅樂が京師に入るを支て、直に藩國に引渡し、これを自裁せしむるに至り、長門守も今は傍觀の地に立たざるを得ざるのみならず、藩士は却て京紳を皷舞し、浪士を煽動するの狀あり、幕府の曾て賴で事を成さんとせしもの、却て敵位に立にいたり、三郞も亦時の不可を察せしにや、將具に藩國の安危に掛念せしにや、去年生麥にて英人を戕殺せし一案の爲、英國より軍艦を差向け、鹿兒島を襲ふとの風説あるを口實として、倉卒京師を去れり、幕府の初め長薩二藩を賴みて、左右に提撕せられ、京師の調和をなさんとせし希望は、悉く畫餅となり、孤立の勢をなし、攘夷の旋渦中に捲きこまれて、脫する能はざるの結果をなせり、況んや現に浪士輩の方に志を得しの時にありて、己に異るの輩は、肆に斬殺し、かの等持院の木像の首を切り、これを梟示し、剩へこれに標して、「今の世に至り、此姦賊に超過候者あり、其黨類數多にして其罪惡足利の右に出」といへるごとき、明かに其討幕の意思を暴露せしものにして、其事將軍上洛間際にあるがごとき、所謂面あての所爲、目中既に幕府なきものといふべし、勢かくのごとくなれば、前に述るごとく一橋卿其他が京紳の劫制に抗する能はず、攘夷期限の勅答あられしは、實に止を得ざりしなるべし、然るに此事江戸に聞えたれば、幕府有司は大に驚き、三奉行大小目付連署して、左の意見を建議せり、

前略去る十一日夜、勅使轉法輪三條中納言七卿、一橋殿御旅舘へ被差向、攘夷期限の義切迫の御談

判有之、種々被盡御談判の上、一橋殿外御三卿より攘夷期限の儀は、此度公方樣江戸表歸御を期限と御定、猶公方樣御上洛の上表向て被爲仰上候得共、一橋殿御始評决の處、右の通御審面を以て前書八卿へ御差出相成候段、一橋殿御始右の通り御取計被成候は、深御思慮も有之義歟とも奉存候得共、兼て勅諚の御旨にも、天下の人民攘夷に一定無之ては、人心一致に難至、且國亂の程も如何被爲惱叡慮候間、於柳營彌攘夷に決定有之、速に諸大名へ布告有之候樣被思召候尤策畧の次第は武將の職掌に候間、至當の公論に決定有之、醜夷拒絶の期限をも奏問の樣被仰出候義に付、御上洛御發駕以前、諸大名存念御尋有之、策畧の次第は關東へ御委任、御上洛にて夫々可被爲仰出候處、未だ御上洛も不被爲在以前、已に前條の通切迫の被仰出御座候而は、諸大名の存念御聞糺も無之、人心一致の處を御考念無之、御委任の策畧被仰上も御聞入無之、無謀の戰爭を開き數百年昇平煕治に浴し候萬民、忽塗炭に苦み溝壑に轉斃仕ても、無御頓着と申義は、千も萬も有之間敷儀と奉存候、是非夷虜御拒絶の義被仰出候はねば不相成次第にも候はゞ、先第一に帝都の守護御行屆不被遊、當時大坂御臺場向も御取建御調中の事、夫迄に御成功と申にも至間敷、たとへ必死を極め候とも、防戰の具無之候而は、目前に戰敗と可相成義を御請の義は乍恐征夷御職掌に而御承諾は不相成、御上洛中如何樣御日合相懸り候ても、再三前文の御趣意被仰上無之て

は、相成間敷、右は日本國中の大關係、殊に東照宮以來の御仁德御武威も難被爲立、御請被遊候而天下國家の御爲不相成義に御座候而は、乍恐竊と御覺悟被遊候外有之間敷、若又然をなして非人共劫制仕候て、右樣の御次第にも、相成候義に候えば、御上洛被爲在候社幸に御座候間、根元を徹候程の御嚴重なる御處置被爲在度、德川御家の御盛衰浮沈にのみ無之、天下萬民永世の處を御深慮被遊、世界萬國に被爲對、無謀不義の汚名を御取不被遊、日本の瑕瑾御殘し無之樣に奉存候、

云々

そのいふ所によりて是を見るに、京師の一變は、全く幕府の意外に出しもの丶ごとく、猶此後不測の變あらんを恐るゝ所あるを見る、さりとて上洛の事は、既に中沮すべからず、所謂騎虎の勢なれば、たゞたゞ上洛の上にて、かの二藩の助けを頼みて、計る所あらんとおもひしなるべし、今は頼みとせし甲斐なきのみか、爲に欺かれ、爲に賣れたるかを疑ふまでの狀ありて、將軍は京紳の重圍中に陷り、何事もその意のまゝ、即ち浪士輩の意のまゝにして、いひがひなくもたゞ彼等が鼻息を仰ぐが如き觀あり、竟に五月十日を期して、攘夷を行ふべし、と公然の布告あるに至れり、在江戶の有司は、この事をきゝ、益々激昂して、再び前議を反復し、左の書を上りて、これを力諍せりときけり、書に曰く、

今般攘夷之期限、尚又去る二十一日被仰出、鎖港之義に付篤と勘辨仕候處、支那和蘭兩國之交易は往古より御許容にて在留仕候崎陽も、同時に御拒絶、日數三十日を限り、外夷一人も在留無之樣可致旨被仰出候趣、詰り御難題の御儀と奉存候、皇土國境の安危に拘り、覬覦之情を奮起し、無名の戰爭に及び候而は、千萬の御失策、御挽回難相成候間、順序を以て追々被及應接、事理を盡し、虛實寬猛之中に名分相立、攘夷の御運びに相成候はゞ、御名義も相貫き、御策簭御設施可相成と存奉り候得共、三港一擧に相鎖候御趣意にては、時勢の安危に御拘無之、不論是非、御難題に相當り、彼を知り己を知るの御處置に無之、釁端相開き、各國より御國地蠶食被致候ては、後年〇〇の皇統も無覺束、神祖已來の御武德も御頹廢、實以何共可申上樣も無之、無御據御場合、前件の御次第被仰立、御職務御辭退被遊旨御願候て、江戸表は御本陣、和宮樣、天璋院樣も被爲在、且〇〇御願立被遊候上は、御謹愼御大切の事に御座候間、直に御歸城にて、御恐縮被爲在、寬大の御沙汰被爲待可然儀と奉存候、乍恐神君以來、征夷の御職掌、一時御廢申上候儀奉勸段は、臣下の身分にて如何にも不埒至極難奉申上候には共、開闢已來の大患、奉申上候迄も無御座候には、苦心之條密々奉言上候、

これ大政返上を勸告するものなり、王政の復古を圖らんとするものなり、而して京紳の未だ敢ていはさる所、尊王浪士のいまた敢へて唱へざる所、却て幕吏の口に出でんとはまた異ならずや、然れども當時の勢を察するに、德川氏の爲に謀るには實に最上策にして、將至當の事といふべきなり、たゞ怪むところは、當時在江戸の有司中智或はこれに及ぶものありとも、敢て此非常の議を一致協合して上言するの勇ありしや、此書は斷烟文書の内に得たるものなれば、或は當時一二かゝる發議をなす者ありしも、之を公言するまでに及ばず、所謂廻議中に沮止せしものにして、今たゞその稿案を存するものなるかを疑はざるを得ず、然らずして果して公達せしものとするも、一橋卿には從來の行がゝりよりして、嫌疑の地におはせば、これに喙を容れられしなるべく、守護職松平肥後守と、將軍に陪して京師にありし板倉閣老の如きは、いづこまでも德川氏の政權を失はしめまじとの熱心家なれば、かれ等によりて束閣せられたるものなるべし、(某氏の公用日記中四月二十七日の下に「御辭職之儀建白尾公に上る」とあるを見る、されば江戸に留守たる尾張侯の手にとゞまりしものか)たゞきく所によれば、當時京師に在りし目付澤勘七郎は、照德公に咫尺して、親しくこの事を上言せしことありきと、兎にも角にも、幕府有司内やゝ事を解せしものはかゝる見を持せしや知るべきなり

大勢既にかくのごとし、幕府も既に其恃とする長薩二藩の援を失へり、而して朝旨を奉じて政治總裁とし、大に幕府の非を示せし春嶽老侯も、事の日に非なるを見て、その辭職の上奏、また裁下せられ

ざるに、蒼黄國に脫歸せり、今は將軍の京師にある一日なれば、一日丈けその威權を傷くを見るのみ、何のなす所ある能はず、されば隨從の閣老輩も、たゞ將軍を一日も早く此の重圍中より出さんと計るの外なく、數々上奏して東歸を乞ふも、數々聽許を得ず、關東にありては、かの生麥にて英人を殺せし一案よりして、英國よりの責言あり、外交上危機に迫るに至りても、猶將軍の東歸を許されず、將軍は下坂ありて、攝海の守備撿視あるがごとき、たゞ戰備に汲々たるの外觀ありき、

さればこの時に大村丹後守(肥前大村)に、長崎奉行の任を命ぜられたり、長崎奉行の職は、幕府の舊制によるに、たゞに外國貿易の事を司るのみならず、事あるの日には、古鎭西探題の職として九州諸藩を督するの任あり、故を以て其權頗る重し、されども攘夷決行せられて、守防の事を都督せしめんには、小祿の幕吏縱令俗に云ふ如く、十萬石の格式といふといへども、西陲諸大藩を制馭すべき力あるまじとの議を以て、當時大村侯の賢名あり人望あると、其家祖先の曾て外交上に干係ありしと云を以て、その外樣たるを論ぜず、殊に選ばれて此重任を授けられしものと知らる、(後改て長崎惣奉行と稱し、幕府より命ぜられたる時の長崎奉行服部左衛門佐は、猶ほ奉行の名を以てこれを佐けしも、幾ならずして大村侯は其職を辭し、後更にこれに命ぜらるゝ人なかりし、されば當時將軍より脇差を賜り、厚く依頼する旨をも傳へられしと云、皆戰守の備をなすに外ならざるなり、

初將軍の上洛に先て、幕府には諸藩に令して、攘夷の方略を議せしめたり、これかの「策略の次第は、武將の職掌に候間、早速詳審に衆議候て、至當の公論決定有之、」との勅旨に基けるものなり、當時上言する所、今或は傳ふるものあれども、率ねかの攘夷の潮渦中に捲込られ、一の卓識正論なく、陳々相因るを見る、獨り松代(眞田信濃守)藩士佐久間修理のその藩主に上言せし一書は、當時の俗見を排斥し、最も人意を強ふすべきものあり、今こゝに附錄して、論史者の一讀を煩さんとす、

今般公儀より勅書御寫御廻し相成被仰付候樣は此度勅書の通被仰出候に付ては、銘々の策略被爲聞度の間、巨細相認、來二月御上洛前迄、早々可差出との儀に付、右被仰出候御書付、勅書御寫、御用番矢澤將監より相示し、御見込被仰立候御考合にも相成候樣、策略見込の次第、早速申上候樣申達候儀に御座候、右御尋の策略に至候ては、私儀などの能及候處に無御座候、唯私儀のみ能及候處に無御座候のみならず、御家の左衛門佐樣、楠公等と雖、御策略は立申間敷、唯左衛門佐樣楠公のみに無御座、孔明孫子太公望と雖、力に及がたかるべく、唯孔明孫子太公望のみに無御座、孔子孟軻といへども、恐くは策略の出る處有御座間敷奉存候、いかにと御座候に、孟子齊王に語られ候にも、小は固より大に敵すべからず、寡は固より衆に敵すべからず、弱は固より强に

敵すべからず、海内の地、方千里なるもの九にして、齊國集めて其一をたもてり、一を以て八を服せんとするは、鄒の小國にして楚の大國を押領せむとするに異ならず、盖また其本に返れと被申候、今此大地の周圍を獨乙里法はて量り候に、〇〇〇〇四百四里にして、其面積九百九十七萬八千九百六十萬里有之、然る處大凡其四分の三は海にして、人類の住居すべき陸地、其の四分の一に御座候、當今は外蕃測量の學、精を極め、五世界の總坪數をも明細に積り、二百三十七萬九千百五十六方里と愷に相定候事に御座候、然るに本邦の面積、獨乙里法にて量候えば、一萬方里に滿たず候、さ候えば五世界二百分の一には遙に不足に御座候、外國は過半不毛の地にして、本邦は盡く膏腴の土と見なし候而も、百分の一に過ぎず、强大の外國に比較候ては、其大小の懸隔、唯鄒と楚のみならずと被存候、其上外國の學術技巧は、その三大發明、(自注閣龍が新世界、哥白爾尼が地動、奈頓が重力、)日に月に致長進、天文地理船艦銃砲城郭の制等、一として其妙に至らざるは無之、且蒸氣機の學盛に相成候より、海上には蒸氣船を走らせ、陸には蒸氣車を行り候、近頃當年より五年以前、獨乙にて開板に相成候新地圖を得候て、披覽仕候に、魯西亞、佛蘭西、英吉黎、獨乙の窩々斯德禮幾、孛漏生、沙瑣尼亞龍越連、庚耳何勃爾觚、翁加利亞、蘇亦節蘭土、和蘭、白耳義、彌利堅諸國の內、皆盡く山を截り谷を開き、短きもの數十里、長きもの千里に餘り候、自注本邦の里法を以て量り候也)、其國力の强大富有、果していかなるべきや、此一事を以ても推考すべき事に御座候、然る處本邦は大朝を御初め、御船政御砲政等未だ御全備に至らず、列藩とても同様の儀、二三藩かれこれより善きも御座あるべく候得共、外國に比較候ては、未だ不行届勝と被存候、

前畧如此御樣子にては、和蘭の一小國を御抗拒御座候半も、乍恐無覺束存奉候、和蘭をば誰も小國と輕視候ヘども、多くは未だ其實を究め得ず、いかさま本國は三十餘年前白耳義の分れしより、益々狹小に相成候ヘ共、地誌を詳覽候ヘば、尙印度、彌利堅等に頗る廣大の領地有之、日南諸島は大抵其所有に御座候、日南諸島丈にても、本邦より廣大に候ヘば、其歲入とても恐くは本邦より遙かに多かるべく被存候、左候て年久敷航海貿易の利を營み、其國力を盛にし、軍艦の用意も行屆候ヘば、敵に取らせられ候はゞ、此一國の御抗拒も、當今の御姿にては實に無覺束奉存候、然るを況んや外四大國を併せて、一齊に御拒絕御自由に被遊候半哉畧、いづれよりして立ち可申哉、蓋し亦其本に返られ候樣奉願度儀に御座候、抑五世界の學術技巧次第に開け、各國の勢力此姿に相成候も、實に天運の然らしむる所、皇國獨其天運を奈何させらるべき、且御鎖國の手段にも、充分の御國力と御技倆無御座候而は不被爲相叶、又學術枝巧は、互に切磋して求長候もの故、た

と〜此節御鎖國之御計畧被爲屆候とも始終御鎖國にては、御國力も御技倆もやがて外國に劣らせられ終に御鎖國も遂させられ難きに至り可申、是本邦當今の御形勢に馴致候を以ても明らかに知らるべき儀に御座候、夫よりは少しく御志を被爲降、(自註本邦を世界の大中國の思召にて、外國を總て夷狄と御稱呼御座候等の御儀、少しく御斟酌被爲在度、此儀は天下國家の御爲、大損御座候て、小益も無之儀と奉存候、抑戎狄蠻夷の稱呼は、漢土の中國にて、邊陲の外邦をさし候辭にて、代々の歴史、本邦の傳をも東夷傳に收候、是は全く漢土の地彼のごとく早く闢け、代々聖智の王者出で、賢哲の臣下も多くこれに從ひ、人倫の敎も明かに、禮樂刑政制度文物かたのごとく備り候故に、倫理綱常もなく、文字の敎も屆かざる邊土どもを呼れたるに御座候、然るを本邦にて其謬に倣ひ、只顧外邦他國を貶し、學術技巧制度文物さへ、此方よりは備り候と見え候有力の國をも、戎狄夷蠻と御稱呼被爲在候は、乍恐中正の御儀とは不奉存候、本邦にて夷と稱し可申は、蝦夷に限り候義、日本紀に其證慥かなる義と奉存候、征夷の御稱號も、本蝦夷に出候義、蝦夷の外本邦にて夷と呼可申國は、上古以來無御座義と奉存候、往古任那、百濟、新羅も夷と被稱候義無御座候、琉球も夷と御呼被成候事は無御座候、只今もし朝鮮琉球等の小國を夷と御稱呼御座候半に、必甘じて受け申間敷、況や東西洋の大國を斥て、夷狄と御賤稱御座候は、但御無禮の方に落可申

奉存候、國語に夫夷狄冒、輕傲にして貪て讓らず、其の血氣治らず、禽獸のごとし、其たまく來りて貢ものをつらぬるも、馨香嘉味を俟ず、故にこれを門外に座せしめて、舌人をして其の性体のまゝ委てこれを與へしむと御座候、いかさま禮儀の敎をも知らず、上下の別もなく、食物等に臨ては、血氣に任せて馨香嘉味を俟ず打食ひ候樣のものに候はゞ、禽獸に近しとて、是を門外に座せしめ、狗畜にものを與ふるごとくに被取扱候も其理あること、又戎狄の方にても、其稱呼を甘んじ其禮を受て柔服候故、仔細もなき事に候へ共、當時外蕃の使節來朝の節、これを門外に座せしめ饗應せんと御座候半に、納得可仕や否や、此儀納得不仕候はゞ、夷狄の稱も決して納得不仕候のみならず、其御不當御無禮をも糾し申上候樣の事に至り可申候、深く氣遣ひ奉存候、天下國家の爲大損ありて小益なしと申候は、此義に御座候、外蕃の御取扱は、即ち賓禮に屬し候義、賓禮は即五禮八政の一につき、厚くせさせられずはあるべからず候義と奉存候、厚くし候と申義、無下に彼を崇めおのれを屈し候義には無御座、御辭命を能く修められ、至當の禮義を以って、御手薄の扱無御座、彼より分毫の可奉指摘筋無之樣被爲在度御義と奉存候。)外蕃と禮義を以て御交通御座候間に、公武御合体にて、御國是を被爲定、○○御勵精被遊、古代神聖の己れを舍て人に從ひ、人に取て善を爲すとの規模に被爲則、外蕃の長ずる所を悉く被爲集、外國にも追々日本領

を被爲開候樣せさせられ候にしくことあるまじく奉存候、左候はゞ、御國力の强盛も、諸蕃の上に出で銃砲の修煉、彈藥の貯蓄も、諸蕃の上に出で、軍艦の數も、諸蕃の上に出で、將材異能の士の衆多なるも、諸蕃の上に出で、兵卒の鍊熟も、諸蕃の上に出で、城制の堅固も、諸蕃の上に出で候樣被爲在候はゞ、兼ては窺窬の禍心を致包藏候國々も、自然に奉畏服、又御德化をも奉慕候上より、貢獻を脩めて來臣從候類も可有御座候、是其本に返るの說に御座候、尙書にも、力を同して德を度り、德を同して義を量るを見ゑ、司馬兵法にも、物を見て與に侔ふするこれを兩之といふとも有之、其の國力技能敵國と侔しきに至らずして、兵を構へ候儀は決して難出來、是乃天下の正理實理明理公理と奉存候、已ことなくば此道理を以て御見込被仰上、天朝大朝御共々其本に被爲反、此切迫の御時節、分毫の御過擧も不被爲在候樣奉願度儀に御座候、

そのいふ所何ぞゝの親切にして著明なるや、修理は儒學を脩め、又西洋の學に深く、弘化嘉永の際西洋砲術兵法を敎授して名あり、一旦吉田寅次郞が亞米利加船に投じて外遊せんとせしを敎唆せしものなりとて、爵祿を褫り、其藩國に錮せられたるは、よく人の知る所なり、此後元治元年幕府に辟れて京師に至り、參畫する所ありしが、所謂攘夷黨の爲に疾視せられ、此三年七月十六日彼等の毒刄に斃れぬ、

生麥事件落着附小笠原閣老上京

かくのごとく京師にては、國是攘夷に一定せしに、顧みて江戸現在の景況如何と見るに、危機旣に一瞬の間に迫れり、これ昨年島津三郞が江戸を去りて西上せるの際、生麥にて其供先をきりたる英人を殺せしことの一案なり、開港已來、國人の外人を殺傷せしもの少からずといへども、多くは暗殺竊發、登時に其跡をかくせしものゝみなれば、幕府にてその犯人を見出すこと能はざりしは、政令の屆かざるは勿論なりといへども、猶其情の酌むべき所なきにあらず、然るに生麥の一案にいたりては、堂々たる藩侯の從者、然かも其隊列の內にあり、又白晝衆目の視る所に於てす、縱令其本人は罪を恐れて直に其場より逃竄せりとの申立ありとも其主人は儼在せり、これを使嗾し敎唆せしにあらずとも、其責の歸する所は論を竢たず、然るに幕府にて、其凶犯追捕の事に力めず、看々放歸せしめしは、外人を保護すべき政府の任を盡さゞるや明かなり、されば從前の殺傷沙汰に比して、外人の激昂は殊に甚し、當時英國代理公使ジョンニールは、書簡に面接に、數幕府にその處分を迫るといへども、幕府の勢力いかで、薩を制馭し得べき、徒らに本人遁逃の上は、捕へてこれを出だすに由なしとか、または談判難儀に及ばゞ、薩藩に引受けこれを處分し、幕府の累をなすまじなんど、欺侮暴慢の挨拶を受けて、これを奈何ともなす能はず、たゞ中間に在てこれが彌縫を計るのみなれ

ば、公使もかくては果しとをもひしなるべし、竟にこれを本國に報じて、嚴重なる談判を開かんとす、されば文久二年の二月には、英國の軍艦、舳艫相啣て横濱に入り來れり、公使は將軍上洛の擧近きにあるを聞知し、一の重大の事件を申入ることとあれば、成べくは暫時將軍の江戸に在らんことを願ふ旨の書を出せしも聽かず、發程あらせられたり、(此時海路御上洛のあらましなりしを、俄に陸路に變ぜられたるは、こゝに掛念あられしときく、)而して其三月朔日を以て、最後の照會狀を出せり、其書に曰く

玆に名を記する、不列顛女王殿下のチャルツダッヘール、去年第九月十四日、神奈川近傍の東海道に於て、薩摩侯の臣下、不列顛の臣民に施したる殺害及ひ暴行の爲、日本政府へ其取始末を求むべしと命を受けたり、

此粗暴兇悪なる攻撃の様子は、其時生殘りたるものも説話し、予も亦會話の時、屢々日本の執政官へ告げたれとも、此事に付多論もなく、此説を程よく緩くせんと欲する意もなく、亦其説は全く無き事なりと拒む事もなし、

我女王殿下の政府、此暴行の件々を聞き、書を以て其不平の意を述る事左の如し、此書は女王殿下の外國事務宰相より予に贈れるものなり、

リチャルツソン君を兇暴に殺害したる事、及ひ其同伴の二男子婦人を同様に襲ひ撃ちたる事に付ては、女王殿下の政府に於て、正大に不平を起したり、○殺害人を直に吟味して、相當の罰に處し、且日本政府より倘多くの償金を出さしめ、之に由て其罪の輕重を表する事は望む所なりしに外國事務執政より賜りたる公書に、第九月十六日と記したるに由て、遂に此望を失ひたり、○其公書に云く、三郎より外國事務執政附屬の士官に告けたる返答振は、甚た不分明の事あるに由て、倘又一切の事情を委しく吟味して、之を足下(即ち予)まて報告すべし、と是全く威權なき且遁れんとする辭なり○兇暴なる殺害を爲したる時、同時に倘多く殺害せんと企てたる事は、日本執政官の意に於て、決して疑はざるべし、○政府たるもの自ら其任を知て事を施行することを得は、其殺害人を追捕し、吟味し、罪科を命し、落首せしむるは政府の爲すへき處置なり、

右は女王殿下の政府に於て注目する所なり、而して殿下政府は、日本に行はるゝ不規則なる政治の風習をよく熟考して、予に命し、台下の取次を以て、日本政府より兇暴惡行の爲め、十分なる滿足を求めしむ、

予命を奉て、此度の悪行の爲に請求する滿足の趣意は、此考案の終に明了たるべし、

先般、予政府の命を以て、口頭及ひ書簡にて、公正に請求したり、此事は最早第十二月四日のこと

なり、其請求の趣意は、去年第六月二十六日女王殿下の使臣館に於て爲したる先度の悪行に就き、日本執政官より其滿足を求めん爲め、償金壹萬。ポンドステルリングを、不列顛番兵貳人の親屬扶助金として拂はしめんとすることなり、此二人の番兵は、不列顛女王殿下のチャルシダッヘールヽ即ち予が寢室の戸前に於て殺害に遇たる者なり、

右の悪業を爲したる後、今に至るまて、已に九ヶ月を經たり、而して女王殿下の政府に滿足せしむる爲に、予より日本宰相に求めを告げしより、方今四ヶ月に至れども、未た右の償は拒み給ひて之を出さす、因て右の悪業は尚未た和平せず、○右の償金は、今又更に力を竭して、是非之を出さしめんと望む所なり、

右二ヶ條の痛哭すへき悪業は、英國の旗章に恥辱を與へ、且つ禮節を知る人民を輕蔑し、且つ悪むべき事件を盡く行ひたるに、日本政府に於て、少しもみきの兇悪なる罪狀に相當したる滿足すべき緊要の約束を絶へて出さゞりし、右の罪狀は、衆人の目前に於て、恥辱を與へ、失禮を極めたる者にして、英國女王殿下の政府にても、之を其儘に捨置くことは肯せさるへき事、是日本政府にて能く合點せらるヽ所なり、

大君政府に於て敵心ある大名、幷其臣下を罰する、威權の有無に係はらす、大君の宰相は、上に記せし如き始末にて、此悪業一件に就き、予に告知せしことを以て、其痴鈍なることと、及ひ誤解せることと、辨別なきことを顯したり、今此悪業に由て、大君政府は十分なる滿足を與ふべき爲に、引出さるヽこと當然たり、

償として出すべき金高の談判を爲すことに就き、無益なる別事件を以て、長き理解をなして之を延引し、又は免れんとし、及當今此未た和平せさる難事をは、日本政府の方に於て、全く默止することは、予か懇親の忠告と建白を賤しめて、臺下の取行ふ所の道なり、日本宰相は悪しき評議を爲し、

右悪業一件に付きては勿論、其外英國臣民のために緊要なる事件に就きても、總へて英國公使との引合に於ては、少しも事を取行ふ事なく、及ひ心を用ゐす、不親切の處置を爲せり、○此望むべからざる處置、御殿山へ新に營みたる英國使臣館を、近來權謀ありと見ゆる火付に由て、其極處に至れり、(是政府にて落成の上は、公使等の住居せんことをおそれ、自から火を放てるものと疑ひていへるなり、)又他の箇條を述れは、女王殿下の政府は、請求に同意し、不列顛に切要なる事件を十分取行はんとすれは、日本政府に於て設くる所の障碍を考慮し、及ひ其障碍は此國に於て政事に其た難事あることより生することを考察して、大不列顛は約束を爲して、大君殿下使節を以て告知せる望みに應し、大阪及ひ其他の開港延期を第一に許容したり、其後に至りて他の條約を取結ひたる

國々にても之を承諾し、而して合衆國政府は日本政府の方より或る事を同意すべき約束にてのみ之を許したり、然れども大不列顛の政府に於ては、少しも無理を云ひ掛けずして、其延期を許したり、

大君使節歸國したり、而して右一條の商議に就き、其差遣の目的を達せしことを、日本政府に告けたり、而して女王殿下へ送れる日本使節は、女王殿下の政府及ひ大不列顛の臣民より好意の待遇を受けしことに付き、先日々本宰相より書翰を予に贈り、大君の名にて述ふる所の謝辭を、此程予か政府に申送り、又予か行ひは斯の如く親切なるに、日本宰相は、此國に在留せる女王殿下の公使及ひ臣民に對し、不實の取扱ひを爲し、予か行ひとは相反して、哀しむに堪へざる所の害記を、予か政府に送れり、然れとも、予速に次件を日本政府に告け、且つ其所行より次件の事を撰ひ除かれん事を乞ふ、即ち日本政府は、大君及其大名の爲めの重切事に就て取扱ことを怠り、不信實なることゝ、不敬のことを以て、容易に不列顛の國民を取扱ふことを説明せしめたり、然るに、日本と條約を取結べる諸國民は、不列顛の長官及び臣民よりも多く惡意あることを日本の長官に與へたり、各等の不列顛臣民日本に住居し、且つ開きたる港には、數千の不列顛水夫等來りたる初、日本人に對して格別の暴戾なきは、實に思ひ及ふべからざる僥倖なり、而して日本人よりは、却て彼方へ對し此暴戾をなしたり、且彼等の人數は、日本に在る他の外國人より甚だ多し、

不列顛官吏、此の如き周密に意を用ゆるは、其同國人をして親睦柔順なる行狀を爲さしめ、此國の困難なる事勢に從つて事を爲さんとする趣意なり、

日本に住せる不列顛臣民の明良なると柔和なるにて、此の如き幸にして例もなき跡ありと雖も、彼等は常に世界中に於て自國の如く强大なる國は至少なることを忘れず、且忘るゝこと能はず、故又其臣民の受けたる兇惡なる暴行の代りに、償を要し、之を得る爲に、必ず多くの商賤を費さゝるべし、

又予此に附言す、大不列顛臣民と、日本との四年の交りにて、日本人民は、外國人を仇視し、且偏固なる舊習より出る心底なく、總て好和にして且つ親等のあること明白なり、○此國の官吏、及び公に屬する等級の人は、上執政及び大名より、下役人(兩刀を帶せる日本人)に至る迄、外國人に對して、只惡むべき妬心を抱き、不親切をなすのみなり、此事は此國の和平の人民の大切と、平安無事の身をして危難に陷らしむる者なり、和平及ひ交易の事に於ては、總て不折合の根源を除んと欲する直正の願よりして、大君政府に關ることに於ては、不列顛政府の和好柔順なる意も、日本在留不列顛名代も、之に一致せる行狀なるに關らす、日本政府にては、自ら粗惡なる評議を爲し、十分の

兇暴の爲め、償金を出すを拒み、且不列顛政府及び國民に對し、不親睦不信實より起り避け免る可らざる變を容易に視做さんと試たると思はる、

此未曾聞且つ悪しき作業を述るに由て、予思ふに大君及び日本政府は、大不列顛にて世界中遼遠終末の地に於てと雖も、兇暴の代り償金を要する爲め其勢威あること、且其商議既に確定せるを未た覺知し給はざるべし、予今は日本政府より要し且決して此より引退くことなく、又商議せし如く、少しも變改せざる償金に附ては、正大信實に述るを欲す、且つ左件を殿下及び此國の商執政に告る爲め、大君の權威ある臣たる臺下に此事を促す、公に讐敵となり、雙方に布告して師を起すと、假令此償金を無法に拒み、或は之を遁れんと欲するとも、相當なる請求を能承諾する證として之を拂ふべしと云ふ、不得已の處置を采用するとは、大なる相違あり、

此前用意の處置は、今此の如く決定して請求する償金を、日本政府にて出すを拒み、或は之を遁れんと欲する共、必ず中譯の爲め出さしむる相當の價たることを示す爲め設けたるものなれは、之を出す共損失もなく、又害もなかるべし、然れ共、若し頑固に之を拒む時は、不得已全く別の仕方にて更に哀痛すべき事体に及ぶべし、

不列顛民人に施したる殺害、及び殺害を企る攻擊に付き、償金を求める事は、不列顛女王殿下の政府にて、日本政府の難澁なる事情、及其政治に困却する所あること、能勘考して取極めたる所なり、

○然れ共、災害を蒙りたる者、及び其親屬の爲め拂ふべき償金は、今僅に數千なれとも、若し此事に付き、日本政府にて不良の評議を爲さば、粗暴且哭泣すべき兇行の爲め、今明白に求る償金を出さしめんとする公正の忠告盡く行はれざるに由り、大不列顛之か爲に不得已軍旅の用意を爲すべければ、其軍費を拂ふ爲め、右數千の金高增加して數百萬となるべし

此事に關る議事官は、不良の議を爲すとも、大君の賢明なる執政官に於ては、大不列顛の願は、日本との親睦及び貿易の交際を、無事に保護せんとするに在ることを、知り給はるべし、然れ共日本政府にて、大不列顛は徒に其威を落し其正直なる求を拒むを、少しも肯せざることを知りて會議すること、最緊要なり、

然れ共、此事に關する大君の執政官、若し當然に勘考すべきことを盡く捨置き、只時を延引せんとする術を施し、之に由て雙方少しも相敵する意なきに、日本をして一大國に對して讐敵とならしむる樣なる事あらば、此執政官等は右に付き差起る哀痛すべき事件の重き責に當るべし、

予此の如く、予か任を終へ、且以前報告したる說を以て、盡く予が意を述へ、今又次の如く明白且決定したる請求を、日本政府に告ぐべき旨を命せられたることを、謹て臺下に報す、

第一　此罪科ノ為メ十分にして盛大なる赦免を乞ふ書を出す事、其故は條約面に從ひ、差支なき道を通行せる不列顛臣民を殺害せんと企て襲撃するを、制せず、捨措きたればなり、

第二　此罪科の為め、日本國其罰を受るとして、十萬ポンドステルリングを拂ふ事、此赦免を乞ふ書の仕方、及び其体裁は、予日本政府より命せられたる委任の人と共に、商議決定すべし、

○金子償方の法も、右同様にして決定すべし、

右の回答を為す為め、日本政府へ今日より二十日の猶豫を免すべし、但し今般報告したる請求を承諾すとも、或は之を拒む共、此回答は確實明白なるを要す、日本政府より返書を贈る為め、其政府へ許したる二十日を經過せし後、若し其返答右の償ひを拒み、或は之を逃れんとし、又求むる所の償を確然と採用せざる時は、其求を拒の、返書を請取りし後、二十四時の内に、當港に在る水師提督、大軍を以て其望める償を得るに要用なりと思ふ所の處置を施すべし、日本政府右二十日の内に、十分なる返答をなさゞる時に於ても、同しく大軍を以て其望める償を得るに要用なりと思ふ所の處置を施すべし、

今より此事の處置は支那にある女王殿下の海軍總督たる水師提督の手中に歸すべし、是已ことを得されはなり、

予か方に於ては、下件を政府の宰相に同想せしむるなり、即ち第九月十四日にありし暴行の時に當て、予其裁断を法律に合する様に處置せられんことを、日本の政府に任すことを甚た好みて、予が考案をも與へたり、此考案は、其後女王殿下の政府に於て、十分良好なりとして選定せられたり、然れ共其事に由て、當今横濱にある外國人甚だ不平を抱けり、(此事考ふる所なし蓋し當時公使の政府にもとめしは稍緩慢にして嚴正ならすとの譏ありしといふものゝことし)

予は今も尚次件を日本の政府に體す、即ち予は請けし所の命令を十分施行すれとも、無罪なる日本人の損害せられ、或は死傷せらるゝを避けしむることを、甚だ強く好むに由て、予か此説を水師提督に告知すべし、然れとも、若し暴戻なる處置を施すことを必要なりとする時、其暴戻なる處置を避くることを拒めは、總て此説は施行すべき事能はざるは當然なり、故に予信實を盡し、以て次件を日本の宰相に告ぐる事予か務めとなれり、即ち若前以ての處置を為すことを必要なりとすれは、此總て緊要なることを含める全事件たる、前以ての處置を取行ふ間に、外國人の為に開きたる諸港に住居せる不列顛人、及ひ其所持の物件に對して、日本の諸君長或は大名の家臣、又は其他の人のなせる些少の難事、或は無禮又は暴戻なることを以て、直ちに信實敵對

をなすべき事に變し、及ひ戰爭に及ふへし、而して其戰爭の大小長短、及ひ其後起る所のことは、預め之れを前知すること能はすと雖も、其全戰爭の輕重と申譯は、日本政府と其政官とに掛るべし、○不列顛政府の當今の求めは十分確定し、且其なせし拒みより起れることゝ云ふべし、

此故に余信實を以て日本政府に確然と求むる所のことを告け、及ひ若し其求めに十分滿足せしめざる時は、已むを得す是れより生する所の罰を、大君政府に告知說明し、以て余より職務を施行したれば、今又他の處置を臺下に告くべし、其處置は、即ち女王殿下の政府の命に依りて、已むを得す暴戾を以て、償金の緊要なる一部を得る爲めに用ゆべき處置なり、而して其償金は、第九月十四日に、薩摩公の家臣暴惡なる殺害をなせしによつて、薩摩公に求むべき償金なり、

日本の宰相は、日本の政府に於て、薩摩公の領內に在る悪黨を穿鑿し、又は之れを召捕ゆること能はすと云ふことを書簡にて知らせ、及び屢々余に告け、又は公然と他の條約濟の諸國のミニストル等に報知したり、○此事は、人を殺せし薩摩公の臣僕を、何故相應の罪科に處せざるや、更に其道理なし、○此を以て、不列顛の政府は右のことく大君の政府を碍くる所の諸難事を熟考して、已むを得す十分にして且滿足すへきことを、自ら直に薩摩公に求むべし、

此故に、一隊の海軍、水師提督の命に由て薩摩公の領內の一港に至り、其地にて次件の事を求むべし即ち、

第一「ヘール、リチヤルソン」を殺害し、及び「リチヤルソン」に同伴せし貴女と諸君を殺さんと襲ひ掛りし諸人中の長立たる者等を、速に捕へ吟味して、女王殿下の海軍士官の一人或は數人の眼前にて、其首を刎すべし、

第二殺されし者の親族、及ひ其時竊に殺害せんと企し者の刀を免れし諸人に分與する爲めに、二萬五千「ポンドステルリング」の償金を出さしむべし、

若し薩摩公此の事を拒み、又は此求めを直に施行することを延引し、或は逃るゝことをなす時は、水師提督直に彼れに對し今求むる所の償を得る爲に、相應と思ふ程の强劇なる處置を施すべし、

余は大君の政府を甚尊敬するを以て、今薩摩公に對し施さんと欲する處の處置を報告するなり、其故は薩摩公の臣僕、其主人の父島津三郎の眼前にて、少しも悪事をなさゝる不列顛の臣民に對したる暴戾にして悪むべき所行に由て、今不列顛の政府已むを得すなす所の求めに速に應すべき樣、日本政府は、日本の大切の爲めに、薩摩公を諫むることを良好なりとすべしと思へり、○是れか爲めに日本政府より高貴なる一官人を、薩摩公の方に送りて、薩摩公の頑固より生し、又は悪き處置より

生する所の事件を防くべし、是れ薩摩公は、此粗暴なる兇行の償を强求する英吉利國民の確然たる決定と勇威を、恐らくは知らざるべければなり、

而して京師には攘夷の國是彌一定して、將軍は京師に止り、中樞を司りて、守備の指揮をなすべしなど丶の勅命ありて、この英公使より申立たる一案に於ては、數々江戶より上申する所をきゝて、少しくは識する所もありしなるべしといへども、恐くは當時大事の前の小事と見做し、事に臨んで惧るの遠慮はなかりしがごとし、されば譯もなく、償金は渡すまじとの議に決したれば、然らんには、事機測りがたし、江戶海の防禦捨ておかれず、と又候東歸の上請ありしも、又々左のごとく命ぜられたり、

英國船渡來、關東の事情切迫に付、防禦の爲、大樹歸府の儀、尤の譯柄には候得共、京都並に近海の守禦警衛の策畧、大樹自ら指揮可有之、且決戰の折柄、君臣一和に無之而は不相叶候處、大樹關東へ歸府、東西相離れ候而は、君臣の際、情意不相通、自然間隔の姿に相成、天下の形勢不可救の塲に至り可申候、當節大樹歸府の儀、於叡慮不被安候間、滯京有之、守備之計畧、厚く被相運、宸襟候樣被思召候、英夷應接の儀は、浪華港へ相廻し拒絕談判可有之候間、開兵端候節は、大樹自ら出張、諸事被指揮候て、皇國の元氣挽回之機會に可有之思召候、關東防禦の儀け、可然人村相撰可被申付候樣にと、御沙汰の事、

とありて、再び東歸の聽可を得ず、是に水戶中納言に左の通命あり、

爲關東守衛、下向被仰付候間、防禦筋之儀、大樹目代の心得を以て、指揮可有之候、先祖已來格別勤王の家柄、先代之遺志致繼述、闔藩一致、盡力防戰、可奏夷狄掃攘之成功候樣御沙汰候事、

且幕府よりは、

此度御滯京被仰出候に付、關東爲御守衛御下向、且御所より被仰出も有之候事故、外夷御處事振之事、御委任被成候間、曲直を明にし、名義を正し、御國威相立候樣御取計可有之旨被仰出候、

右に付而は尾張大納言殿、並老中へも御相談有之候樣被仰出候事

この當中にある尾張大納言とは、將軍上洛の留守として、江戶を鎭するの任におられしものなり、かくして水戶侯には、四月十一日に江戶着あり、而して京師にては尙又一橋卿に攘夷談判の御委任ありて、東下を命ぜられ、小笠原閣老は先發して江戶に至り、其端を開き、且生麥一案を處理して、其償金要求を拒斥すべしと命を崇れり、小笠原閣老、名は長行初め敬七郞と稱す唐津侯の世子にして、其實は現當主佐渡守長國には、三代前長昌の長子なり、幕府の制、長崎を以て、外國に接するの要鎭とし、肥筑二大藩を以て、其防禦を主らしめ、又更に譜代の諸侯即ち島原唐津の二藩を以て、

これを監せしめたり、されば他藩に比して其實重く、相續には必成丁の人を要せり、長行の父卒する時、猶襁褓にありしを以て、其封を襲ぐを得ず、竟に他家より養子し、又養子して、現當主に及び、長行は不幸にも厄介の姿にてありし、然に學を好み、士を愛し、交るに知名の士多く、詩文を善くし、書に工に、篆刻の微といへども、妙ならざるなく、その多材多藝なる、明山公子の名、一時天下に嘖々たり、されば諸侯伯の内にも、爲にその手を援ものありて、竟に幕府の知る所となり、内旨を以て世子たり、尋で又春嶽老侯政事總裁の任に當りて、幕政改革の時に際し、其の身の世子にあるを問はず、特典を以て閣に入り、圖書頭に任じて、老中の列を命ぜられ、人々其風采を想望せり、かの彦根元老をはじめ、間部久世安藤等前閣老を追罰して、或は封を削られ、或は其身を禁錮され、諸有司のこれに附會せる者の黜罰せられしは、斯公入閣の初に、力て主張せられたる說なりときけり、是頗る戊午大獄の爲に、報復を圖るがごとく、稍其平を得ざるがごとしといへども、當時京師積年の慍を解き、所謂有志者の心を慰め、人心を収攬して、天下と更始せんとには、また已を得ざるの政略なるべし、されど其外交を論ずるに至りては、肯て時論に雷同せず、既に攘夷の命を奉り、京師を發するに臨み、上言せし意見書あり、其末文にいはく、

乍恐天朝御一念の御誤より、萬民を御苦しめ被遊候を、餘所に被遊御覧候而は、實に不忠無此上、御尊崇を被爲失候第一と奉存候、勅命にさへ候得ば、利害得失をも不被爲計、只順御遵奉相成候事は、所謂婦女子の道にして、御職掌に被爲叶候御所置とは決而不奉存候、此理萬々御究め、速に御勇斷御諫爭被爲在候樣、千々萬々奉懇祈候、万々一是が爲、却て御不首尾の儀等出來候御場合に被爲至候共、此機會に臨候而は、夫等の邊には更々御顧着不被爲在、只民命を被爲救、國脈を被爲存候大義へ、御着眼を被爲据、斷然と御處置被爲施、天朝御尊崇の御眞意、御事業上に相顯れ候樣有之度奉存候、

これ明に攘夷諫沮の建議なり、然るに甘んじて此命を奉じ、此任に膺りしは、頗る特操なきかの疑なきあたはず、然れども深く當時の勢を見るに、春嶽老侯の如き、懿親の尊を以て、政事を總裁し、朝廷の信任する所、幕府の倚重する所たるも、猶且難を避け安を圖り、いひ甲斐なくも封國に脫歸するほどの有樣なれば、小笠原閣老にして、悻々然として此任を辭せんには、誰か亦挺身幕府の爲にこの難にあたるものぞ、されば其意を枉げて其命を辭せず、剩へ英國請求拒斥の談判をさへ引受、心にもあらざる重任を、その兩肩に擔ひたるの苦心、察するに餘りあり、されば將軍にも、其敢て難に當るの志を嘉し、何とか特別恩賜の沙汰もあるべしとのとなりしも、辭して受けず、書を同僚板倉水野兩閣老に寄て、其情を陳ぶ、其書中の一節に曰く、

江戸表の儀、（英國請求拒斥の事をいふ。）何ぞ見込にても御座候はゞ、夫等目的に御受も可申上哉に御座候處、是以此頃中色々工夫仕候得共、更に見込も附兼旁々、此度の恩命何分御受難申候、これ實に其肺腑の言なり、而して其死に入り生を求むるの方略、蓋し既に此時に決心ありしと知らる、これその後の擧動、一々此上言の旨趣を實行し、國の爲民の爲、不首尾を避けず、眼を大義に着け、朝廷尊崇の眞意を事業上にあらはさんとせし精神は、事實に徵して明かなればなり

これより先幕府留守の閣老は、英國公使の書を得て、今更のごとくに驚き、急ぎ京師に具申して其指揮を奉ぜんとするも、はか〳〵しき沙汰もなき內に、既に其期を過すに至りたれば、その事情を具して、英公使に延期を懇求するのみ、折柄水戸侯の江戸着ありければ、何とか處分もあるべしとれもひしも、是とても期する所に負き、たゞ評議に日を消すばかりにして、策の出づる所をしらず、空しく京師の消息をのみ待つにあれば、或は外國奉行或は目付を上京せしめ、兎角の沙汰を待たんとする內に、復期限に迫れるを以て、猶八日、猶八日と再三延期の請求も、英國公使は事を好まざれば、快くこれを容れて、たゞいよ〳〵の決答を待居たり、其內には他の各國公使も、頻に其間に周旋して、英國の請求のごとくすべしと勸告す、幕府閣老をはじめ、諸有司も眼前戰の避くべからざるの狀を見ては、流石此請の拒むべからざるを知らざるにあらずといへども、攘夷熱熾盛の時として、遠く京師に憚る所あるのみならず、現在幕府士人の內にも、一派鎖攘を主張するものあり、又閣老にありては、其藩臣中にも攘夷を說いてこれに迫るものあり、肘腋の間皆賴むにたるものにあらず、されば此際にありて、其風潮に乘じて、當時幕士の內にも、少しく腕を扼し臂を攘げ、世を憤るの狀を裝うて、攘夷の方略を說くものあれば、直に擢でられて要路に當るの榮を得るの趣あり、終南の捷徑は、攘夷論にあるがごとく、一時外國奉行も、其員を增して、十數人の多に及びしといへども、新聲はたゞ放言高語、陰排慶の迂僻論をなすのみ、且乍來り乍去りて、實心事に當らんとするものあらず、かの八日八日の延期懇求の爲に、江戸橫濱の間に往來奔馳して、この至難至苦の衝に鞅掌するものは、外國奉行の內、獨り竹本淡路守あるのみなりし（淡路守は、もと圖書頭といふ、小笠原閣老を避けて今の名に改む、內侍より出て奉行たり、）閣老の更迭、廟議の變遷に拘らず、依然として其職にあり、予輩竊に目して、長樂老として、其特操なきを譏せしこともありしが、後にこれをおもへば、樸實誠愨、所謂御奉公一邊といふべき、蹇々の君子なるを悟りき、）事勢かくのごとくなれば、內心國を憂ふるものも、たゞ人の詞色を伺うて、あはれ何人にもあれ、身を捨てゝ此局を料理するものゝあらずや、と竊に祈るまでにして、己これに當らんとするものなく、相避け相讓るの狀なりしは、淺ましけれ、故に當時幕廷にては、英公使の要求を斥けて、ともに戰はん

ともまたこれを納れて、平和を保たんとも、兩ながら自主する所なきのさまなりき、

かゝる所に、小笠原閣老は、この事の委任を稟り、江戸着あり、四月六日を以て、登營して會議を開かれたりしも、議論百出、歸着する所なし、まづ論者の所說をきくに、甲は曰く、攘夷の事は、宇内の公義に背き、到底行はるべからず、されば一旦朝命の服なるがため、其旨を奉ずといへども、いつかは朝意を廻するに力めざるべからず、いはんや生麥の事、我保護の至らざる、政令の行はれざる、これを辯ずるに詞なし、彼の要求する所、理正しく詞直し、我固よりこれに應ぜざるべからず、兩ながら朝旨に從はんか、戰の勝負は暫くこれを措くも、四海の外、皆我日本を以て、理非を辨ぜざる蠻國と同視せむ、これ國を辱むるの大なるものなり、況んや戰ふの後、其必勝を期すべからず、金甌の缺、萬民の苦、是をなにとかいはん、とこれ開國三昧の正論なり、乙はこれに反していはく、攘夷の事、畏こくも宸衷より出づ、これが理非を議するは、臣子の分ならず、いづこまでもこれを奉じて周旋せむこと、將軍の務たり、償金の請のごときは、我を侮るの最甚だしきものなり、何ぞこれに答ふるを須ひん、たゞ戰あるのみ、況んや德川氏にして今この事に任ずる能はず、朝旨遂に他の强藩に依賴あらんか、東照公已來の基業、こゝに地に墮つべし、甲者の說は、德川氏の安危を慮らざるものなり、且業既に此決心あり、何ぞ今將に戰はんとするの敵に、數十万金を與へて、以

て盜に糧を齎らすの愚を學ばんやと、これ一味の攘夷說なり、而して丙はこれを調停して曰く、攘夷の事、既に勅命を奉ぜり、固より其遂行を期せざるべからず、されど生麥の事は曲我に在り、これが請に應ぜざれば、天下それ何とかいはん、此二案は分別して處辨せざるべからずと、是攘夷說にして、償金を與へんとするものなり、丁はまたこれに反するものなり、曰く、生麥にて英人を斬しに、其刑を正す能はざるは、政府の務を怠るがごとしといへども、一概にしかいはれざるものあり、全体、我國にて大名の行列を切りしものを打捨つるは從來の習慣にして、殆ど法律ともいふべきものなり、されば之を斬し者も、强ちに擬するに殺人の罪を以てすべきにあらず、而して彼の島津三郎の先供を横切りしも、また我俗に熟せざるによれり、彼の我俗に熟せざると、我の舊習を頑守せしとは、所謂行違といふものにして、必しも曲我にありとは云べからず、乃ち其要求を拒絕せむに、豈その辭なきを憂へんや、而して彼或はこれを干戈に訴へんかこれわれに攘夷の機を與ふるものなり、蓋し攘夷といへるは、もと天下の公道を知らず、天下の大勢を辨ぜざるの說のみ、ただ從前姑息の政畧より、幕府自らこれを奉行せざるを得ざるの窘境に陥りたるなり、さればこれを外人に說かむに、いかに其口を開くべき、只管朝旨奉行といはんか、これ幕府に政權の存せざるを自白するもの、外人は必ずいはん、我々はさる無權無實の政府を相手とし能はず、必ず其主權のある所、

即ち京師に向つて談判をなすべしと、而して幕府これを拒むの説ありや、又これを拒むの力ありや、果して然らば、彼輩は、直に軍艦を駛て攝海に入らんとす、其時こそ、かの革命派、即ち倒幕黨の志を得るの秋なり、將に直に幕府の其職に堪へざるの罪をならさんとす、されば力めて攘夷の旨を奉行すとも、德川氏の安を保すべからず、さりとてこれが奉行を打捨て置かんか、彼輩はまた違勅を咎むべし、故に攘夷の朝旨は奉ずるも奉ぜざるも、兩ながら德川氏の危運たり、而して今これを避くる道なきなり、甲者の説のごとき、其正は正といへども、今日の勢、行はるべきにあらず、今幸に英國の要請ありて、我やゝこれを拒むに辭あり、拒んで衅を啓かんか、一時應戰は免るべからずと云ども、猶攘夷の談判の爲に、戰を挑まむことの無名不義に勝れりとす、且戰固より勝を期すべからず、或は敗を取るに至らむといへども、他の各國公使、決してこれを坐視すまじ、調停休戰の事あるは豫期すべきなり、こゝに於て、京師に對して攘夷の不可を說くも、一味戰を憚る怯懦柔弱の幕府なりと蔑視せらるゝことなく、以て始て開國の基礎を固うし得べし、虎穴に入らざれば虎子を得ず、此一危機を蹈み、孤注の一擲を試むるは、今日の得策なりと、これ開國論にして、償金を與へまじとの議なり、

甲乙の論は、極端に走れり、丁者の議、また危險を免れず、平和を愛し、姑息に安ずる、人心の同じく然る所なれば、席上の論は、多く丙者の説に同ぜしときゝし、折柄、神奈川奉行よりの急報あり、英國公使も、今は延期の請求を容れまじき勢ありと告げたりければ、水戶侯は、竟に尾張侯と共に、多數の説に同意あり、小笠原閣老は、償金を與ふべからずとの説なりし、これ京師にて議定せし旨に隨ひてのことなりしが、其意の存する所は、乙の説に在るか、將丁の議にありしやを審にせずといへども、當時外國奉行の一人、澤勘七郎、（後左近將監、今簡德、此時小笠原閣老と共に目付を以て東下し、その氣槪あり識力あるを以て、閣老一己の鑑識にて、外國奉行を命ぜられしときこゆ）閣老を贊して、固く償金與ふべからざるの論を主張せしかば、尾張侯はこれを怒り、これを叱して其座を退かしめんとせられしも、猶屈する所なかりければ、竟に自ら其席を蹴て立たれたりときけり、ことかくのごとくなれば、償金與ふべしとの議行はれて、其日、即ち四月廿一日を以て、閣老連署して、（留守閣老、井上河內守、松平豐前守に小笠原圖書頭の三名なり、）五月八日を限り償金を交付すべしとの旨を、英國公使に報ずるに至れり、是蓋し鎖攘の期、十日にあるを以て、其以前に償金を交付して、後にこれが談判を開かんとの下心にして、全く丙者の手段をとるものなりしや知るべし、竟に此月の廿八日を以て、水戶尾張兩侯より、鷹司關白にその事を上申せらる、曰く、

英船一條に付、諸有司へ段々申合候處、一体生麥の事は全く別事に有之、攘夷應接と相混じ候て

は、曲直名義筋合相立不申候に付、英國へは償金差出し、然る上拒絶の談判に取懸り候筈、評決相成申候、償金の儀は、兼而見込とは相違仕候得共、事情不得已事、慶篤へ兼而被仰出候御主意も有之、大樹よりも外夷處置振之義委任被致候事、臨機取計仕候段、宜御推察被成下置候様、奉願候

而して尾張侯は、自らこの事を京師に報ずべしとて、五月六日を以て、江戸發途ありしが、遽に途中より封國に引込れて、其責を遁れられたり、

水戸藩は、攘夷說の首唱地なり、然るに侯のこの平和說に同ぜられたるはいかにといふに、侯の東下するに方りて、これに陪從して、其帷幄に參し、其謀主となりしは、實にその藩老大庭一心齋なりし、然るに償金與否の論決せず、英公使も再び延期を肯ぜずとのことを聞て、一心齋は憂苦措くなく、殆んど寢食をも忘るゝ計りにして、流石に平生の持論もあれば、與ふべしとは口にこそいはね、これに抗論するの氣力なかりしと、これ侯の自から營中にて噂せられたる所なりときけり、然るに幾程もなく、侯の議論遽に變じ、前に約せし償金交付の議を飜さんとの說起れり、是れ一橋卿が途中より水戸藩老武田耕雲齋を差して、其手書を齎して江戸に來らしめられたるに、卿は償金交付を可とせられずとの旨を傳へしによれりときく、

さては償金交付の約期は、暫く之を延引し、以て卿の着府を竢て、徐にこれを議すべし、鎖攘の談判は、十日といふ期限は過すべからず、卿の手書中の旨に從ひ、その事に着手すべしとの事なりければ、小笠原閣老は、その前後相反するの不理を痛論し、これを爭ふといへども得る能はず、然りとて前に連署せし他の閣老は、皆病を引て事を視ず、巳を得す獨其衝に當りて、先一書を裁して英國提督に致し、面晤を申込み、又神奈川奉行淺野伊賀守をして其意を達せしめたりしに、提督は大に其約に負くを憤り、且八日を期して、償金受取、平和に局を結ぶべきの趣は、既にその引卒せる軍艦の一を派歸して、これを本國に報ぜしめたるは、堂々たる日本政府の面目に對し、かゝる反覆の事あるべしとは信ぜざるを以てなり、然るに今更さる談判を受けむこと、實に意外の事にして、畢竟英國を侮辱するものなり、今は生麥の案にかゝはらず、其侮辱の罪を問はざるべからずとて、其引卒せる軍艦に命じて、皆石炭に點火せしめ、悉く其舳を北にして、直に江戸を襲はんとし、其中の二隻は、既に江戸灣近く駛入りたり、淺野はこれを見て、直に自から馳せて此由を注進す、是れ實に五月三日の夕方なり、

翌る四日の早朝より、水戸侯は登營あり、大庭一心齋武田耕雲齋もこれに陪して、會議の席に列れり、(江戸市中に布令して、戰の起らんことを戒め、又品川高繩邊の民屋は燒毀して、戰備をなすべ

きが爲、立退きの事を令せしなど、皆この際のことなり、）小笠原閣老は、既にこの聲の共に誅るに足らざるを知り、既に心に斷ずる所あり、されば今日の事ある、兼て期したる所なり、今更評議を要すべき事ならんや、自分は辱くも委任の全權を奉ぜり、自ら横濱に行きて、英國軍艦に就きて談判を試み、成否は天に任すべし、といひ放ちたり、一座のものは、其意の在る所を解せざれば、さしては不測の變乍ちに生ずべし、と憂慮措くところを知らず、耕雲齋は、一橋卿の意を受け、先ッて東下し、卿の江戸着を待たずとも、期日に至れば攘夷決行すべしとの意を、江戸留守の閣老に催促すべきの使命を帶びたるのみならず、攘夷に於て、故烈公の遺意を奉じ、志最も厚しと稱せられたり、さればこの報に接しては、憎き醜夷の振舞かな、皇國の武威を輝かすべき時こそござんなれ、いでや老の痩腕を揮ひて、膺懲の魁をなすべし、と踊躍して王愾に敵すべし、と人々のおもひしにも似ず、却てこれを支へて、防禦の準備未だ整はざるに、萬一啓衅の場合となり、江戸灣は兎も角、攝海へ闖入せば宸聽を驚かさんこと如何ばかりぞ、これ由々敷大事なり、一橋家江戸着の已前にありて、かゝる決議あらんは危し、何事も着府の後に於て、徐に事を議すべしとて、小笠原閣老の行くを止めたりと聞けり、されど小笠原閣老は既に決意する所あり、償金の事始よりその不當と信ぜばこれを與へざらんも然るべしといへども、既に日を期してこれを交付すべきを約せしは、かれの中條を直とし、我これが罪を甘んずればなるべし、然るをこゝにいたりて、其約を變ぜんか、不信不義これより甚だしきはなし、延期申入の爲に、示威の擧動を見しさへ、我恥と思ふ所なり、此上にも倚力逼されて、竟にこれを交付するがごときことあらんか、恥の上の恥なるべし、不信不義の名を負て、かゝる耻辱を受く、國の躰面いづくにある、室を築て道に謀り、たゞに一日を苟もせんとするの時ならず、とおもひ定めてければ、其の八日に、獨り蟠龍艦に搭して、陽には遽に上京すと唱へて、海路神奈川驛に至り、（或はいふ驛に在りて、一橋卿に而稟する所ありしと、）奉行淺野伊賀守をして、即夜英國公使に約のごとくすべき旨を報ぜしめ、翌九日英金十萬磅を交付して此局を了せり、その事情は左の手書に見て知るべし、これ小笠原閣老が神奈川より在江戸の兩閣老に宛てたるものなり、曰く、

小生儀、昨日水戸殿より御沙汰之趣も有之候間、改而御呼戻も候はゞ、直樣歸府可仕（此語に依て評議の席にて水戸侯の說に從はず、神奈川へ出張せしことと知るべく、又陽に上京と披露せしの情も察せらる、）奉存候處、風と心附候は、此度應接御委任の命を蒙りながら、因循罷在候段、何共以奉恐入、且是所迄罷出、何事も無之歸府候事、失体可相成哉と存候、昨日も申上候通、横濱の摸樣實見仕置候はゞ、自然心得とも可相成と、直樣同所へ罷越候、（初は神奈川に在りしことと知る

べし、而して神奈川にて何事かなせるや、猜一猜せば、其覆を發するに足らん、）然る處一橋殿よりの御許、十日前より應接に取懸り候樣被仰下候間、序に一應接仕見可申と存、ミニストルへ面會の儀申込候處、面會不致旨強情申張、當惑仕候、殊に只今に相成候而は、償金の儀は一向不取合、只々皇國を不信不義の國とのみ申居、語氣殊の外手荒に有之、是は全く金子不相渡故の事に候、一体此度の償金被差遣候而も、格別不筋には無之、畢竟不信不義の御耻辱に比較仕候得ば、償金の方、遙に輕く奉存候間、以獨斷金子相渡候、云々

而して在京閣僚にも同じく一番を送れり、其一節を錄するなのごとし、

英艦中立一條、追々切迫致、最早此度は一日たりとも日延等不相成趣、暴厲に申募、何共致方無之、尾張殿水戸殿思召も伺候處、一体生麥の事は、攘夷の談判とは全く別事に付、右は償金差遣、引續き攘夷の談判に取懸り候樣仰被聞候間、役々とも篤と相談仕候處、何れも御尤至極に奉存候旨評決に相成候、今度之儀、全く尾水兩公之御英斷に出で候事にて、兼て一橋殿尊慮並御所中の御見込とは相違致候得共、事情ケ樣に無之ては不相成勢、水戸殿には御目代被崇仰、小生にも乍不肖御委任被下候事故、後日の利害篤と相考、兩公の御指揮を奉じ、臨機の取計仕候段、篤と御推察、關白殿一橋殿等へも御辯解奉願候、猶薩州へ相迫り候一條は、差留候得共、何分承引不致、猶此上卅精致候樣に御座候、云々

此の二番にて、其事實を徵すべし而してその日を以て、小笠原閣老一名にて、英國公使をはじめ諸公使に書を送り、攘夷の旨を申入たり、曰く

以書翰申入候、然ば邦內之人心外交を欲ぜさるに付、外國人を却け、港を鎖候樣、京師より台命にて、右應接の義、自分へ委依相成候間、委曲面談に可及候へば、先此段申達置候、

是にて、かの丙者の說は、表面上に施されたり、而して其裏面は、閣老が此後の暴動に於て知るべし、

却說前に述べし、一橋卿の手書とは、世に傳ふところ左のごとし、

追日溥暴相成候處、先以公方樣、益々御機嫌克被爲渡、奉恐悅候、次に、各々方無障被致精勤候儀と、大賀無量に候、然ば、攘夷の期限、兼ては四月廿二日御治定之處、素より還御の上に無之ては、御屆に相成兼候に付、御暇の義御願被思召候處、行幸等被爲在候に付、御供奉も被遊候上にて、御願可被遊御積候處、期限及切迫、暫御暇被仰出候も、御日取間に合不申候に付、段々右の願御申立に相成、來月十日と御治定相成候得共、猶夫にても御間に合不申、其上攝海御警衛向、御見價被遊候方可然旨、諸藩一同申居、於御所も、右樣の思召に被爲在候由、上にも其邊御不安心に被爲在候に付、廿一日御出立、攝海御巡見被遊、御自身御世話も被遊、猶御立戾にて、其に

被仰上、其上にて御暇御願被爲在候、就而は期限も既に切迫に付、先小子義、早々歸府の上、十日より拒絶之應接に取掛り可申旨、被仰付候に付、廿二日致出立、來月八日九日頃、歸府の積、乍去川留にても有之候而は、延日可相成、左候而は、十日の間に合不申候に付、兼而諸藩一同人選歸し居候事故、武田耕雲齋を先へ下し、應接振等の儀、各方と談可申旨申遣候、多分來月朔日二日頃には歸着と存候間、着の上は、能々御相談被成候様存候、昨今の形勢、攘夷不被遊候而は、將軍職をも御取放しに相成候摸様に有之候、實に昨年攘夷御請の上は、遲速は有之共、攘夷不被遊候而は、被對職掌不被爲濟候義、勿論に候得ば、一同必死の力を盡し不申候而は不相成儀と存候、右拒絶之義は、江戸神奈川は勿論、長崎函館迄同時御閉に相成候義は勿論、御所向にては、唐蘭迄も拒絶に相成候様申居候、此兩國は前々ゟ通信も致居候義に候えば、今更拒絶と相成候は、實に不義理と存、猶勘考致候處、此兩國のみ殘候は、外國にて承知致間敷に付、右迄も拒絶の積、御治定に相成候、右應接の大意は、先年條約取結候は、政府限の存寄にて、不經奏聞候に付、人心甚だ不折合に有之、此度改而天朝ゟ拒絶の義嚴命を蒙候に付、是迄和親通商致候得共、以來差止候に付、此後日本の土地に不近寄様との趣意を以て、及應接、如何様申諭候ても承知不致候はゞ、直様戰爭に可及事に候得ば、右の覺悟にて御旗本一同必死を極め、早々防戰の術相立候様可

被成候、乍然太平の弊風、御役人を初、彼是異論生じ可申候得共、斷然無御頓着、只々即日より防戰の御手段可被成候、無益の空論に時日を費候様の義無之様致度、小子儀歸着の遲速難計候得ば、若十日後着に相成候共、十日には必拒絶の應接に御取掛り可被成候、出立前も、御所初、十日の期限相延候義、深く御懸念にて、段々御沙汰も被爲在、期限十日御治定之旨、上にて御請書御認、御所迄御差出に相成、猶小子出立之節も、精々力を盡し、十日には無相違可及拒絶旨、更而御所より御沙汰被爲在候、此上遲々致候様之義有之候而は、小子一分之義は兎も角も、則上之御身上にも相かゝり候義に候得ば、譬御役人何様の儀申立候とも、能々御教諭被成。其上にて承知不致候はゞ、如何様にも御處置可被成、小子着の上、因循の説申唱候者有之候得ば、篤と教諭の上、猶不服の者は甚だ心苦く候得共、直様切捨可申旨、上へも伺候處、右等の儀は、素より如何にも處置可致、且つ御役人の進退之義も、別段伺候に不及、見込之通り、存分取計可申旨、御沙汰被爲在候に付、先小子歸着之前、右等之趣御心得迄に申進候、斷然御決着にて士氣相振候様御指揮可被成候、海岸其外防禦手配之儀、小子着の上にては間に合不申候に付、早々御取掛り可被成候、申進度義は海岳に候得共、旅中認候間合無之候に付、荒增申進候、小子義も可成丈け差急ぎ着之心得に候、此段極秘申進度如此候

四月廿六日

再白、過日老中より相廻候書面（此書今見る所なし）の内に、日數三十日内に、不殘引拂候樣云云認有之候處、右は最初より三十日と定、此方より申出候には無之、拒絶の儀彼方にて承知いたし、其上引拂日限の處、無餘儀譯を以、延日の儀申出候はゞ、其節三十日相待可申候間、三十日の内必引拂候樣談候事に候、不行遊樣、爲御含申進候、猶々最初此方より申出候はゞ、直に引拂可申と談候事に候、

これ果して卿の手に出でしものか、將攘夷を誇張する輩の揑造に成りしものかは知らずといへども、卿の此至大至重の任を負うて、兼程急行以て其急に趨くの勇なく、たゞに此の一紙の文と耕雲齋の口舌とをかりて、事をなさんとせられしは、實に卿の平生に似もやらず、かゝる大事を局外に冷眼視して、成敗の外に超然たらん、との意におはせしやを疑ふところなからずや、明哲保身といへばいへ、苟も當時將軍後見の職にありて、剩へ攘夷委任の大命を奉ぜられたるに、朝廷へ對し幕府へ對し、將德川氏の祖先へ對し、かくのごとくにして可なるべきか、殊に書中「因循の說申唱候者は直樣切捨」とまで誓はせられし其身は、京師江戸と僅々百二十里程に、四月廿二日の發途より數へて、五月八日九日頃との豫定は、其間十六七日を隔てたり、其道中に遷延せらるゝ其の因循は

如何にぞや、又其言行の相反せるを見るべし、即ち知る、此一紙の書は、たゞ表面の虛裝にして、裏面に合著せる多少の微意あり、しかも只小笠原閣老のみ或はこれを預り知りたるものなるべきことを、されば先發の耕雲齋が着江の上、幕府の閣議に參し、その卒爾手切の談判に及ばんことを要へて、只管にこれを沮止せんとせしがごとき、益々これを裏る所ありしと見るに足るへし

蓋し外交の開しより已來、幕府の狼狽逡巡、實に斯時より甚しきはあらず、京師の難題は、攘夷に重るに英國の請求拒斥を以し、外國よりは、未だ攘夷の旨を傳ざるに、早くも既に釁端を開んとするの狀あり、而して將軍は上京の際にありて、驛傳の速かならざる、往々五六日を費すを免れず、隔靴の瘙搔くに由なく、謠言暴論往々にして眞を紊るものあり、されば留守の閣老は、實にその爲すべき所を知らず、一時皆病を引いて閣中人なきことさへありしほどなるに、恰もよし、小笠原閣老の東歸するあり、されば萬その負擔に歸してこれを傍觀するの狀あり、小笠原閣老は、固より人の幇助を期せしにはあらざるべけれども、こゝに至りて、孤掌難鳴の感ありしには相違なかりき、蓋し幕府有司の內、氣槪あり才識あるものは、一は、井伊元老柄政の際に黜爵せられ、二は、去年改革の際に身を退ぞくものあり、（水野筑後守、即其一人なり、）餘すところは、闒茸の凡材、委瑣の俗吏ならざれば、徒らに扼腕語難攘夷を說くの狂夫、或は時論に阿附して攘夷說を商論し、以て僥倖

を翼ふの小人に外ならず

されば小笠原閣老には、翼賛の人なく、竟に既に致仕せる水野癡雲(筑後守)を延て、これが顧問に備へたれど、人多はこれを知らざりし、而してその參劃する所、多くは借箸畫灰の内にありて、其機最密なりしかば、予の如き固より數るに足らぬ下僚にありといへども、現に當該衙門に奉仕しながら、此大案にありて、其消息如何を聞知するを得ず、偶彼方より差出せる催迫の書簡、譯官の翻譯せしを錄して、内閣に出すにとゞまりて、閣議の在る所は窺ふ能はず、これを組頭に問ふに、組頭も知らず、これを奉行に問ふに、奉行も知らず、流石に戰爭におよぶべしともおもはれざれども、また安き心はあらず、日々に出勤するも、執るべきの事務なければ、たゞ僚友と額を蹙めて杞憂の思凝をこぼすのみ、多くは欠伸に日を暮して、奉行退出の晩きをかこつの外なかりき、然るに償金交付ありて、此一条の局を結びしとの報をきゝて、さては廟堂に人ありけり、無謀の拒絶論を以て、横に強國を挑むがごとき事はあらざりし、去からんには、現に目前に横はれる、京師の攘夷沙汰も、自からこれに處するの算あるべしなどおもひ居たりしに、幾もなく、小笠原閣老は上京あるべし、これに隨ふものは、勘定奉行井上信濃守神奈川奉行淺野伊賀守、目付向山榮五郎にして而して水野癡雲も陰にこれに伴ひ行くべしときこえぬ、井上は、ハルリス渡來已來、外交に當りたる老熟家な

り、淺野向山も、亦當時幕吏の選なり、殊に水野は、夙に開國の論を持し、昨年時の不可を見て、仕を致したりといえども、殉國奉公の念曾て撓まず、且沈着にして遠慮あり、輕忽事に從ふの人ならず、それさへ此行に加はりしは、果して見るところありての事なるべし、此行の末こそ頼母しけれと、吾人は皆心に期したれども、その計畫する所は、如何なる方略ありやは、誰もこれを知るものなし、たゞに當時これを知るものなかりしのみならず、今に至りて、一二故老の存するものに叩くも、また其要領を得る能はずといへども、今その事實に顯はれたるものより推して、請ふこれを測るに臆を以てせん、

事實とは何ぞ、當時砲歩の兵隊二千有餘を率ゐたる、是なり、此兵隊は、横濱にて英國船を雇ひて、乘組せ、紀州由良の港まで送り、こゝにて大坂に在る順動丸其他の軍艦の迎接搭載するありて、閣老其他有司の乘組める蟠龍丸に尾して大坂に至り、上陸して直に閣老に從て上京の途に就けり、初め此兵隊の横濱港に出張せしは、吾人は外國衙門にありといへども、曾てこれを知らず、恐くは當時幕府内にこれを知るもの多からざりしなるべし、兵隊の將佐は、たゞ攝海守衛の爲に差遣せらるゝものとのみ心得、閣老に隨て京師に入るべしとはおもはざりしがごとし、かくまで秘密に計られたりしも、いかにして京師に聞えけん、其六月一日午後、大坂に上陸、僅に一休息して夜半後枚方

に着し、こゝに一泊ありしに京師にては既に傳奏より執達あり、又關白より特に尾張老侯に一紙の依賴狀あり、左の如し、

小笠原圖書頭
井上信濃守
土屋民部
向山榮五郎
水野癡雲

右の人々登り候や承候、早速傳奏へ申入、老中ゟ京師へ決而不入候樣申遣候得共、如何候哉と、甚心配に候、何とも早々其御方より、老中へ被仰入京師へ不入樣、御周旋の儀、宜く御賴申入候

五月一日夜亥刻過、

京紳の驚駭惶遽の狀知るべきなり、在京の閣老も、大に驚き二日の朝若年寄稻葉兵部少輔は親ら馬を馳せて、迎てこれを止めんとすといへども、小笠原閣老は肯んぜず、牧方を發し益々進んで淀に至るの頃、又使番松平甲太郞の來るありて、御所向の現況を陳べて、暫くこゝに止まらんことを說くにいたり、閣老も意を枉げてその日は淀に一泊し、目付土屋民部向山榮五郎をして上京せしむることに決せり、兩目付は直に馬を馳せて上京し、將軍に面謁して上言する所あらんとせり、是幕府の慣例にして目付の面謁上言を乞ふときは、閣老といへどもこれを拒む能はざるものなり、されば在京の閣老も、たゞ多事に托して、一刻一刻と遲延を計るに外ならず、その內に夜も將に明けなんとするに至り、俄に將軍に御暇を賜るべき沙汰ありて、將軍參內の爲、其準備一方ならず、僅に發輿の前に、暫時の謁を得て、閣老上京の趣意を述べ得しまでにて、其詳を悉す能はずして淀に歸來せり、將軍東下御暇のことは、前章にも記せるごとく、容易に聽許なかりしに、こゝに至りて遽に其沙汰ありたるは、京紳惶遽の餘り、將軍在京ありては、閣老の上京を沮する能はずとの怯心より、出でしものにして、かの謂ゆる「東西相離候而は、君臣の際、情意不相通、自然間隔の姿に相成、天下の形勢不可救に至可申」との勅諭をも忘却せしものと察せらる、されば三日の日は空しく暮れて、翌四日には、閣老水野和泉守に尾州家老成瀨隼人正會藩士等も附添ひ來り、終夜の激論に、水野閣老も詞屈して、五日の朝、別段の沙汰なくば、直ちに上京あるべしとの約を殘して歸京ありしを以て、明くれば五日には、午後五時を以て、彌々上京と決せり、然るに後に至り、使番能勢金之丞、將軍親筆の書を齎せり、

夕刻參り候趣、和泉より承候、何共今一應及沙汰候迄は、先づ見合居可申、爲を存候處は悅候得

共、存外不爲の擧出來候而は不宜候間、御所へ申上、呼寄候間、夫迄見合可申、是十二金牌なり、小笠原閣老も、涙を呑んでこゝに思ひ止らざるを得ずといへども、隨從有司、並に陸軍將校は、甚しく激昂し、朝意の上京をとゞめ給ふは、亂臣賊子と見做さるゝにあり、然るに其意を奉じ、こゝを退かんには、是甘んじて亂賊を以て自處るものなり、後代に至るまでも、德川氏の臣屬に、亂賊の名あらしむべからず、とて當閣老を擁して猶上京すべきの勢ありしが、翌六日には、板倉閣老の來るあり、三家の臣水野彥三郎、(尾)、伊達五郎、(紀)、原市之進、(水)、も亦これに從へり、淀の學校明親館に在りて、終日の議論ありて、板倉閣老は、是非とも其筋を說得して、上京の都合をはかるべしとのことにて、薄暮歸京の途に就けり、是畢竟勸慰の詞に過ぎず、翌日にも何の沙汰もなく、且將軍下坂の說のみ高かりければ、向山は今に及で下坂を急にせられんこと、事宜に適せずとして、馬を馳せて上京して上言する所あり、九日には、將軍彌々發京の令ありて、小笠原閣老も同じく下坂あり、其夜を以て召命ありしが、將軍には疲勞あらせられ謁を得ずといへども、一同は猶前議を持し、猶再度上京あるべき旨を申勸めて退出ありし、翌十日朝、直に朝命を以て、小笠原閣老は其職を襯れ、大坂城代松平伊豆守に預けられ、勅旨を以て左の鞠問あり

「第一には、償金獨存を以て差遣候始末、第二には、押して上京の上、攘夷の叡慮に可反と相巧候義、と御疑惑の事といふ二條なり、閣老の答辯書ありといへども、畢竟表面の辯疏に止まり、さしたる必要なければ、こゝに載するに及ばずといへども、抑々小笠原閣老の此一擧に及びしは此見兵を引て上京せば、京紳は恇惑の餘、必己倚て以て力と恃るゝ所の浮浪の輩と相謀り、力を以てこれを拒かんことを計るべし、これ固より期する所なれば、我勁旅を驅て、直にこれを打破り、此機を以て、京師にある鎖攘論の根本を拔き、以て幕府の誠意を中途に沮格するものを除き、朝廷の異意を發揮して、公武の合体を圖らんとの事にして、果して然らば、攘夷の詔勅も固よりこれを翻し得て、償金交付の事のごときは、いふを待たず、と是其秘策の存する所にして、鞠問の第二條、「攘夷の叡慮に可反と相巧」との事は、相違もなき事實なりと知らる、當時にありて、死中生を求るもの、たゞこの一方略あるのみ、況や此擧たる、やゝ粗暴に涉り、且鼠に投ずるに器を忌むてふ戒を忘れたるがごとくなるも、其實はさる輕忽の事ならず、朝中にも手を援の與主ありて然るものなりし、朝紳中、國事掛の隨一として、爾時人望もあり愛眷も篤しと稱せられたる、姉小路少將公(忠知)は、小笠原閣老とは、姻戚の緣ありて、頗相知り相契るの中なりしを以て、內外相應じて此一大改革を施さんとの密計は、また兩人の內に熟せるものありしとは、後に至りてきく所なりし、然るに少將は、大坂海備見分より歸京の間もなく、五月廿日、退朝の際、刺客の爲に斃れたり、

實に小笠原閣老の十九日橫濱解纜に後るゝ一日なり、されば閣老入京に當りて、內にこれを引く人なく、只管兵威に藉りて朝廷を劫かすものなりと見做されたるぞ、是非なき、

姉小路少將が刺客に斃れたりしを記するもの、往往いふ、少將の大坂に下る、勝安房守これを軍艦に延て、其機械運轉の現狀を示し、大砲打放の演習をなし、外國には猶これよりも大に且强き軍艦の數多あることを、實地に說明して、共に戰ふとも勝算あるなきことを論ぜしに感じて、大に悟るところありて、歸京の後、遽に開國論を主張せしによりて、此禍にかゝれりと、少將は、朝紳中有數の俊傑にして、三條中納言に比肩すべき人なり、外國の軍艦大砲等、我以て敵すべからざるばかりの事は、實物を見るの後に始て悟るごとき、無智の妄庸子にはあらざるべし、其故必他に在るべしとおもひしに、本文のごとき密計ありしとの事、或家の秘記に得て、はじめて其隱を發し得たり、

更に惜むべきは、板倉閣老の水野癡雲の先て上京して面會せんとせしを拒みしにあり、これ小笠原閣老が、前條朝廷の鞠問に辯疏せしの外に、猶井上向山水野等を隨へて上京せしの問に答へたる一節あり、曰く、

水野癡雲は、外國事情、最初より能承知致居、其他、萬事熟練仕候者故召連候事に御座候、周防守殿御旅宿へ罷出候樣申達候は、兼て御懇意にも候間、何龐御相手にも可相成、當人都合も宜敷と存、右樣申達候事、周防守殿御意內も不相伺取計候段、深く恐入候、云々

これによりてこれを見れば、先水野をして京に入しめ、此方の意衷を、板倉閣老に明示せしめて、ともに謀る所あらんとせしものゝごとし、然るをこれを許されずして、何事も表面上の議論問答となり、加之三家の臣會津の藩士などこれに參與するにいたりて、機密に事を計るを得ず、雙方相乖離して事こゝに成るを得ざりしや、また憾なきこと能はず、

此事に牽連して、最怪むべきを覺ゆるは、水戶侯の將軍家目代心得を辭免の內願ありしと、同時に一橋卿もまた後見職の辭表を上られし一事なり、水戶侯は暫く措ていはず、一橋卿の辭表に曰く、

此度、攘夷の聖諭を奉じ東歸仕候は、全く勝算有之譯には無御座候、綸言如汗、叡意も不可背、故に關東有志と討死可仕心底に御座候處、閣老並大小の有司同志仕候者一人も無之、臣の胸中禍心を包藏仕候由、橫議を生じ、衆心不服にて、嫌疑に相泥み、勅旨貫徹仕候事、中々以不相成候抑々關東有司の情實、並宇內の形勢不相察、短才無智の身を以て、重大の攘夷奉命仕候段、不堪恐懼候、重々奉對天朝、誠恐入候、且叡意に背候段不相濟儀に御座候、依て、謹而罪を闕下に奉待候、出格の御憐愍を以、職掌御免相成候樣、御內奏伏而奉願候、

これ鷹司關白に呈せられしものなり、而して又在江戶の閣老、卽小笠原閣老等に與へられし書には曰く、

尺書致啓達候、然ば、今般小子儀外夷掃攘御請申上東下致、鎖港の儀手强く及應接、叡慮の趣相貫候樣取計可申存候處、諸有司建議の趣、篤と勘辨致候得ば、畢竟皇國御不爲の儀、熟慮不致、宇內の形勢も不相察、容易に御請致候段、淺智無識の至、誠以恐入候、依て辭職の一書、和泉守周防守兩人へ向け、昨日京師へ差立申候、依て此段申進候、

驟にこれを讀めば、如何の解釋を下すべき、違勅の罪を幕府の有司に諉して、己れは局外に脫然として、天下の安危も、德川氏の存亡も、一も顧る所なく、たゞ一身の安を偸まむとせられしごとく、これを彼春嶽老侯が蒼黃京師を去りし卑怯の擧動に比して、過ぐるとも及ばざる所なきがごときの觀あり、

然れども、予これを吾友福地源一郞にきけり、源一郞は、當時凝雲に陪隨して此行にあづかれるものなり、固より僚屬の事なれば、其機密に參すべきにあらずといへども、爾時凝雲は屢卿の賢明を稱し、且此人にして政を輔けば、德川氏の社稷福ありとまでいひし事ありと、凝雲は沈重寡默の人にして、妄に人を毀譽せざるの性あり、而して開國を以て任ずるもの也、小笠原閣老の帷幕に參するものなり、槪してこれをいへば、此時の勢に於ては、一橋卿の反對に立つものなり、されば敢て誹謗こそなさゞれ、これを贊襄するの理あるなし、然るに此言あるは、以て其隱を察するに餘あり、蓋し生麥償金交付の一案のみなれば、先に尾張水戶兩侯の上申するところありといへども、また小笠原閣老專決の咎なきにあらず、されば共に上京して、閣老の爲めに辯護の勞を取らんことを約せられしは、當然の事なるに、突然右に云るごとき辭表を呈せられたるは、頗る閣老を賣るものに類するがごとしといへども、奈何せん、此時に當りて、處分すべきもの、更にこれより大に且重き攘夷の一案あり、卽ち幕府の誠意を上達し、朝廷の眞慮を發揚し、一大掃蕩を行はんとの方略は、卿と閣老と以心傳心の間に在りて、夙に熟せるものと知らる、されば斯擧を小笠原閣老獨自一個の負擔に歸して、遂に其成功を見んことを望まれしものなるべし、卽ちその上京に伴はれんこと固より不可にして、又依然後見職に在らんこともまた便宜ならざる所あり、この辭表の出づる、實に已を得ざるものなり、しかも其辭表中、宇內の形勢不相察とあり、又閣老に與ふるの書中、皇國御不爲の儀熟慮不致との引罪文は、明かに開國の皇國の爲たると、宇內自然の勢、從はざるべからざるとの理を、示されたる微意、暸然として火を見るがごとく、關東有司の情實云々とは、幕府一致の議を以て、朝意を動すべしとの謎語にして、小笠原閣老をして幕府有司の代表者たらしめんが爲なるに

有ざるなきか、果して然らば、卿の此辭表は、これを小笠原閣老への訓狀、又は下知狀として見るも然るべきなり、乃ち癡聾の卿を稱して賢明といひ耳輔といひしの實見るべし、

かくの如きの情實あればにや、朝廷の震怒甚しといへども、幕府は流石に小笠原閣老を嚴刑に處することを敢てせす、大坂城代の預たりしも、久からずして其江戶に歸るを許したり、而して其十月の頃、亞米利加公使より、一書を板倉水野兩閣老に呈して、小笠原閣老の事を問へり、その大意は、閣老の進退は、其國內治に關する事なれば、外國公使より其由をとふへきの理なしといへども、小笠原に至りては、嘗て外國との交を絕べき旨の書を送りて、兩國間の和親を害せんとせしものなれば、其懲罰を受たるの由を知り得て、これを本國政府に報せさるを得ず、との趣なりしに、これに答ふる所はなくて、兩閣老よりは、直に亞米利加のみならず、各國公使にも、書を送りて右のことを求めたり、曰く、

先頃、小笠原圖書頭在職之砌、鎖港之義申入置候書簡、朝廷前議被改候に付、被差戾候樣、致度

候

これこの書中に明示するところあらざれども、小笠原閣老の罪を得しは、全く鎖港の事を取寻ひしにありて、亞米利加公使に對しては、其來書の意のごとくなり、といはぬばかりの答なりき、小笠原閣老は、內にありては、開國論を主張して、朝廷を脅かさんとするものなりと視られ、外にむかつては、鎖國の旨を遵奉して、外國との和親を妨けんと計れるものとなり、一身を兩截して、中外に對し、幕府の犧牲となりしは、固より覺悟の事なるべきも、またその情を憐まざるを得んや、

この事の結末として、こゝに敘せざるを得ざるは、英艦の鹿兒島に赴むき竟に戰爭に及びし事實なり、英公使は前に記せるごとく、後の二條は幕府に於て處置し能はざれば、鹿兒島に於て、直ちにその藩侯に求むべしとの意なりしかば、幕府との引合、既に局を了し、償金の事も望の如くなりし上は、直に鹿兒島に赴くべき勢あり、鹿兒島に赴くのことは、小笠原閣老には憂慮あり、前に抄出せし書簡中にも、「差留候え共、何分承引不致、猶此上丹精致候樣に御座候、」とあるがごとく、談判もありしなるべし、且外國奉行に於ても、外國より直に諸藩に交涉するの途を開かば、幕府の主權に害ありとて、これまたこれを沮せんと試みたりしも行はれず、幕府は遂に薩藩邸の留守居を呼て、其趣きを報じ、且貸すに滊船一隻を以てして、藩老喜入攝津に、これに搭じて藩國に赴き、これを急報せしむ、是實に此年の七月廿三日なり、而して喜入の未だ至らざるに先て、その廿七日を以て、七隻の英艦は、既に鹿兒島灣に入り、書を島津侯に贈れり、其大意は去秋生麥に於て殺害に罹れる者の下手人を處刑あるべし、又其遺族に扶助として二萬五千磅を與へらるべしとの二條にして、今より

廿四時間を期して、諾否の決答を與へらるべしと告げたりける、

西河氏の實歷史傳、當時薩藩の狀を記して曰く、

時に、久光公(三郎)は、忠義公(現藩主)と列坐して、海江田(今信義)並に奈良原喜左衛門、(此喜左衛門實に英人を斬りしものなりといふものあり、)を居室の庭前に召し、儼然として命じて曰く、生麥の一事に對する要求は、今や既に吾藩に逼り至る、而して彼の一事たるや、曲元より渠にあるにも拘はらず、却て我に逼る者、亡狀亦太甚しといふべし、汝等必す彼將卒を鏖殺し、七隻の船舶を掠奪し、以て吾藩の武威を觀すべし、因て汝等適宜に勇士を精選して、舊て事に當らざるべからず、其計畧のごときは、正に汝等が方寸にあらんと、二人は發憤に勝へずして退き、乃四百餘人の士卒を意指して、召集の軍令を發するに、勇猛慣激先を爭うて立ろに軍門に聚る、是皆驍悍決死の勇者にして、殺氣勃々殆と人意の表に出でたり、(中畧)、時に海江田等の人、戰略を議して曰く、兵士を部署して、小艇七八隻に分載し、其一隻に答書を持して、白壁船(英の旗艦塗るに白漆を以てす、故に去かいへりと、)に乘り入り、他は皆菓菓を與ふと稱して、各自餘の六艦に上るべし、

而して砲臺よりは是機會を覗うて、一發の號砲を放たば、各部の兵士はこの砲聲と同時に、一齊に滿艦の敵兵を亂擊すべし、殊に白壁船に在ては、答書を艦長に交付し、先云々の談判を啓き、號砲一聲の當下に直に起て艦長を殪すべし、且號砲は實丸を發射せしむべしと、而して江夏喜藏を談判掛りとし、志岐藤九郎を以て使節を衍るべき者とし、町田六郎左衛門をして藩主島津の一門と僞稱して、答書を交付すべき者と定めたり、蓋し町田は容貌偉麗にして、宛も貴族の風姿を有するに由るなり、既にして海江田等戰畧の次第を久光公に上申せしに、公曰、設計頗るよし、然れども號砲に實丸を用ふるは不可なり、もし實丸を放たば、恐くは彼の艦体を毀損せん、寡人庶幾は艦体を傷けずして掠奪せんことを欲するなり、故に空砲を發して合圖をなすべしと、而して又兵士は皆短褐密袴を着け、各副刀一口を佩く、蓋し長劍を腰にする時は、渠怪んで入艦を拒んことを恐れてなり、又た海江田等衆卒に(所謂足輕)命じて曰く、汝等平生繩術に巧なり、宜く奮てかの碧眼兒を捕縛せよ、(中略)却說、軍伍は部署の如く、小艇八隻に乘じて各艦隊に向ひしが、彼我の言語互に相通ぜず、乃ち我より手勢を以て菓菓を與ふべきを形容すれば、彼亦手勢を以て其無用なるを狀じ、又其上艦を求るに敢て許さず、而して海江田等の二隻、稍く白壁船の下に到るや、年少なる通辯某甲板上に出來り、我に來意を問ふ、我即ち答書を持するの旨を告げしに、通辯直に甲板下に去り、少焉ありて又出來り、呼で曰く、答書を持するもの一人、艦上に登れと、

海江田即ち一卒に命じて登らしむ、通辯曰く、足下答書を持する乎、卒曰く、否と、通辯曰く、答書を有するもの一人來れば足れりと、乃ち又他の一卒を上らしむ通辯曰く、足下答書を有する乎、卒曰く、否と、通辯少しく怒氣あり、更に呼んで曰く、答書を持するの人、何故に上艦せざるやと、是に於て海江田自ら上る、通辯又問ふ、足下答書を持するや、海江田曰く、否と、通辯益々怒色あり海江田曰く、「足下未だ吾邦の禮を知らず、夫れ答書を持するものは、堂々たる島津侯の一門たり、故に多少の從士を率ゆるは、乃ち禮なり、安ぞ一人を遣はすべけんやと、是に於て通辯甲板下に去る

蓋し這般の事情を艦長若くは吏員に告ぐるなり、既にして通辯及び吏員數人出來りて曰く、然らば諸君悉く上艦して可なりと、「而して其語氣頗る激なり、乃陸續鉄綱の階を攀登りしが、渠我兵士を甲板上の一邊に停め、內部に入らしめざるのみならず、渠又其兵士を其一邊に對列せしむ、蓋し渠亦禮を表し、且不意の變事に備ふる者ならん、時に通辯海江田に謂て曰く、答書を持する者を應接所に遣はし、答書を使節に交付せしめよ、海江田曰く、敢て一人を遣すべからず、曰く、室內狹小にして多人を容る可らず、曰く、然らば三人を遣さん、且余及び奈良原の二人は、這般の人衆の監督者たり、故に應接の始終、其內外を出入して以て監督せざる可らず、曰く、敢て妨碍なかるべしと、是に於て、町田江夏並に志岐の三人、共に應接所に入り、海江田奈良原の二人は、其室外に立てり、既にして町田答書を執て艦長に交付せしが、其答旨に曰く、人命の輕からざるは、貴說の如し、然れども生麥に於て、英國人を斬りたる下手人は、當日既に逃走し、爾後搜索を務るも、今尙行跡分明ならず、而して異日もしこれを捕獲することあらば、必ず貴方に交付して解死人と爲すべきなり、又遺族養育金の一事に至りては、これを交付すべきの理由あらば、敢て請求を拒むにあらずといへども、抑々吾邦の法たるや、諸藩は何事を爲すにも、凡て幕府の命令に依らざるべからず、然るに今日に及ぶまで、幕府は未だこの養育金に關するの命を下さず、故に諾否いづれにも卽答を與ふべからず、請ふ此意を諒解して、姑く長崎若くは橫濱に歸り、我より決答を與ふるを俟つべし、且夫生麥村の如きは、我れ未だ幕府が貴國人等の遊步を許せし地なるを聞かず、然るを馬を驅りつゝ、人の儀仗を犯せしは、果して何等の意思なるぞやと、使節(上には答書を艦長に交付すといひ。こゝに使節といふ、蓋當時薩士の眼中、使節ジョンニールと艦長とを混視せしものか、)これをきゝ、頗る憤懣の色あり、曰く、貴答の旨義たる、余更に何の意たるを解せず、江夏曰く、答意固より明瞭なるにあらずや、然るを足下これを解せずといふ、蓋し我が答意の明かならざるにあらず、足下の學識淺薄にして、理解の力足らざるが爲のみと、

使節倍怒り、是より互に論鋒を鬪し、江夏は窓密に號砲の發するを期し、故らに舌頭を弄しつゝ、稍く時を移せり、(中略、)時に海江田並に奈良原は甲板上に徘徊して、始終前後を伺ひつゝ、今や晩しと號砲を期したりしも、尙未だ發せず、此れ恐くは、他の六隻皆我兵の上艦を拒みしを以て、帷中の軍議を變ぜしならん、是に於て、海江田奈良原相謀りて曰く、時既に移れり、寧ろ號砲を期せずして着手すべしと、乃ち將に兵士に號令を下さんとするや、是時遠く彼時遲く、短艇を飛し旗章を揮ひ、海江田奈良原、海江田奈良原と疾呼して至るものあり、これなん房村猪之次なるものなりしが、これが來意を質せば、則ち曰く、君命なり、先答書を収め、兵士を率ゐて城下に還れと、是に於て海江田等の諸士、皆其命に從ひ手を収めて敵艦を下れり、既にして登營せしに、「答書を収めて還れ」とは、全く房村が傳令の過誤にして、「答書を其儘措いて還れ、」との意なりしを以て、其夜直に折田平八並に某々等に命じて、再び渠に交付せしめぬ

時に商船四隻、(薩藩所有の瀛船)重富花倉の間に碇繫しありしが、英人は甚麼なる意思に出でたるにや、夜中に軍艦を進めて、此四船を劫掠し、櫻島小池の前に引來る、船長五代才助、(友厚、)松木弘庵、(寺島宗則)の二人は、他の水手等を上陸せしめ、自から英船に乘り移り、力を極めて論諍せしも、渠啻に服せざるのみならず、翌朝に至り、火を四船に放てり、時しも夜來の風雨愈暴烈を加へしが、我兵士等は雲霧の間より這般の景狀を望見て、且駭き且怒り、直に此實際を久光並に忠義公に申報せしかば、二公甚だ渠の亡狀を慍り、斷然意を決して、嚴に掃攘の命を下せり、是時英艦七隻は、舳艫を列ねて小池の邊に碇繫ありしが、我兵豫て警備に當れる諸砲臺の中、先洲崎の砲臺より發砲を始む、然れども距離頗る遠くして、彈丸未だ敵艦に達せず、而して敵艦も亦未だ應ぜず、時に白壁船先づ漸く運動をはじめ、磯の前面に溯りしが、忽ち舳を廻して祇園洲に向ひ、其獨立砲臺を側面より進擊して、砲臺これが爲に破壞す、是に於て白壁船は、更に進擊して前の濱砲臺の前面、而も標的內を橫過せんとす、臺兵はこゝを先途と奮戰せしかば、敵艦の彈丸は風波の爲に艦体を動搖せられて、一發も我に的中せざりしにも拘はらず、我が砲丸は、殆ど百發百中せり、然れども艦体頗る堅牢にして、容易に破損すべからず、終に難なく復た櫻島の前面に停まれり、又小池の砲臺より遙に砲擊を始めし時、敵艦一甚麼なる不覺を取りたるにや、錨を拔くの暇なく、頗る周章の狀なりしが、忽錨綱を中斷して、磯の邊に退却せり、又他の一隻は、祇園の洲に乘り揚て、艦体殆ど傾斜し、頗る危急の狀なりしが、此地の巨砲は已に連發して復用ふるに由なし、海江田乃ち前の濱の砲臺より一砲を牽來らしめしも、砲臺既に破壞せし爲、またこれに據るべからず、且小銃を放ちて渠に向へば、銃丸渠に達せざるのみならず、渠又檣上にあ

りて、却て直下に我を狙撃し力を極めて防戰し、我兵復た當るべからず、時しも潮水漸く滿ち來り、艦体爲に浮びて終に逃れ去りぬ

是日風雨は倍强く、戰闘も亦甚だ激烈なりしが、戰稍酣にして、日も亦將に暮れなんとす、是に於て敵艦皆櫻島の前面に退き、我兵も亦休めり、翌日に至れば、風雨稍収り、敵艦七隻は巨砲を諸所に發射しつゝ、南に向て去らんとせしが、我兵も亦これに應じて、砲擊せしかば、敵艦終に退きて、谷山沖に碇泊し、又は小根占灘に留りて、艦体の破損を補修し、或は戰死者の水葬を行ひたり云々、

而して、横濱にある英字新聞は、これを記して曰く、

千八百六十三年八月十一日、(六月廿七日、)午後三時十五分、船隊鹿見島灣に入る、此灣は、最好灣にして、灣口七八里の濶あり、諸臺場の内我見殘せるものは一二なり、午後八時五十分、市街より南方に凡八里を隔て、深さ十七尋の所に碇泊せり、これを測量すること大に難し、

同月十二日、(六月廿八日、)午前第七時、錨を揚て鹿見島の市街に向て進み、其深二十尋より十五尋の所に至り、鳥島と市街の南方にある岬との間を過り、我船は右側に見ゆる洲を過ぎたり、午後第八時四十分に市街近く廿一尋の所に至り、市街を見るに、備を嚴重に立て、臺場には兵士充滿して、薩摩の〇印の旗章を翻し居たり、其臺場は市街の前面に併列し、其下に數艘の大船、並に支那船五艘を繫ぎたり、我艦は市街を離れて碇泊せる後、薩摩の藩士二人、端船に乘りて我艦に來りたる故に、此二人に談じ、詰問書を渡し、而して十三日午後第二時(六月廿九日、)までに、必ず答書を以て重ねて來るべきことを約したり、同日午後第三時、薩摩の執政一人、次席の者一人、一艘の端船に乘り、衛士四十人を率ひたるが、其衛士悉く寄り集りたるを伺うて、我本艦に乘入たり、其後暫ありて、又一艘の端船來れるが、執政次席のものいひけるは、右答書中に過失あれば、我今上陸して再び來るべしといひて、立歸れり、然れども何時頃右の答書を持來るといふ事を告げずして歸れり、これによりて我等は直に其變あらんことを察し、砲擊の備を整へて、翌日午後第八時迄に、戰爭の支度をなしたり、右執政次席のもの、我水師提督の船に來りて書翰を贈りしかど、日本語にて認めあれば、之を譯するに數時刻を費すべきが故に、我代理公使ニール氏は其書翰穩當なるや否を知らざるが故に、此返答は明朝受取に來るべしと答へたり、十四日(七月朔日)午後凡そ八時三十分頃、前日薩摩より贈りたる書翰の返答を受取らんとて端艇一艘來れり、是に於て英の提督は、直に其答書を贈れり、蓋し此答書は薩摩より贈れる書翰の趣意、其穩ならざる旨を述べたるものならん、故に提督は其書翰を持來れるものに、此以後は必ず和睦の旗

章を立て來らずんば、決して薩人とは談判すべからずといへり

午前第十時に至りて、提督はバルクル氏を誘引して、砲船ハボック號に乘り、幾に十二日を以て港内に行きたるに、右港内にて見分したる所の薩藩の螺機蒸氣船三艘を、質に取らんと欲して、是に於て我船の碇泊すべき最好の位地を探らんと欲しの蒸氣船は果して猶其所に碇泊し居れり、是に於て我船の碇泊すべき最好の位地を探らんと欲して、港内を周く廻視したるに、何れの所も皆四十尋以上の深さのみにして、岸を距ること百ヤードの處に至り、三十三尋の深さの所を獲たるが故に、之を碇泊所となし、而して提督は、午後第三時頃、我本船に返り、號令の旗を揭げて、アルグス船、レースホルス船、コクエット船、ビュール船、及びハボック船將に指示せり

此號令は、蓋し港内に潛匿せる薩藩の蒸氣船を奪ふべしといふものなるべし、是に於て午後七時三十分に至りし頃、我船は進みて此蒸氣船を奪んと企て進帆せり、十五日(七月二日)午後第四時二十分の頃、我船より本船へ使者を送りて、蒸氣船を奪はん爲に昨日港内に進みたりといふ事を報告したり、〇午後十時頃、英艦コクエット船は、薩摩藩の滊船ジルジョルジゲート號に綱をかけ、而して英艦レースホルスは、薩摩藩汽船エンゲランド號に綱をかけたり、但午後までも、此船に水夫の乘込たるを見たり、既にして此水夫等陸上に送り返されたるものと見ゆ、又二三の艦

塢に防禦の兵見えたり、(但し薩摩の滊船ジルジョルジゲート船に乘込たる士官の内二人を生獲りたり、其内一人は賢人にして、相應に英語の通ずるものなり、先年日本使節に從て歐羅巴に至り、當今は薩摩にありて、該藩汽船船將の職務を勤むるものなり、又一人は、薩摩蒸氣船隊第二等の船將なり、此兩人は決して我に敵することなく、其船を奪はれたる後は、我船に乘移りたり、是蓋し上陸して戰せんより、寧ろ英國提督の手に屬するを欲したるもののごとし、後に此兩人は、本月二十四日(七月十一日)夜半過を以て、竊にこれを神奈川に上陸せしめたり、

又他の英字新聞に記する所は左のごとし、

英國の艦隊は八月十二日水曜日の朝第八時過、提督の指揮に從て碇泊したるに、間もなく薩摩の役人二三艘來りて、英國の艦隊何故ありて、此處に闖入し來れるや、且外國人は何を要求する乎を詰問せり、是に於て我代理公使陸軍大佐ニール氏は、豫て日本語荷蘭語及び英語にて認め置きたる英國政府の詰問書を、此役人に渡して、これを鹿兒島藩の重役に達しくれよと委托したり、但しこれを渡すに、其答書は十三日午後第二時までに差越すべしといふことをもいひ贈れり

然るに十三日に到り、午後第三時執政の次席と稱し、衛士四十人を率ひて、提督の船に來れり、是蓋し戰爭の前に先つて、我艦隊の樣子を探らんとて、多人數を率ひ來りたるものならん、然る

に右重役の跡より、一艘の端船を以て、使者重ねて來りたれば、重役のものは立歸れり、但此使者來ると同時に陸上には事の摸樣忽ち變じたるものと見ゑ、重役は立歸る時、衛士一同此端船に乘移るべしと命じて立歸れり、然るに又使者は何か心中に深く狹む事あるにや、暫くの間は、答書を差出すべきやを考へ居る体なりき、

此夜第八時の頃、其重役の者再び提督の船に來りて、薩摩及び上座執政の書翰の日本語に認めたるものを代理公使陸軍大佐ニール氏に渡したり、但し此書を飜譯するに多少の時刻を要するが故に、右公書に就て、ニール氏は我が存意を述ぶるまでに、已を得ずして翌日まで延引せり、而して其後ニール氏は、此公書を見たるに、其中に認めたる趣意は、英國の詰問書に對すれば、最も不當なるものにして、頗る重大なる事と見ゑたり、其翌日に至り、前日の答書を受取らんとて薩摩の役人又來れり、故にニール氏は此役人に向て、前日の書翰重大なることを屢々申聞け、此後此船に來る時は和睦の旗を其船に建て來るべしと告げ置たり〇我輩薩摩の答書を今玆に記載して、看官好新の意を喜ばしめんと欲すといへども、未だこれを得ざるを以て、これを他日にゆづりて、唯人々の談話によりて聞得たる大畧を左に載す、薩摩の執政の書翰中に認めたる所の大要は、「今度貴國よりおくられたる詰問書の事に就ては、幕府よりは未だかつて我高貴なる君主に報告せられたることあらず、償金催促の事は、足下これを幕府に申立てらるべし、其所以は我君は幕府閣老よりの書翰を受取るにあらざれば、此のごとき事件に就て、彼是取計らふこと能はざるは日本國の大法度なり、且リチヤルドソンを、東海道にて殺害したるものゝ事に就ては、我輩能くこれを知ると雖も、其時島津三郎其事を如何取計ひたるや否や、我薩藩の君主は未だ曾てこれを知らず、但日本に於ては故なくして人を殺害せし者は、嚴科に處せらるゝは勿論なるがゆゑに、速に其人を穿鑿せんと力を盡すといへども、奈何にせん百方力を盡すと雖も、これを尋ね出すこと難し、これ決して日本人が敢て外國人を欺罔するの意にあらず、もし其罪人を捕り得る事ならば、直に其人を引出し、リチヤルドソンを殺害せしものなりとて、これを提督の手に渡すこともあるべし、足下を欺罔すれば、我君主の榮名を汚すことゆゑ、吾人は決して左樣の事はなさゞるなり〇然れども我君主は、幕府の大君が外國人と取り結ばれたる所の協議たる條約如何に關らず、右の條約は、權現樣の法度に背きたることとなるが故に、此のごとき場合に際しては、只大君一人にて其責任を負ふて之が處置をなすべし、何となれば、大君古來の法度に背きて、外國人の日本に渡來するを許容し、且自在に步行することを許して、日本諸侯の通行を妨ぐればなり、もしこれを久しく許す時は、遂に日本の諸侯は旅行する能はざるにいたるべし、リチヤルドソン等を襲ひたるは、日

本の法律に背きたることにあらざる故に、我君の過にはあらざるなり、是に因て考ふれば、足下等の詰問、一として采用すべきことにあらず、

これを以て察するに、此薩摩侯の答書は、最重大なる事にて、此事は遂に大戰爭を現すの基となり、これより砲臺を燒打する事に至れり、扨我艦隊は、忽大砲の備をたて、敵に向ひ、戰爭の用意をなして、金曜日(七月朔日)提督は、ハボック船に乘り移り、日本蒸氣船を質物に押收せんと、港内に進み入り、土曜日(七月一日)の朝に、右の蒸氣船三隻を奪取れり、午時海岸の諸臺場は、我船に向て放發したり、パルサス船及びピアール船は、忽ち砲を開いてこれに應ぜり、然れども提督キユーパ氏の船は、風烈しく波高きが爲に、未だ碇を卸ざず、測量に時を費しければ、砲を開てこれに應ずるに聊か遲緩したり、此俄なる暴風は、我等が爲に甚だ不便利なり、アルキユス船コクエツト船及びレイスホルス船は、放發の用意全備せるゆゑ、忽ち右蒸氣船三艘を取圍みて、これを燒打したり、午後一時、我艦船續て戰爭の用意をなし、提督は何處にて戰とも、必ず勝利を得べき方策をなせり、此提督にあらずんば、戰時に臨みて、怯怖せずして平意に沈着すること能はざるなり、提督は船隊中の貴重の船を、港より四百「ヤルド」の處に備へたり、此船十五分の間は、敢て動かずして居り、其時日本人は、其臺場に在る間は、大砲を發すること頻りにして、其發射は甚だよく法に合へるが故に、我の爲には大に妨害となれり、就中我前隊のユリアラス船は、其彈丸に中りて、大に傷害を蒙りたり、第二時三十分に至りて、實丸並に破裂丸雨霰のごとく我船に飛來り、船將ジヨンスリン及び指揮官ウイルモツトは、同一なる破裂彈に中りて死せり、又一丸は、甲板に落ちてこゝに居合したる士官、並に大砲掛のものども死傷したり、其僅に無事なるものは只一人のみ、此後程なくして、諸臺場多く放發をやめたり、諸船は其處をはなれず、レイスホルス船のみ、直に一の臺場の下に來りて放發しければ、これが爲に臺場の敵兵は退くに至り、アルギユス船並にコクエツト船は、此レイスホルス船を助けんが爲に、其處に至り、斷えず市街及び臺場に向て放發せり、レイスホルス船は、凡五時半頃に其所を去り、コクエツト船ハボツク船は晩景に至るまで市街に向つてたえず破裂丸を放發す、我船の此のごとき放發をなせし故に、俄に市街に火災起り、大半焚燒せり、ハボツク船も、亦日本の大船五艘を焚き、製造所をも燒けり、夜に入て、風益々烈しく、第十時頃は、火熾にして、濶さ一里餘に延燒せり、其火の熾も烈しかるべけれども、其處を去ること遠ければ聞えず、諸物を燒失すること夥しきは、定めて人をして驚かしむるに足るべし、日曜日(七月三日)の朝に至りても、市街及製造所の火災は猶未だ消ず、薩摩の蒸氣船、並に日本の船燒失して海に沈めり、其内一艘の蒸氣船は、ハボツク船

これを打沈めたり、午前十時に至りて、始て晴たるを以て、戰死したる士官を葬れり、午後一時半過、船隊再び碇を揚げ、徐々に進行し、臺場並に市街に向て、破裂丸を發射したれども、臺場より實丸を打放すること二十个に過ぎず、且其實丸は我軍を傷害するに至らず、市街の火は、漸々四方に焼廣がり、傑楽も亦其災を受けたり、其後も我諸軍より發射する砲彈の勢は甚盛なり、夜に入りて、我軍隊は鹿兒島より二里を隔てゝ、谷山沖に至り、小村落ある處を隔てゝ碇泊す、云云、(次に英軍中にありて、死傷せる軍士の年齢等を掲げありといへども、煩を避てこゝに錄せず、此役に死するもの廿二人、傷を受けたるもの四十一人なりしは疑ふ所なし、)

この三者を參觀すれば、以て當日の實況を見るに足るべし、而して英國に於ては其實其志を得たるものにあらざるなり、されば翌三年に到り、英艦は再鹿兒島に赴くべしとの沙汰ありければ、幕府の憂慮一方ならず、薩藩の邸吏を召して、其事を告戒し、また公使に向つては、一向その再びせさらんことを説たりし、折柄薩藩より、其重臣岩下佐次衛門、(方平)重野厚之丞を以て、江戸に來らしめ、英國代理公使に就て談判せしめ、幕府よりは、外國奉行支配調役鵜飼彌一、並徒目付齋藤次郎太郎をしてこれに立合しめて、議協の末、彼請ふ所の如くの扶助金を、幕府の帑中より借て、その支藩の名義を以てこれを交付し、又左のごとき書を附して、こゝに始て生麥事件の案を結べり、

其書に曰く、

英政府より請求候銀子を、薩州刑家島津淡路守家來共々相渡候上は、我等下件を受合候、抑去秋八月、於生麥英國人を致殺傷候者共、從夾亡命致、精々搜索候得共、行衛不相知、最早年月も相立、生死之程も難斗候得共、尚又精細に搜索いたし、召捕次第、貴國官員目前におゐて、可處死罪者也、爲後證、如件、

右の書は、兩士より英國公使へ宛たるものにして、幕府立合の士も、またこれに奥印せり、これ實に三年の九月廿八日なり、

◎京師形勢一變

將軍は大坂に下り、朝旨に從て小笠原閣老以下の者を黜罸し、遂に其十三日を以て、軍艦に駕して海路東歸あり、抑五月十日を以て、鎖攘、即ち通交通商拒絶の談判に取りかゝり、三十日の猶豫を與へて、日本國地にある外國人をして盡く退去せしめ、もしこれをきかざれば、直に兵力を以てこれを掃蕩すべしとは、即ち朝意の存する所、幕府の謹承する所にして、然もこれを天下に布告せしものなり、然るに攘夷の事、纔に小笠原閣老より一紙の書を發し、其事を通知せしまでにして、奉行の實を擧るに及ばず、一橋卿も徒に辭表を呈して其責を遁れられんことを計られたるが上に、將軍

もまた直に東歸に赴かれたり、是朝旨奉行に怠るものなり、前諾を踏まざるものなり、これを極言すれば、朝廷を欺罔し、其勅旨を無視するものなり、是豈反對黨、即ち倒幕派の最も以て乘ずべきの好機ならずや、此時を以て明かに幕府の罪を鳴らし、將軍の職を褫ひ、以來政事御親裁あらせらるべきを天下に公告あらんには、幕府は固より謹んで其命を奉ずるの外なく、諸藩といへども、誰か敢て一の不の字いふべきものぞ、この耳を掩ふに及はざるの疾雷は、一反掌の間にありて、果して王政復古の祥靄瑞雲を現出して、必しも慶應の季を待つに及ばざるものあらん、然るに僅に

大樹二百年來の曠典を興し、上洛有之、萬事恭順君臣名義改正の義、深く感戚候處、去る九日、賜暇下坂有之候以來奏問無之件々始末、(是恐くは小笠原閣老を譴罰せざるのいひなるべし、)殊に蒸氣船にて遂歸府、且第一攘夷期限等の義に於ても不都合の次第非一に付、屹度御糺可有之候得共、深思召被爲在候間、追而御沙汰の儀可有之候事、

これ禁裏附小栗長門守が持して東下する所のものにして、勅書の旨は、其事情を問はせられたまふにとゞまるがごときの觀ありて、大に將軍上洛の始に方りて、直に節刀を賜はりて、攘夷を命ぜらるべかりし勢とは、逕庭あるがごとし、これ全く先帝の天下に軫念あらせられ、徳川氏に厚く眷顧を注がれ給ひしの餘と、中川宮の持重老成力めて輕擧妄動を戒められしによるなるべしといへども、一には幕府弱といへども、いまだ侮るべからず、直にかゝる次第に及ばゞ、國家の安危いかゞあらんとの遠慮ありて然るものにあらざるなきか、果して然らば、吾人はこれを小笠原閣老上京の一擧に影響せるものと斷言せんとす、されば爾後朝議の一變を來し、結句八月十八日のことあるがごときも、其機の發する所は即ちこゝに胚胎せるものにして、幕府の爲には、冥々の間に其功ありといふべし、

されば、將軍東下の後は、水戸中納言一橋卿との意見を問ひ、(此前兩公の辭表は聽納せられざるの旨あり、)て、攘夷の事、御委任を希ふ旨の書を上られたり、其書に曰く、

今度攘夷の義、水戸中納言、一橋中納言申談、叡慮貫徹候樣被仰出、謹承仕候、然るに右兩家申談候處、方今萬國の形勢、皇國人心の居合等、熟視詳察仕候えば、當今の場合、攘夷の義、輕擧妄動候而は、必勝の算無之而已ならず、却而夷狄の術中に陷り、皇國の御恥辱に相成候而は、何共恐入候間、内治相整、人心一致仕候機に臨み、闔國の力を以掃攘仕、叡慮貫徹相成候樣可仕奉存候、就ては、攘夷期限の儀、一切御委任被下候樣奉願候、依て水戸一橋兩家より差出候書面相添、奉入叡覽候、

右別紙、(此二書は、幕府の諮問に答たる書なり、)

乍恐謹而奉言上候、攘夷之儀、兼而叡慮被爲在、御尤之御筋合奉存候に付、速にも御取聢り被遊候筈に御座候得共、此節の御場合、人心一和不仕事に相聞候間、攘夷之儀、御取聢り相成候而も、上下一和不仕候所より、必勝之儀無心元奉存候、實以皇國の御大事に奉存候間、急速御取聢りと申は如何可有御座哉、尤御內政御整之上、速に攘夷被遊候樣仕度、此段奉言上候、

慶篤(水戸中納言)

謹而言上仕候、今般御所より攘夷成功被爲遂、御武備海外へ輝候樣被仰出、水戸中納言、私へ御相談被爲在、御成功御座候樣、是又被仰出候に付、盡力成功可仕旨、謹而奉畏候、然所、篤と熟考仕候得ば、當今開鎖異論紛亂、人心居合不申候間、御內政相整不申候而は、攘夷成功無覺束奉存候、就ては、去廿(一に十とあり、)三日御請奉申上候通、(此書今見る所なし、蓋し盤に後見職辭退の節、懇諭ありし時の請書なるべし、)急速攘夷御座候而は、一策も有御座間敷奉存候、先御內政御整被爲在、人心一定の上、早々攘夷被爲在候樣仕度奉存候

慶喜(一橋中納言)

かくまで、急速に攘夷すべからざるを知らば、幕府は何を以て、これを上洛の初に抗論することをなさずして、甘んじて朝紳の說く所をきゝて五月十日の期限までを布告するに至りしや、然るに今日に及んでまたかくのごとき言をなす、京師にありし時と、關東に歸りし後と、かくまで表裏あらんこと、これ益幕府の信を天下に失ひしものにして、病、彌縫補苴の姑息にありて然るものなり、幕府の舉措、その宜きを失ひしは扨置、其上奏する所に據れば、內治の整を待て攘夷を行ふべしといふにあり、是最前より、(井伊元老已來)の說を反覆するものにして、其の言の河漢に庶幾き、いかに反對黨の憤悶を來さゞるべき、こゝに於て、其激するもの益々激して、倒行逆施に出でざるを得ず、竟に大和行幸、攘夷親征の綸勅となり、(八月十四日)大和五條の幕府代官所を襲ふて、討幕の先鋒と稱せしがごとく、(同十七日)反對黨の詭激の隠謀、大に宸聽を驚かし奉りて、その十八日を以て、遂に三條廣橋德大寺諸卿の參內を停せられ、又長門藩士、堺町御門の警衛を撤せしめ、且其藩士の京師に在るもの、退去を命ぜらるゝを以て、三條卿初、三條西、東久世、壬生、四條、錦小路、澤の七卿は、京師を出去るに及べり、これ中川宮の奏上する所ありて、宸斷に出しものときこえし、而して大和行幸の勅諚は、竟に延引を仰出されたり、

然れども、攘夷の事に於ては、猶幕府に左の實言を下されたり、

去る六月廿九日、攘夷期限等之義不都合之次第非一候に付、以小栗長門守御沙汰の處、數日否之御答不申上候に付、幸七月四日松平式部大輔、出府之便伺天機發京之砌、前件御催促被仰付候處

今以因循打過如何之義思召候、迅速可奏攘夷之成功、嚴重に御沙汰之事、

幕府は、直に老中上席酒井雅樂頭をして上京せしめたり、爾時齎す所の將軍上申の書は左のごとし

先般浪花表より水路東下致し、爾後攘夷期限の儀に付御沙汰の旨、誠以恐懼奉拜承候、右は事情不得已儀も有之、自然及遲延候段、深く苦心仕候折柄、御地非常の儀有之候趣承知仕候に付爲伺天機、酒井雅樂頭上京爲仕候間、委細の儀は同人言上可仕候、

これ一は再應の實言に對し、答辯せしめ、一は此度の一轉機に乘じて計る所あらんとせしもの、而して此頃よりして攘夷の事は、內治整備の後を待つことゝして、單に横濱一港を鎖すべしとの議起れるものゝごとし、此議の起れる、其源朝廷にありともおもはれず、また諸藩の建議に基くものなるべしとの事實をも見ず、たゞ當時因備阿及米澤四侯の上申書に曰く、

於關東も、追々拒絕の談判に取懸り、板倉周防守等に於ては、是非とも今月中にも、横濱擯斥の心得にて、大樹初滿堂有司評議一定仕候趣には候得共、兎角因循家遷延の說も起候哉にて、有志の者痛心罷在候に付、最早此上は廟議も定り居候事故、今一應西方の御勢援を相決候間、監察使の儀早々御沙汰被仰出、此度の勅使は尋常の心得にては德川氏の起廢も是迄と相心得候樣、且追々攘夷遷延之義御逆鱗不容易御摸樣之趣を以て、監察使人体早々取極相成、右の趣兩役連名、急々水戶一橋へ御沙汰相成候樣仕度、云々、(此監察使の事は將軍再度の上洛によりて中沮せしものなるべし)

是によりてこれを推せば、幕府には朝廷崇奉の餘り、縱令鎖攘の叡慮は、事情貫徹を計る能はざるも、せめては横濱の一港なりともこれを鎖して、以て朝意遵奉の一端とし、いはゞ御奉公振を示さん、との又候例の彌縫策に出たるものにして、横濱鎖港の說は、或は幕府より出たるものなるやの疑あり、これ其後島津三郎がこの事を不可として、これを一橋卿に論ぜしに、卿はこれを聽可せられざりし、その問答は載せて西村氏筆記の實歷史傳にあり、左のごとし、

時に久光公は、春嶽公を訪問し、(十月十九日)相議して曰く、鎖港の事たる、恐くは目的をなし難かるべし、好し横濱一港を閉鎖し得るも、全局の爲には啻に益なきのみならず、これが爲に反て外國の葛藤を招きて、本邦の一大事是より破るゝに至らんこと、肯て疑ふべくもあらず、是故に先鎖港の談判を猶豫して、自ら我國力を養成し、皇威を振作すべきの大道を立るの急務たるには如ざるなり、且夫今や池田筑後守を西洋に派遣し、彼本國に向て直に鎖港の議をなさしむるが如きは、却て吾國辱たらんこと必せり、速かにこれを中止して可ならんと、春嶽公亦此議に贊同し、(春岳公の爾時越前家の定說として上申ありし書中に、「唯今攘夷と申は、所謂彼を不知の謂にして、皇

國滅亡に可及は必定、航海は世界變遷の理に從ふ譯にして、皇國自から富に足るべし」といひ、且尤人のいふを憚る耶蘇敎のことまでも、「西洋邪宗と相唱へ候類、古の切支丹とは異り、隨分取用候ても弊害を可生宗旨とは不承、」とまで敢言せしは、天晴なる開國論にして、或は當時其藩の顧問たりし、肥後の儒士横井平四郎の說に出たる者なるべしと思はる）一橋公の上京を待ち、相共に此議を提出すべきを約せしが、後幾もなくして一橋公の上洛あり、是に於て久光公は一橋、春嶽、松平肥後守、伊達伊豫守の諸公と相會し、前議を具陳せしに、一橋公曰、貴論實に爾りと雖も、池田等既に出帆の後なるを以て、復た召還するよしなく、且もし横濱を鎖閉するにあらずんば、天下の人心相和せざるを奈何せん、曰く、然らば鎖港は必實行するを得べきや、曰く、成否は未だ豫測すべからずと雖も、かの佛人の說に、（當時佛國公使館に雇はれ通辨たりし荷蘭人、ブレキマン、といへるもの、この說をなせしやに聞けり）長崎函館に從る引移料だに辨償あらば、實行せらるべしといへり、曰く、所謂引移料なるものは、果して幾許の金を要すべきや、曰く、定て幾百萬兩を要求するなるべし、曰く、無益も亦太甚しと謂ふべし、盖し大金を供して、以て沿海の武備に充てなば、年を經ずして海防の效を見るに足るべし、然るを必竟無效なる鎖港の爲に、還般の大金を抛つがごときは、實に失策といふべし、曰く、貴說實に理ありといへども池田等の一行、既に我國を發したれば、今に至りてこれを議するも無益なり、曰く、否、決して無益に非ざるべし、使節の一行、尙長崎の地にとゞまらば、速に召還さしむべし、もし又支那地方にありとするも、其地に使を派して其旨を傳ふるも可なり、通回りし西洋に抵りて、苟くも談判の要領を得る能はずんば、國辱勝ていふべからず、曰く、既に今日に及んでは、召還の命を發するも、恐くは及ぶべからず、且談判の成否如何のごとき、今よりこれを論ずるを要せざるべし、夫れ使節が西洋に航し、各國を巡歷して歸朝せんには、應に三四年を要すべし、故に其間に於ては、本邦の人心も亦稍一定するに至らん歟、曰く、斯のごとき姑息の政策を執る、彌其可を識らざるなり、世の所謂當座凌の處置を施すがごとき、洵に惡懼に勝へざるものあり、云々、其後に至り、（二月二日）久光公は又春嶽及び伊達の二公と共に、二條城に登り、總裁職松平大和守、閣老、酒井雅樂頭、水野和泉守、有馬遠江守に對して、猶前者の論を陳ぜしとあり、

この問答を觀るに、一橋卿の三郎の論に於る、心是として、口これに同せざるごとく、往々護短の口氣あるを見る、これ幕府は一意朝意遵奉に齷齪して、たゞ其歡を失はんことを恐るゝの餘りに出しか容なりしとは、益これを察するに餘りあり、抑々島津三郎の說くところ、「自ら我國力を養成し

て、皇威振作すべき大道を立つるにしかず、」とは先に將軍が水橋二卿と共に上言せし「内治を整ふるを先とすべしとの議と符を合すものなり、この朝議一變の時に際し、將軍再度の上京ありて、全國政務御委任との勅旨さへありて、朝意大に幕府に依賴せらるゝがごとき傾あるに方りて、この三郎の如き春嶽のごときと、左右提挈して、正々堂々と宇内の大勢を說き、叡慮を回するの誠心なく、徒らに一時の譴怒を恐れて、橫濱鎖港といへる詭謀を以て、暫時瞞過せんとせし、三郎の所謂當座凌の拙に出で、使節の歸朝までには、三四年を費すべく、それまでには人心も一定すべし、と期して、自から欺きまた人を欺きしは、こゝに初りしにはあらざれども、その中外に威信を失ひて、自から滅亡をとりしも、不幸にはあらざるなり、且この際にありては、朝廷にも頗る悔悟せられしごとく、既にこの二十日にありて、諸藩に勅せらる、曰く、

是迄彼是眞僞不分明の儀も有之候にども、去る十八日以後申出候儀は、眞實の叡慮に候間、此邊諸藩一同心得違無之樣可致事、

汗の如しとさへたゝふる綸言も、かくのごときの沙汰あるを見る、其御失体は申すもかしこかるべし、されどかゝる次第に馴致せしは、吾人はこれを過激の浪士の所爲よりせしとはいはず、又輕躁の京紳なりともいはず、幕府がたゞ朝旨遵奉といふに區々として大義を明にして、誠意を以て匡救啓沃の力を盡さず、空しく君の歡を得んことに力めて、社稷を安ずるを以て悦となすの忠なかりしより、毎事奉承の過ぐるは却て欺罔に類し、不知不識聖慮をして安からざらしめ、先帝の明を以て、かゝる御沙汰あり、汗背上に汚點をとゞめしに至りしは、其罪歸する所ありといはざるを得ず、こゝに於て、第一に、阿部閣老の斷なきを追恨し、又堀田閣老の正議の貫徹せざるを嗟し、末に、小笠原閣老の志を果す能はざりしに長大息せざる能はず、

◎將軍再度上洛

京師の形勢一變の機あるを見、島津三郎は上京して、兼ての持論、公武合体を計るべきの時こそ至れり、と將軍の再度上洛を促がしたり、上洛は大典なり、いかに省約に從ふといへども、一歲の內にこれを再びせんことは、費途の浩大なる、財政上幾多の困難なきにあらずといへども、此機をば失ふべからず、と幕府には思ひ定めしなるべし、竟に朝旨に從ひ、再び上洛あるべき旨を、諸侯に告示せしは、實にその十一月の晦日にして、而して其上洛の第一の贄としては、神奈川鎖港のことなりしとおもはる、幕府の意を察するに、攘夷は多年宸慮のある所、幕府においてこれを遵奉施行なすべきは當然なりといへども、これを平和の談判上に成功を見んことはとてもなし得ずとは、曩に小笠原閣老が一試（形式上丈なりとも）して證し得たる所なり、さりとも武力を用ひんには、我兵

備未だ充實せず、以て彼等が堅艦巨礮に敵するに足らず、眼前必敗の算あるを顧みず、兵を用るに到らんこと、いふまでもなき拙策たり、故に先其期限を延し、一切幕府に御委任あらんことを請たりしも、未だ果して聽納あらせらるべきを必しがたし、然に孟浪に上洛ありて、此春間の如く、又候困境に陷らん事あらば如何、縱令即今叡意稍寬なるがごとしといへども、事機の變ははかりがたし、と羹に懲るの餘り、虀をも吹てう諺のごとく此機を以て正論讜議を以て、啓沃の誠を盡さんことに敢てするの膽力なく、せめては叡慮を慰め奉るの一手段として、攘夷の事は即時斷行し能はずといへども、神奈川一港だけは、これを鎖閉し、聊か朝旨の萬一をも貫き可申心得にて、既にその談判使節のものを、訂盟各國に差向け候、との趣を以て口に藉んとの心組なりしなるべし、そは將軍の上洛も、使節解纜とその日を同して、共に十二月の廿七日なりしにても知るべきなり、

神奈川鎖港といへる哉は、果して聖慮を慰め奉るに足しや、當時將軍上洛の首にあたりて（正月二十七日）下賜ありし宸翰、並に將軍の答奏書に見て知るべし、請ふこれを左に抄示せむ、

宸翰にいはく、

朕不肖の身を以て、夙に天位を踐み、忝くも萬世無缺の金甌を受け、恒に寡德の先皇と百姓とに背ん事を恐る、就中嘉永六年以來、洋夷頻に猖獗來港し、國体殆どいふべからず、諸價沸騰し、生民塗炭に苦む、天地鬼神其れ朕を何とか云ん、嗚呼、是誰の過ぞや、夙夜是を思て止む事能はず、嘗て列卿武將と是を議せしむ、如何せん昇平二百有餘年、威武を以て外寇を制壓するに足らざることを、若し妄に膺懲の典を擧んとせば、却て國家不測の禍に陷ん事を恐る、幕府斷然朕が意を擴充し、十余世の舊典を改め、外には諸大名の參覲を弛め、妻子を國に歸し、各藩に武備充實の令を傳へ、内には諸役の冗員を省き、入費を減じ、大に砲艦の備を設けり、實に是朕が幸のみに非らず、宗廟生民の幸也、且去春上洛の廢典を再興せし事、尤嘉賞すべし、豈料んや藤原實美等、鄙野匹夫の暴說を信用し、宇内の形勢を察せず、國家の危殆を思はず、朕が命を矯て、輕卒に攘夷の令を布告し、妄に討幕の師を興さんとし、長門宰相の暴臣の如き、其主を暴弄し、故なきに夷舶を砲擊し、幕使を暗殺し、私に實美を其本國に誘引す、如此狂暴の輩、必罰せずんばある可らず、然と雖も、是朕が不德の致す所にして、實に悔悲に堪ず、朕又惟ふ、我所謂砲艦は、彼が所謂砲艦に比れば、未慢夷の膽を呑に足ず、國威を海外に顯すに、（此處脫誤あるがごとし、未だ校正に暇あらず、）頗に願ふ、入ては天下の全力を以て、攝海の要津に備へ、上は山陵を安じ奉り、下は生民を保ち、又列藩の力を以て、各其要港に備へ、出ては數艘の軍艦を整へ、無饜の醜夷を征討し、先皇膺懲の典を大にせよ、夫去年は將軍久く在京し、今春も亦上洛せり、諸大名も亦東

西奔走し、或は妻子を其國に返らしむ、宜也、費用の武備に及ばざること、今よりは決して然るべからず、勉て太平因循の雑費を減省し、力を同し、心を専にし、征討の備を精鋭にし、武臣の職掌を盡し、永く家名を辱る事勿れ、嗚呼、汝將軍、及各國の大小名、皆朕が赤子なり、今の天下の事、朕と共に一新せんことを欲す、民財を耗す事なく、姑息の奢をなすことなく、膺懲の備を厳にし、祖先の家業を盡せよ、もし怠惰せば、特に朕が意に背くのみに非ず、皇神の靈に叛くなり、祖先の心に逆ふなり、天地鬼神も、亦汝等を何とかいはん、

これ正に去年將軍東歸の後、水戸一橋兩卿の意見書を添て上申ありし「内を整へて而る後に外を攘はん」との旨趣と相合するものなれば此聖意を基とし此攔よりして約を容れむにはいかで啓沃の道を得ざることのなからずや何を苦んで塗に塗を附して、餘計の逢迎をなすに及ぶべき、然るを將軍は答奏して曰く

宸翰の敕旨、御即位已來、皇國の災禍を、悉く聖躬の上に御反求被爲在候勅諭にて、誠以恐惶感泣の至奉存候、偖勅諭にて、幕府從前の過失を自反仕候得ば、多罪の至奉存候、臣家茂、不肖の身を以て、徒に重任を辱め、紀綱不振、内外の事、宸襟を奉煩候而已ならず、去春上洛の節、攘夷の勅を奉ずといへども、事實遂に難被行、横濱鎖港の談判すら、未成功の期限も難量、折柄、再命に依て上洛仕候上は、極而逆鱗に觸れ、厳譴を可相蒙と、素より覺悟仕候處、意外の宸賞を奉蒙候而已ならず、至仁の恩諭を以て、臣家茂並大小名を赤子のごとく御親愛、將來を御戒飭被爲在候條、臣家茂一身の上に取、海岳の鴻恩、實以可奉報答樣も無之、自今以後、萬事の舊弊を革め、諸侯と兄弟の思を成し、心力を合せ、臣子の道を盡し、太平因循の冗費を省き、武備を厳に内政を整へ、生民を蘇息致し、攝海防禦は勿論、諸國兵備を充實仕、洋夷の輕侮を絶ち、砲艦を嚴整して、遂に膺懲の大典を興起し、御國威を海外に輝すべきの條件、彌々以勉勵仕、乍恐宸衷を奉休度奉存候事に御座候、乍併膺懲妄擧は仕間敷との敕慮の趣は、堅く遵奉仕、必勝の大策相立候樣可仕奉存候、尤横濱鎖港の義は、既に外國へも使節差出候儀に御座候間、何分にも成功仕度奉存候得共、夷情も難計候得ば、沿海の武備に於ては、益々以奮發勉勵、武臣の職掌を固守仕、大計大議は悉く國是を定め、宸斷を奉仰、皇國の衰運を挽回して、外は慢夷の膽を呑、内は生靈を保ち、奉安敕慮、上は皇神の靈に奉報、下は祖先の遺志を繼述仕度奉存候、

この奉答の文を見るに、詔諭上に一も言及あらせられざる横濱鎖港の一題目を提起して、攘夷勅旨即時奉行し能はざりし申譯の相手として、自から進んでこの事を成さんことを望むの口氣あり、これ一意逢迎の餘に出づるものたること明けし、されど、この逢迎は、聖慮を慰め奉るに足らずして、

却てこれをして安からざらしめ、主意の不分明を疑問あらせらるゝにいたり、切角惟一の贊と賴みたるも、やゝその益をなさゞるがごとし、これまた左の文書に徴して知るべし

勅答書の趣、横濱鎖港の一條、御諭振不分明に付一橋中納言御譴問候、尤鎖港の成功は、是非共可奏候、更以書取言上の旨被聞食候、猶又御別紙被仰出候通、盡力勉勵可有之、御沙汰候事、

別紙

横濱鎖港の儀、精々可遂成功、且又諸國兵備致充實、洋夷の輕侮を絶との趣、達叡聞候處、此上は惣國の守禦緊要の事にて、差當り攝海の要港急務の上は、神速其功蹟相顯れ、人心安堵、不經數年、征夷の實相行、奉安叡慮候樣、御沙汰候事

將軍のこれに答ふるに曰く、

勅答書之內、横濱鎖港の一條、御諭振不分明被思召、慶喜へ內々御沙汰の趣承知仕候、然る處、彌々鎖港仕候見込にて外國へ使節差立候儀に御座候間、是非成功仕候心得に御座候、尤も再度崇聖諭候、無謀の攘夷仕間敷との趣、奉畏候、就ては彌々以沿海の武備充實候樣可仕と奉存候』

こゝに於て横濱鎖港の事は、いよ／＼實事問題となれり、獨に夷情難量との預設遁辭も、最早その甲斐なく、却て是非共成功仕候心得といはさるを得ざるに至り吾矛を以て吾盾を陥るの譬に比すべきがごとし、漸く無謀攘夷致す間敷との勅詞を鐵壁として其內に栖こもり以て纔に決歲のごとく促迫を免かれんとするの狀を呈せり、是に於て、横濱鎖港談判として、外國へ使節を差立一時を姑息すべきの術も行はれかたく事益切迫し、松平大和守及水戶侯に、鎖港委任といふ命を下すにいたり、使節の復命をも待たすこの地に在りてその事をはからんとするの勢に馴致せしものとおもはる

◎横濱鎖港談判使節同其歸朝

幕府は横濱鎖港を以て、朝旨奉行の一として、奉勅怠懈の罪を逃へき一段とし、先初一着に書を各國公使に致して、獨に小笠原閣老が一名を以て申入し絶交攘夷談判の書簡を取戻し、陰然罪を小笠原閣老に負はせて、日本政府には左まで無体の要求をばなさゞりし旨を示し、而して更に國內人心の折合ず內亂萌りに起るを以て、横濱の一港を閉鎖せむとの談判をなさんとす、最初は、書面もて其理由を各國公使に申込べしとのことなりしか、さしては事かど立て然るべからず、先懇談を試むべし、而して荷蘭は舊交の國なり、亞米利加は最初に約を結ひしものなり、他の國々に比しては、自から親厚の間柄なれば、先此兩公使より手を下さんとて、九月十四日、これを軍艦操練所に招きて、板倉閣老はしめ列座にて、これが談判を開かれたり、然るに兩公使は、口を揃へて、其説の納るべからざる旨を陳じ、且つ國內の騷亂を鎮靜するに勉めずして、却て外國に對してかゝる談判に

およぶことは、全く政府の弱力を示す者にして、國辱の最なるものと忠告し、英公使などは是のごとき談判を受くる上は、直に戰端をも開くべしとまで極言せり、閣老等は、再び口を開く能はず、其席はこれにて畢へたれども、さて英佛等の公使に對し談判を始んことは、それより如何なる珍事を惹起さんも計られずと、最も心を苦しめ、一橋卿にも深く憂慮あらせられ、たゞ評議に日を消して、公然これが談判をなすを憚り、決する所ある能はず、竊に外國公使の意衷を探知せんとの意ありしといへども、またこれを敢てせず、殆ど其方に迷ふものゝごとき折柄、「岡崎藤左衛門（撫松）は予が同僚にありて、（外國奉行支配調役並、）曾て竹內下野守等が歐洲各國に使せし時に隨行し、頗ぶる外事を識るものと推されたりしが、橫濱鎖港の事、其行はれざるは勿論なりといへども、これを以て朝旨遵奉の一端として、幕府の務を盡さんとの事なればこれを試むるも不可あるまじ、且この事を談判せしとて、元々相談づくの事なれば、直に戰端を開くべきの理なし、然るを各國に對してこれをいひ出すに憚ること、實に其いはれなきものなり、近く兩都兩港延期の談判の、現に外國政府の承諾を得たるに見ずや、未だ開かざるの港都を開くを延引するも、既に開きたる港を閉鎖するも、事に大小輕重こそあれ、其條約の明文に於て違犯あるは同じ、されば使節を發して彼政府に就きて談判せしめんこと然るべし」との說を持せしが、其友某に洩せしより、井上閣老（河內守）の聞ところとなり、竟に板倉閣老に達し、數々引見せられて其說を聞かれ、遂に擢んでゝ神奈川奉行支配組頭に任ぜられたり、藤左衛門は調役並なり、並といへば、目見以下の地位に在り、假令本人は目見持格、（家筋は、目見以上の者にして、以下の職にあるものをいふ）たりといへども、上に猶調役の一席あり、然るを超て直に組頭に任ぜられたるは、世の大に駭く所たりき、その神奈川の地に任ぜられたるは、當時各國公使は皆な橫濱に在りしを以て、（これ暴徒の竊發を恐れて、幕府より請ふて橫濱に居らしめたるなり、）かの內意を探らしめんとの事なりしなるべし、然るに現任神奈川奉行は、その次官たるべき組頭を突然命ぜられしに激昂して、甚しく論爭する所ありしかば、暫くにして罷められたれども、程もなく外國奉行並に任ぜられて、橫濱鎖港の秘密には參謀せし所ありしと、（藤左衛門、後に兵庫奉行たり、折から大政返上の期に際せしを以て、不幸にして當時諸大夫に叙せらるゝに及ばざりしといふ、）この藤左衛門の遽に拔擢せられたるを以て見るも、當時幕府にて心あるの士は、鎖港の論に於ては口敢て否とせずといへども、これに贊成するものなく、また鎖港を唱道するの强に至りては、多くは疎暴過激無學の武人等にして、閣老の顧問となるに足るもの尠なかりしを知るべし

使節を派して、各國政府に就きて、橫濱鎖港の談判をなさしめんとの事は、强ち藤左衛門一人の建

論に出たるにもあるまじく、幕府有司内にも其論を持せしものあるべしといへども、其事の決するに至りしは、時の佛國公使ベレクールのやゝこれを慫慂せしがごとき姿あり、これ昨年井戸ヶ谷にて、自國士官の殺害されたるあり、又下の關にて軍艦の砲撃を蒙るあり、いづれも日本政府の責として、其罪を謝せしめざるべからず、而して當時國帝ナポレオン三世は、頗る遠略を務めて、力を東洋各國に舒さんとの大志を抱きしを以て、或は竊に訓令するに、日本の驩心を博せんことを圖るべきを以てせしやも知るべからず、（此後ベレクールに代りし、レオンロセスの措設、皆此意を含めるにて知るべし。）されば英國の生麥一條に於て、艦隊を以て償金を嚇取せしがごときは、大に日本の人心を失ふものなりとして、己れはこれが反体に出でゝ、樽俎の間に事を了せんことの得策なりと考へたるにや、前二條の爲に、日本政府より本國政府へ謝罪の使節を送られんことをいひ出たり、これこの一事を以て、かの好功喜大の君主の意を滿足せしめて、己が公使たるの功勞を顯さんとの下心ありしかば、其事の行れんことを欲するの餘り、此序を以て鎖港の談判あるも然るべしとの微意を洩せしが如き跡あり。」是に於て、幕府は彌々派使に決し、萬一談判の行屆きて、これを鎖し得ば、固より奉勅の一端として、幕府尊王の實を證し得べく、果して成る能はざるも、各國に歷說するの間、必一兩年を毀すべし、其間にはまた世事の變ずるあるべし、と即ち當座凌ぎの策を取るに到れり、」さすがに此事の重大なる、幕府にも使節其人を撰むに難んじ、當時若年寄たりし秋月右京亮（種樹）を差すべしともいひ、又前小笠原閣老を旣に廢せるに起して之に任ぜんといひ、議論紛々たりしが、竟に池田筑後守を外國奉行として、正使とし、新徵組頭河津三郎太郎を、伊豆守に敘して、外國奉行とし、これが副たらしめ、目付河田貫之助（熙）を、相摸守に敘して、これが監たらしめたり、程もなくして、予はその十一月の末を以て、外國奉行支配組頭に擢でられて、これが隨行を命ぜられたり、予は從來より幕府が開國の說を以て朝廷を啓沃せんことを望む者なり、鎖港の說の行はるべからざるのみならず、これを國辱として、其不利を斥くるものなり、されば小笠原閣老等が秘策事敗れて將軍東歸の際にも、その官儀を犯すもの（吏員の其長官をさしおいて、閣老參政等に謁するは、當時固く禁ぜられたり。）なるを知るといへども、杞憂の餘、時の參政稻葉兵部少輔には聊緣故ありしを以て、竊に謁を請ひて、鎖港說の國家の爲、幕府の爲、大害たる理由を面陳せしこともあり、將海軍操練所にて、閣老應接の前、鎖港の事由を具して、各國公使に書送あるべしとて、其文案を草すべきの下命に抗して、同僚を率ひて、奉行に迫り、看々國家の利ならざるを知りては、筆を執ること能はずと諍論せしことさへあり、予は褐を釋て調役並に任ぜられ、この年の夏調役となりしも、當時敘任の順次に於ては、猶異數たりしに、纔に數月間にして、組頭を命ぜられた

るは實に意外にして、當日召を蒙りし時は、數々奉行の面を犯せしが爲、或は他の閑職に遷さるべしと覺悟せし程なりし、然るに河津は予を側に延きて、此度の恩命は使節隨行の爲なり、次で其命あるべしと示されたり、予が平生に對し、この隨行の命を奉ずること實に難儀に覺えたりしかば、池田は曾て相知ることなき人なれば、即夜河津の邸に至りて持論を擠き出して、この隨行を辭したき旨を陳べ、もし隨行を辭せば、組頭をも勤めさせじとの事ならば、併てこれをも辭すべしといひしに、河津は穩にこれを慰め、鎖港の使節は、朝廷への口實たれば、固より已を得ざるものたり、その國辱たるやは或はこれあらんといへども、現在惟一の政策として、閣議既に定りたる上は、これを論ずるも詮なし、且予は未だ子の身の危きを知らずや、鎖攘を唱ふる浪士のみならず、幕士の内にも、子を奸吏の一として、賣國の賊なりとて、これを殺さんと企つるものあり、予は新徵組頭、(新徵組は當時浪士をあつめて之を扶持し、その暴行を肆にせしめざらんやうにせしものなり)として、よく其事實を悉せり、されば暫時禍を海外に避けて、文明と稱せらるゝ西洋各國の風光を觀んこと兩全の策ならずやと、なるほど近頃我門に紙を貼して、或は天誅に行ふべしといひ、或は家を火すべしといふものあり、(此貼紙の爲に、地主より放逐の懸合を受け難儀したることあり)又近處上野廣路の御橋に票して、予及び中山右門太(讓治)を殺すべしといふものあり、またあやしき人物の來りて面會を請ひしこと、又宅邊を徘徊せしをも認めしことありて、やゝ戒心なきにあらず、且こゝに予は自白すべし、當時吾人の了見にては、西洋に遊ぶことは、恰も昇天の想あり、曾て水野筑後守が使節を命ぜられたる時、これが隨行たらんことを求めて果さず、遺憾やることなかりしに、おもはずも此命を受く、前に欲すべきの快事あり、後に惶るべきの迫害あり、予は心動くことなき能はざるなり

よつて河津には猶熟慮すべき旨を告げて、直に平生の知己と賴める、水野凝雲の許に赴きて、辭すべきや否を諜りしに、凝雲は微笑して、國事を議するに、進退を以て爭ふごときは、組頭などの位地にありてなすべきことならず、組頭は、長官の命に隨ひて、其下僚を御し、事の如何を問はず、長官を助けて、それをして成功あらしむるの職にして、己の意見を出すべきものならんや、且鎖國といひ、攘夷といふも、宇內の勢、人力をもて制すべきにあらず、數年を出でずして、我國も萬國交際場裏に入り、これと馳驅せざるを得ざるの地に到るべし、子が如き年壯のものは、今日に在りて、西洋政治等を目擊して、其知識を擴め、以て他日國家の用を爲すもまた可ならずや、而して今者の隨行、實に其機會たり、予は子が區々の論を棄て、使節に從んことを勸告するものなり、その言に安心し、竟に受けをなすに到れり、抑々この使節は、和親保續の爲には、人心の折合を計らざる

べからず、人心の折合を計るには、横濱を鎖すを得策なりと信ずるを以て、各國政府に向ひて、其承諾を請はんとの事なれば、この鎖港の一事を除きては、公使等の待遇より貿易の方法等、皆その宜きを得て、我所謂和親保續との趣意事實に現はれんこと、最第一とする所なりとて、使節は出立の前、左の書を上りてこれを極論せり、

「今般、私共、佛英其外國々へ、鎖港之儀に付爲御使罷越候に付而は豫め被爲施候御處置之次第、(長州處分之事、尤其内のヶ條たり、)申置候趣も有之、近々御執行の運に相成候處、一体御用筋、御條約面に相觸れ候儀、及談判候事にて固より正大公明の議論を以て、執爭折服致兼候儀に御座候間、彼方氣受尤肝要に候處、各國へ被爲對、此迄の處、殺傷等引續有之、御殿山公使館も、折角經營候處、燒失致し、然も暴徒の放火にかゝり候との風聞も相聞え、夫是交際上不都合の事共差重なり、長州發砲の始末におよび、事勢切迫、御懸念不少に付而は、各國公使はじめ、江戸表出府も御差止相成、先は横濱へ御閉置被成候も同様の御待遇、其上京師の御模樣も自然外國人承り込罷在、當夏中御條約に全違背相成候鎖攘の御書簡、圖書頭殿御在職中被遣、其儀各國公使より銘々本國政府へ申遣候は勿論の事可有之、尤も先般右書簡は御取戻しにて御取消の趣被仰遣候得共、彼是議論中立候儀も有之、右等の廉により推考仕候えば、如何樣御懇親の旨、言辭を以て說得仕候とも、各國政府にては、其廉事實に不相顯候上は、此等事情の委曲摸通り不申、定而御交際之御義理に相外れ、御懇親の御情合無之事と而已、一概に存取り、詰り鎖國の舊に可被爲復御目論見に可有之樣、猜疑の念差合候は必定にて、既に長州發砲の儀に付而も、政府の御處分を手ぬるく存取、直に各國より、軍艦差向け候趣も相聞え候、其兵機を未發に収め候儀も、僅に今般御使の談判に賴有之候間、いづれにも先頃軍艦操練所において、御手前樣方、亞蘭兩國公使に御談判被爲在候通り、御和親の御義理、御懇篤の御意味を押立、御國內の形勢、無餘儀事情委曲說明および、一時人心鎭靜方の方畧等談判いたし候趣を以ッて、自然鎖港の儀に相涉り候心得にて御座候間、彼方氣受不取失、横濱貿易筋、各國公使御接待振等、事實に御懇親の廉相見え候樣御仕向、公使共より政府へ非難申立候口實無之樣被成遣不申候ては、談判の御趣意相貫兼可申而已ならず、多少の行違相生じ、今般御使被遣候御趣意を以、敵意被爲在候樣存取、却て兵機を促し御條約御違背の名義に被相唱候て、各國連衡軍艦差向け、手詰の議論等に及間敷とも難申候、左候節は、私共一命固より覺悟候事には候得共、事の曲直、理の順逆、悉く御趣意の筋とは相反し、却て一時疎暴過激の舉、自己の憤意相霽し可申ため、無謀の浪戰におよび可申端緒を啓き、御國事を誤り、兵禍の結ぶところ、慘毒百萬の生靈に及び、追て御國是御据り候後にいたり候も、

取戻し不相成、無上の御失躰、天下永世の譏訴可受儀と尤も以心配仕候間、私共出帆仕候後、彼方談判筋は、私共舌頭にて相觸り可申ものと思召されず、前斷申上之通り、横濱貿易も衰頽不致、（此時桑を植えるを禁じ、種紙の出港を制限する等の議あるを以てなり、）公使御待遇向も、尙更御懇親被爲盡、中外相照應候而、不都合の事出來不申樣御處置御座候樣仕度奉存候、依之此段申上候、」

この書を見ば、使節の意衷と、幕府閣議の存する所知るべし、而して此使節派遣の一事は、今度將軍上洛の節、無上の贄として朝廷に奉るべきものたるを以て、使節解纜の後を竢て、將軍にも上洛あるべしとの事にて、竟にその十二月廿七日、使節横濱を發するの日を以て、將軍の艦艦は、碇を品川灣に起したりき、

當時英佛の郵船航路、未だ横濱にまで及ばざりしを以て、使節は佛國軍艦に搭じて上海に到り、そこにて佛國郵船に乘かへたり、これ此方にてこそ鎖港談判として各國に巡歷するの使節なりとはいへ、佛國公使はいづこまでも、自國へ謝罪として差派されたる使節なりと見なして、かく周旋を盡せしものと聞こゆ、且其頃同公使館に雇ひて、和蘭語の通辯とせし和蘭人ブレキマンを使節の通辯且航海中案内者（此前の使節は都て彼方の賄たれば、郵船の係方、上陸客舍の休泊等に、世話もなかりしが、此度は皆自から辦ぜざるを得ず、則案内者を要する所以なり、）として使節に隨從する事を許したり、

使節の上海に着し客舍に就くや、日本人二名あり、（故上野景範は其內の一人なり、）來りて自から薩摩の脫藩人なりと稱して謁を乞ひ、且曰く、西洋の風光を觀んが爲に、こゝまで來りしが、旅資既に罄て前往する能はず、願くは節下に屬して歐洲に到らんと、池田は好奇の性あるを以て、頗るこれを携へ往かんとの意ありしが、目付方の議論は、未だ日本人の外國渡航を許さゞるに、かゝるものを助けてこれが儞を作らんこと然るべからずとて、これを爭ひたれば、竟にこれを漂民に准じ、これが資助をなして本國に送歸すべきに決し、長崎までは、佛國領事に托して、船便次第に送歸せしめ、又長崎奉行に移牒して、その次第を報じ、漂民を以て處分すべきを通知したり、而して此地にありて、恰も英國公使アールコックの再び任に我國に赴くに會せり、アールコックは使節に面して其使命の旨をきゝ、大に驚きて曰く、公等もし我政府に對して、さる談判を啓かんには、政府は以て戰を挑むものと認むべし、これ兩國間の親交を保維するにはあらずして、却て兵機を促がすものなり、公使は、兩國の間に介して、和を保ち戰を避るを職掌とすれば、日本政府に此のごとき企あるは、きゝ流しになすべからず、幾重にも忠告せざれば、わが任を盡すものにあらず、且今度予

が再び貴國に赴くは、横濱の鎖港なんどはおもひもよらず、曾て約せし兩都兩港延期の約束を廢して、直に開市開港を要せんとするにあり、これ故らに難を責めて、貴國政府を困めんとにはあらず、政府をして反省自悟せしめんが爲なり、抑も延期の談判のはじめ、予も一度は反對を試みたり、以爲く國を治むるの道古より二途あり、一は、民情上達せしめて、其輿論を采るにあり、我國國會の制のごときこれなり、一は、政府其當然と思惟する所を履行して、爲に不平を唱へ騷亂を企るものあれば、嚴刑峻罰以てこれを壓服するにあり、支那のごとき、貴國のごとき、國民の智識、未だ開けざるの國にありては、かくの如くならざるべからず、これ政府は國民指導者となりて、これを教導して、其安寧幸福の地に至らしむの職ありとせば、學校の教師が小兒を導くがごとく、夏楚の二物は、最も欠くべからざる具たり、然るを國民の内に、一二三不服のものありとて、其意を慰めんが爲に、政府の政略に變更する所あらば、渠輩は益其意を得、其黨與も益多きを致し、終にこれを制する能はざるに到らん、故に兩都兩港延期のごときは、國民を鎮靜するの方ならずして、却て國民を煽起するの道なるべしといひしことありしが、不幸に今其先見の謬まらさるを見たり、故に予は日本に到り、政府を助けて國內不逞の徒を鎮壓するの畧を執らしめんとす、政府もし助くべからざれば、日本國中最その權力の存する所、譬ば京都に就て、我英國の意を達し、平和の通交通商の保證を求めんとす、京都もしその權なしとせば、大名の有力者、即ち薩摩のごときに就て、各自に條約を結びて通交通商を試みんとす、これ予が今日帶る所の訓令にして、獨り英國の爲のみならず、日本の爲に此上もなき利益をなすべきものなり、勿論これを遂んには、小々の戰爭は避くべからべるのものもあらん、されどこの戰爭は、必將來眞誠の懇親をなすの基となるものなれば、公使の職掌としては好ましからずといへども、時あつては已を得ざるものあり、されば貴國に到るの第一着としては、長門の砲擊の案を結ばんことを政府に要し、政府もし因循して應ぜざれば、直に彼地に赴きて、其罪を問はんとす、既に其爲に軍艦の用意は愚か、數千の陸兵をも準備したゞに我英國のみならず、被害の各國佛荷米等の政府とも示し合て、大擧せん結構なり、かゝる矢先に、鎖港の事など申入られんことは、甚取らざる所なりと滔々論駁せしに、使節も彌その使命の難きを感じたるがごとしといへども、職務上同意をも表しがたく、閒乘にもなしがたきを以て、數回の論辯に及びしも、固より其意を回すべき色あらざりき、

かくて使節の一行は上海より佛國の蒸滊船に駕し、香港に到り、定期の郵船に乘込、幾十日の海路を經て、蘇士に到り、上陸して道を阨日多の賍祿に取り、亞歷山大に出で、再び郵船に駕して、佛

國の馬塞里に上陸せしに、従僕吏員の内、一人の病死せるものありて、これを此地の共葬地に葬りたり、これ我國人の骨を外域に埋めしの初なりけり

使節既に巴里へ着し、慇懃の奉呈、國帝の謁見等、通例の禮式を終へて後、時の外務大臣ドロワンデロイスとの談判を開きたり、先づ井戸ヶ谷にて、佛國士官を殺せし者ありしを以て、其謝詞を述べ其遺族に十二萬フランクの邮典を與ふべしとの事を初として、滞在二月の間、前後九回の面接談判を經たり

當時佛皇ナポレオン三世は、欧洲列國に在りて殆ど牛耳を執るの勢あれば、普魯士丁抹の戰、纔に成を告げて、その善後の計畫の爲には、双方より求むる所あるのみならず、普兵の中立地たる盧森堡に闖入せしが爲に、普佛の間に異言あり、或は將に干戈に訴へんとするの勢あり、外交に腐るもの々繁忙甚しき中にも、一言以てこれを斥くべき鎖港の談判のごとき、よく數次の面談を辭することなく、其煩を憚らずして、吾儕を遇せしは、當時さほどにもおもひ至らざりしが、維新の後大使に随行して英佛等の國の大臣の、尊大の態を見て、初めて當時を回想し、爾時三世ナポレオンが果して吾國に心ありしよりの政略ならんとの事を悟れり、而して彼は我輩の使命をきゝ、循々として論じて曰く、横濱鎖港は承諾し能はざるのみならず、これ却て日本政府の爲になるまじ、且最前兩都兩港延期の談判允諾の際、豫約せし條件において、日本政府にて爾後施行ふべき約束を履行し能はざれば、何時なりとも、其允諾せし約束を廢し、その開市開港を促すべしといへる旨に基き、數度の殺傷の沙汰、殊に下の關にて謂れなく通航の外國船を砲撃せしごときは、其允諾を引戻すべきに充分の理あるを以て、既に英國とも相結て、之を促すべき決議をなせし程なれば、既に開きある横濱を鎖さんなどゝは思もよらず、されどその開期を促すことは、随分の困厄なるべしとは推察せざるにあらざれば、こゝにて今開きある三港、即ち横濱、長崎、箱館とも、輸出入物貨に、永久課税することなく、自由港として外國に對し厚意を示さるゝの事只今使節の權を以て約束し得ば、猶ほ英國にも示し合せて、これを見合するとも妨げずといひ出せり、是かれが故意に云出しにはあらざるべけれども、實に謀を伐れたるなりき

一体横濱鎖港の事、やゝ行はるべき状あらば、勿論平和的の談判なれば、その港に現住せる外人の爲には、その家屋をも買上げ、猶も移轉の費をも償ひ得さすべし、されど一時巨額の支出かなひ難きを以て、幾年間か長崎箱館の收税を停めて、これが支辨にあつべしとの目論見にて、其萬一の僥倖を望みたりしなり、然るにかれより海關税全廢の議を提出されしは、恰も理をかゝれたる如く、使節も彌心を苦しめたり、加之互に軍艦を長門に廻して其罪を問はんとの事は、上海にて英公使にきく所と同じく、其議既に熟して、海陸兵の準備今既

にその令を下せりとて、彼はいづこまでも親和の意を表し、その事につきて、我國に在留せる公使よりの上申書、及び東洋艦隊總督への指令、又は英國政府と打合の文書等を示して、我使節の熟覽考察あらんことを乞ひ、以て其事情中止すべからざるを示し、猶一面は使節においてその政府の長藩を處分し、下の關を通航する外船の安全を保證することあらば、是又協議の次第にて、今に及んでも見合すこととなしがたきにあらずとて、懇に政府に自強の策を講すべきを勸說せり」

折柄荷蘭の醫官として夙に出島に來り、其後も安藤閣老外務を司りし際は、顧問に參せし、フォンシーボルトの巴里に來れるありて、佛皇の內意を傳へ、日本政府にして果して國內反覆の徒を戡定して、外國との和親を永續すべしとの意あらば、佛國は首として其の力を貸すべし、先其先一着として此度土命造船所にて、新に築造し、方に水御の際にある、歐洲にも比類稀なる裝鐵軍艦あり、固より國家の武備に供ふるものなれば、他國に渡すべきにあらざれども、日本へ對しては、特殊の交誼を表せむが爲、これを讓り渡し、これに裝すべき新式鋭利の銃砲武器をも、一切整備して送るべしとの趣を以てせり、游士の說くところいかゞあるべきや、と使節は疑なき能はざりしが、次の談判の日に方りて、かのロイスよりしてその國帝の意衷より出で、特に日本に懇親を表せんとの內意なるよしを、公然といひ出たり、これ大に使節の心を動かすに足るものありしなり、加之池田は年倘

壯にして、殊に氣を負ひ人に下らさるの癖あり、時としては談判の席にありても議論のやゝ合ざるや、往々怒り色に顯るなきあたはず、然るにロイスが應答に巧なる、毎に微笑を以て相遇し、圓融靈活、操縱意のごとく、人をして覺えず彀中に入らしむる妙力ありて、我使節をして殆ど醇酎を飲むの想あらしめたり、「折柄一報の本國より至るありて、「更に使節の心を痛ましめたるは、京師にありて政事總裁松平大和守に鎖港御委任ありとの消息なりき」前章にも畧敘せしがごとく、同じく鎖港とはいへ、他の一派にありては、これを以て攘夷の着手第一とせむとするものにして、水藩士の一黨特に此論を持し、大和守のごときも頗るこれに濡染せられたるが如きは、使節の夙に熟悉する所なり、今者使節奉ずる所と、題目は同一たりといへども、其實の相反するは氷炭も啻ならず、果して然らば、使節國を出るの始に、板倉閣老等と相協議せし廟議の動くことなきを保しがたし、さらば此國にて鎖港の說行れがたくとも、たゞ歲月を費さんが爲とならば、猶英國にも赴き、よしアールコックの論ぜし如く、これ又承諾せずといはゞ、更に普魯士に、露西亞に、他の各國に歷說し、其成否を外にして、たゞ鎖港の廣告をなし、徒らに國內の不穩と、政府の微力とを表暴して、暗裡の醜を外露せしむるの辱を忍ぶとするも、いかにせん、國內の議或ひは變じて中外合期せず、本國に於ての談判と相反するものあらんには、第一各國帝王に贈られし國書の旨と相違するを見るに至

らん、固より期しがたきことなりといへども、萬一一國の我望を容るゝありて、兼ての訓條に基づき、外人移轉費の償方に論及するの機會ありとするも、また其の後を顧みては、口を開きあたはざるものあらむ、慮こゝに及べば、使節の一行は實になすところを知らざりしなり、池田は狷急悻直の士なり、而して國に殉ずるの赤心に富むものなり、この使命を奉ずるや、蓋し既に一死を決したるものゝごとし此談判にして行れざれば、自から引決するに甘んじ、よし日本使節の一死、以て外國政府の聽を飜すに足らざるも、幕府の使にして、死を以て事に從ひしときこゆなば、以て朝意を動すべし、乃ち以て臣節に負くなしとの見解なりしとおもはる、されば巴里の旅館にありて、往々咄々書空の狀あるを見ることあり、然るに今又此消息を得流石老熟の河津副使も彌甚しき心配を加へたるが如し、是に於てか、其國外に灑すべき熱血を以て、これを闕下に灑ぎ、一死を拼て開國の議を主張し、九重に哀訴して、幕府の誠意を上達せしめ、從來姑息苟且の方畧を擲て、根本より國是を定めんとの覺悟を定めて、斷然歸朝すべきに決するに至れり、されば鎖港の事は、彌々取消しとすといへども、せめては長州兵禍を避るの地をなさゞるべからず、將既に京師に幕府に諫爭して、國是の一定を期せんには、軍備もとよりゆるがせにすべからず、さればかの軍艦讓受のことも、快くこれを受けて、一は、以て我武備を壯ならしめ、一は、以て佛皇の歡を博せんこと然るべしとて、恰好我海軍士官の荷蘭に留學する、内田恒次郎、榎本釜次郎、(武揚)を招きて、其軍艦を撿せしめ、猶使節と共に海軍大臣に面して、夫々の約束を定め、終に一通の約書を交換して、歸朝の途に就くに及べり、その覺書は、今巴里の廢約として傳ふるもの是なり、左のごとし、

元治元年、甲子、五月二十二日、西曆、一千八百六十四年、第六月二十五日、

佛國外務執政と、日本の使節との間に左の約定を決定せり、

佛國皇帝日本大君と、双方の信任を顯顯して、兩國の間に存在する友愛及び貿易の交通を堅固にせん事を願し、双方協議の上、特別の取極を以て、千八百六十二年以來、兩政府の間に起りたる難事を、治正せんことを決せり、

故に、佛國皇帝の外務執政、ドルワンドリユイスと、大君の使節、正しく此事件に任ぜられたる、池田筑後守、河津伊豆守、河田相摸守等と、次の箇條を決定せり、

第一條

千八百六十十年七月中、長州に於て、佛國海軍のキヤンセン艦に向ひ、發砲に及びし一件の償として大君の使節、日本へ歸着の後、三ヶ月後に、日本政府、江戸に在留せる佛國皇帝の公使へ、墨斯哥銀、十四万弗の償金を拂はん事を約せり、但し、内十萬弗は、政府自から拂ふべく、四萬弗

は、長州より拂ふべし、

第二條

大君の使節、日本へ歸着の後、三ヶ月の内に、日本政府下の關海峽を過んと欲する佛國船の妨害を除去せしめん事を約せり、而して已を得ざる時には兵力を用ひ、又時宜により、佛國海軍分隊指揮官と一致して、此通行をして妨なき樣なさん事を約せり、

第三條

佛蘭西と日本との貿易交通をして次第に盛大ならしめんが爲め、千八百五十八年十月九日、江戸に於て兩國の間に取結し條約行はるゝ期限の間、佛商人或は佛旗を建て輸入する品物の爲に、大君政府より最後に外國交易に許與へられたる、減稅表目を推用すべし、

故に此條約を精密に守る間は、茶の包裝に用る、左の物品は、運上所にて無稅にて通過すべし、

即ち薬鉛、鉛蠟、敷物、籐、畫に用る油、藍、硫酸、石灰、平鍋、籠、

又日本運上所にては、左の物品輸入の時、只其價の五分稅を取立つべし、酒、酒精物、白砂糖、鐵、鐵葉、器械の部分、麻の織物、時計、懷中時計及び鎖、硝子器類、而して硝子及鏡、陶器、飾り玉化粧の香具、石鹼、兵器、小刀の類、書籍、紙、彫刻物、畫には、六分の稅を取立べし、

第四條

右の約定は、千八百五十八年十月九日、佛蘭西と日本との間に結たる條約の犯すべからざる部分の一分と見做し、双方主君の本書交換を要せず、直に實行すべし

予は幕府外交の非を歷叙し、此章に及び、此約書を抄掲するに至り、顧て當時を想ひ、悲慨交も至り、汗の背に浹きを覺えず、又洟の涔々として下るを止めあへず、蓋し予は屬官にありといへども、協賛拾補の責なきにあらず、然るをかくのごとき約を成すに方り、何を以てこれを匡救するの方をとらざりしか、我彼に望むところの鎖港の事は、縱令行れざるにもせよ、下の關砲撃の償金のごとき、輸入品減稅のごとき、彼の我に求むる所は一も二もなくこれを甘諾せしは、果して佛國公使のほのめかせし鎖港說の芳餌に騙かれて、全然謝罪の使節たるの實を現はすに陷りたるか、加ふるに第二條、佛國艦隊と一致して下の關の通航を開くべしとの一欵のごとき、体を失ふの尤なるものなり、歸朝の登時、幕府はその事情を詳にせしにあらざれども、使節一行に嚴譴を與へしは、實に當然の事にして、又此約書の廢棄に歸せしは、國家の爲に偶然の幸ともいふべきなり、而して予輩事を誤りし罪は髮を擢くも數ふるに勝へざるものあり、

第二條の事は、當時甘じてかく約せるものにはあらず、然れども長州兵禍を避んには必ずこれを

處分すべきの確證を示さゞるべからず、縦令三ヶ月といふ限ありとも、これまでの行がゝり、我政府の約する所屢々實行せられざるのためし少からざれば、かれが信を措しむる能はず、纔に此一句に滿足して、漸くに長州砲擊の企を猶豫せしむるを得たり、されば此約書調印の日、ロイスは直に英國政府に照會し、又佛國東洋艦隊の提督と、我國在留の公使とに下命せる旨をも報明したり、且使節の意中には、最早幕府にては長州處分の事に着手し、使節歸朝の頃までには、事既に多を得て、此約を實履すべき所要もあるまじ、との想像もなきにあらざりしなり、(現今電線東西に貫通し、且暮にして消息相通ずべきの時とは異なれるを知るべし、)事情かくのごとくなれば、やゝ諒すべきものなきにあらず、

然るに當時はしかおもはざりき、而して却て揚々得意のさまありき、蓋し此の機を以て、幕府の閉讓姑息苟偸の宿病を打破し、京師に推上りて、怯疑婦人のごとき京紳の迷を覺し、無識無學時務に通ぜざる浪士の頭を挫き、天晴開國の國是を定めんとの虛望を抱きたるなればなり、畢竟開國の論の行れざるは、其これを唱道するものゝ精神と氣力とに乏しきを以て、徃々敢を鎖攘の俗論に取るに至れるものなり、今や此一行の力を一にして、攝關まれ、宮方まれ、乃至闕下にも伏して抗議し、長死を決してこれを諍はんには其意の貫かさることあるまじとは、實に當時の決心なりし、而して長州の兵禍を避んこと、また其目的の一たりし、然るに其七月十七日、使節の船、横濱に着せしの報あるや、幕府は大に驚き、其歸朝の理由を問ふにも及ばず、陸續外國奉行、目付等を差し來らしめ、其上陸を止め、或は暫時上海なり香港なりその跡を潛めよ、との訓令を傳ふるにいたり、既に若年寄立花出雲守(種恭)さへ、自から横濱に出張して、その歸府を止めんとせしも、池田はそれ式に屈すべきにあらず、斷然直に江戶に入りしの夜は、即ち御役被召放、知行高の內六百石被召上、(本高千二百の半なり、)隱居被仰付、蟄居可罷在、との罪を宣告せられたると同時なりし、而して河津河田以下予に至るまで、各々免職の上、逼塞又は閉門の罰に處せられたり、これ實に其月の廿三日なりし

佛蘭西公使は、使節の歸朝をきくとひとしく、直に幕府に向ッて、使節巴里の約は、彌實施せらるべきや否を問へり、幕府は、蓋し其歸朝の主意如何とも詳悉せしにはあらざるべし、たゞ池田等が突然歸朝せしに驚き、京師の御覺にいかゞあるべしとの氣づかひより、直に使節は其權限を踰越したるを以てこれを罰し、其約する所は采用せずとの意を以て、これが答をなせしは、其廿四日なりし、さればこれまで横濱に碇泊せし各國艦隊は、其翌々廿六日の朝を以て、ひとしく纜を解きて、下の關へむけて出發せり、

嗚呼、この使命の功を奏することを得ざるは固より然るべきものなりといへども、使節の撰に膺りたる、池田といひ、河津といひ、乃至河田に及ぶまで、皆當時幕吏中には錚々の名あるものなり、一昧庸妄の徒にはあらざるなり、然るに其事の迂妄、一にこゝに至りしはいかに、予當時隨行の故を以て、これを掩秘修飾するを爲さず、明に其知る所を記してこれを論史者に告げ、又これを終るに當時歸朝の理由を上陳せし書を以てして、これが參考に供し、當時の情況を揣摩して、使節諸人の心事を諒せしめんことを希ふのみ、其上陳書は左のごとし、

「私共儀、神奈川港鎖閉、其外諸事談判の爲、御條約濟各國へ爲御使被差遣候に付而、佛國へ最初罷越候儀は、道路自然の順路而已にも無之、井戸ヶ谷殺傷、長州發砲等、同國へ被爲對候而は、種々の事件差重候間、爾來御不都合不相成樣談判仕候儀は勿論、鎖港の儀、御國在留のミニストルには、英國荷蘭等外國々の者とも違ひ、御都合可取計樣子も相見え、且同國は世界上英國と並稱被致候位の國柄、殊に當時帝三世ナポレオン事、目今歐洲各國帝王の内口利にも御座候間、於同國談判取纏り候へば、外各國にて異議は有之間敷被存旁、同國を第一の目當といたし罷越申候、先井戸ヶ谷一條より談判相始、殺傷被致候士官家族扶助金として、三萬五千弗、持越候御用金の内より相渡、猶長州の事件に推移、兼而相伺候趣も御座候間、御處置の筋内話およひ、夫是談判仕候處、彼方にては、下の關通航を開き候事、辨償金の事申立候、下の關通航の儀は、當然の所望と存候得共、夫々御處置の次第も御座候上は、償金の儀は尤の筋とも不相聞候間、一應は辨論仕候折柄、荷蘭元醫官シーボルト巴里に參合居候に付、同人意見承り候處、最初砲擊を受候後、軍艦差向け、一旦は其國旗に對し候丈の報復はいたし候とも、無謂砲擊の爲、夫是の手數をなし候事故、縱令長州の罪を被正候共、夫丈の損害は被償候事は相當に可有之、西洋にては、既に此國の先代一世ナポレオン黷武の餘、敗北を取り、其爲の償金は、ナポレオン帝位を被廢、遠く海島に被配候而、國体も變換候に不拘、近年迄佛國より各國へ年賦にて償却致居候例も有之旨申聞候、左候得ば、強がち不筋の請求とも難申、「就而勘辨仕候得ば、鎖港の儀談判仕候には、彼方の氣配相損し、御國政府御懇親の御趣意徹底不仕候ては、迚も相纏り兼候儀に可有之被存候間、其爲には曲て被差遣候も可然存、先差遣可申底意を以談判仕候内、右員數に付、前後相違不都合の申立共御座候へ共、後段の談判を大切と心得、程能會釋致置、先所望通約束仕、「追々鎖港の談判に推移候處、先般兩都兩港御開延期の儀に付、御使被差遣候節、約束の條々、今以御取行延引いたし、御違約も同樣に相當候間、其節御談判申上置候通、右延期承諾は引戻し、即今軍艦を差向、兩都港とも直樣御開相成候樣御懸合可申積にて、既に英蘭政府とも打合相濟居候得共、段々御談

承り候へば、御國御迷惑とも可相成候間、當時御開相成候三港共、其代りとして無稅の商賣御許相成、和親の意を被表候はゞ、兩都港即時御開を相促候儀は斷然可仕趣、意外の難題申掛候、一体無稅商賣と申儀は、西洋各國何れにも其例無之、僅に獨乙連合州中早堡等一兩國御座候由に候へ共、右は固よりフレースターテンと相唱、國主も無之、國民寄合持の國柄に而、儼然一國と可稱ものに無之、對待の國にて、相互の商賣に、課稅無之者は無之候間、御國にて無稅の商賣御差許可相成理無之、且御國にては、內地商民に運上無御座仕來御座候上は、猶更以御不都合の儀に有之、尤も即今御國一局の御都合取計候譯にも候はゞ、亦格別の儀に御座候得共、左も無之候て、右樣の次第に至候事、何分承諾難仕、精々談判を盡し罷在候內、既に手切にも及可申勢も相見へ、未開の港市をも直ちに可開との意氣込にては、とても既開の港を鎖候談判を受引可申摸樣は無之候へ共、遠海の處態々御使を被遣、和親御保續の爲、一時御國內人心鎮定の御趣意柄、首尾詳悉、强て及辯論候處、彼方にても漸く折合候而、左程和親交誼御保續被爲在度御趣意に候はゞ、外交妨害いたし候凶徒御鎮定の爲、佛國にては其軍賦を舉候而御加勢可仕と申出候、此方心得方とは、意味合行違居候へ共、和親保續の爲と申處に到り候ては、彼我同歸の筋に有之、就ては右御加勢をも嚴拒候而は、矢張懇親と申御趣意相立不申、縱令彼方にて野心を相挾候情實可有之哉難計候得共、辭令上無此上懇親の廉相顯れ居候事に御座候、且鎖港の御談判受引不申候迚、元々條理を以て相爭可申儀に無之候間、强ち彼方の曲とは難申候、既に井戸ヶ谷の事、長州一條夫々及熟談、唯此一事を以て御手切相成候而は、一体和親保續と申大眼目相立不申、何事も畫餅に歸し可申は申迄も無之、詰り彼方の彀中に陷り、却而兩都兩港御開の期限をば、彼等見込の通り、自から相促し候も同樣の勢に可立到のみならず、長州へ各國艦隊差向け戰爭相開可申は眼前に有之候、且西洋各國の事情熟慮仕候處、何れも御國に垂涎仕居、只管事端を尋ね、釁隙相開可申存寄有之候得共、遠海の地、萬里の懸軍、持久の計行屆兼候と、各國相爭候釣合上、一己の利益を貪候場合に不至候とにて、先猶豫致居候姿に有之、然るに即今工事取懸り居候蘇士地峽堀割出來、歐洲各國の軍艦、喜望峯を不相廻、直樣東洋へ相達し候樣に相成候へば、海路三分の二を減じ可申、將御國に於て各國へ被爲對、御信義相立兼候事共差重なり、各國の怒を挑候に至り候はゞ、其期に臨み、不期して連合いたし、彼堀割の成功を以て、彌束畧の志逞く可致被存候、且御國方今の御摸樣反顧仕候へば、公武御合体の儀は、今般御上洛の一擧にて、彌以御首尾相整候事とは奉存候へ共、猶人心折合の場合にも至り申間布、內地人心一和不仕候上、海陸御軍備いまた御充實不相成候て、五洲萬國御敵に被引受候事は、破卵の勢、安危存亡如何可有之哉、乍恐御無算の至に可有

之奉存候、右樣中外の形勢、參互斟酌仕候へば、唯今の內に世界萬國に並立可被致御自立の工夫、第一に御盡無之而は不相成候、其爲には御國內反覆の者は、幾重にも御力制御座候而、政府の御威權確と相立、外國よりは可申立辭柄無之、將可伺釁端無之樣御仕向、條約の明文、確乎御履行、懷綏の御趣意相貫、將海陸二軍共充實の御備、早々相立候御運に相成候樣仕度事に御座候、將又西洋各國の動靜相探り候處、互に隙を伺ひ、併呑を計居、別而普魯士の武威、漸く盛にて、近傍國々を凌候勢に御座候より、三五年を不出して、可及大亂兆も相見へ候間、御國內御鎭壓被爲計、內治御行屆に相成候上、各國分裂の虛に乘じ、如何樣共御計策も可有之、然る處唯今破約の曲名を被爲負、各國合縱いたし候はゞ、歐洲は却て無異に歸し、御國のみの災害と罷成候儀に有之、夫是の處篤と熟慮仕候へば、今更申上候は恐入候得共、御國內の不折合より、政府の思召には無之とも、不得已鎖港可被爲施との儀は、無御據筋には候得共、此度此地にて懇談を受候所に照し候へば、前にも申上候通、和親保續との手段は、彼此行違合候得共、右に而西洋各國の所見をも推考候へば、何れも同樣に可有之、右等に對し、御趣意柄說明仕候は、彼等に於而何等の感念をも惹起し可申には不足候而、却て、御國政府の御不行屆を露し候筋に相當り、徒に侮慢を長じ、窺窬を來し可申、乍恐御國辱の一端にも可有之候

況んや右の儀を以て、御條約の御違背と申立られ、御失信の廉を以て、何等の難題可申出も難計、事体無據、手切の談判に及候はゞ、大切の御國事を誤り候儀と苦心仕、猶以誠意を主とし曲折談判仕、彼無稅の請求も力て拒絕いたし、且鎖港談判の儀は、彼方申立も篤と勘辨いたし、其旨本國へ可申立旨に應接切り上申候、然處彼方にては、鎖港御談判の處は、幾應御談判御座候とも承諾難致、且英國はじめ何れの國々にも必らず拒絕可仕儀に有之、乍然御國政府において、外國との和親保續の爲、種々御苦心被爲在候御誠意は、御使の口上にて、國帝にも全く了解相成候に付、御國に武備御擴張の爲、軍艦も御入用可有之に付、御國に對し特別の懇親を表し候爲、自國海軍隊の內より、軍艦御讓可申旨申聞候、此迄談判候處にて兩港市御開の代り、三港無稅と申立候ケ條も、確乎たる口上には無之候得共、先此方鎖港の談判と引分れ候姿にて、長州へ軍艦差向候義は、使節歸朝の上政府の御處置を爲待可申段も談判通り承諾を表候運に相成候間、右を潮合と心得、談判相纏め調印仕候、全体佛國儀は、前申上候通、鎖港一條には稍手心も御座候處、既に右樣の次第に御座候上は、此上英國に相越候も、最初同國ゟ御國へ差越候ミニストルアールコックと於上海面晤の砌、一ト通御趣意柄申述候處、既に兩都兩港をも直に御開可相成位の心組に候上は、御談の趣は、於本國政府快くは存申間敷旨申聞、右にて相考候へば、幾重に申談候共、

承引仕間敷事眼前の儀に有之、英佛兩國既に如此御座候上は、外國に迚も同樣の儀に可有之、將一兩國御同意申上候とも、兩强國不承知の上は、御趣意貫通可仕見据は無御座、加之英國にては長崎において、當春私共出立の後、同國人へ切かけ候暴徒有之、今以御詮議不行屆被爲在候哉にも相聞旁々、佛國のごとく談判引分れ可申哉難計、且彼方にて公使を以て直に御國へ御懸合申候て、御應接振と、此方談判筋と、自然齟齬の事共有之候樣にては、御不体裁は申迄も無之無御據儀とは乍申、私共談判不行屆より、兩國間の不都合引出し、御失体の上、彌兵機を促候場合に至り候得ば、萬死無償の罪は申迄も無之、夫等の爲釁端相開候場合に相成候節は、得失成敗の數は、前申上通に有之候處、看々國家を陷入候次第に相成、且御國內隱然背叛の志を抱き候輩は其機に乘じ、如何成奸計相巧申も難計、詰り外憂のみならず、內亂の程も杞憂被仕候上は益々以此上の處恐入奉存候間、私共再三評議を盡し、召連候支配向迄も見込承り糺し、筑後守、伊豆守、內一人は、本地より引分れ立戻り、右次第申上、一人は猶引續き御使相勤可申哉とも評議仕候得共、左候而は御体裁も不宜、且御使相勤候方にては、矢張從前の御趣意を以談判仕候義に付、其間に又々如何樣の行違相生じ可申哉も難計、此以恐入候義に奉存候間、兼而相伺置候通、一同一と先づ歸朝仕、一体の事情逐一申上、鎖港の御談判より戰爭を被招、和親御保續の御趣意、却て和親を被破候端と相成候事、無上の御失策に可有之と、被存候見込、不包申上候方、御爲め可然と評決仕、尤彌以御條約御保守御交誼御永續の御根基相定候上は、猶又各國へ御布達の爲、使節被差遣候樣相成可申、其節は再渡可仕積申合候、但御使命の趣有之候國々の內、亞米利加荷蘭兩國は、長州一條をも兼て談判可及筈に有之、英國にては鹿兒島表の儀事濟には候へども、一應は申談じ置可申積、其爲御國書も御座候事に付、右三國へは、別段私共より政府宛書簡差送り、一ト先歸國候趣申遣候、

朱書

右の內英國にては、當地在留上等公使より、其外務大臣の旨を傳へ、條約に違犯候事は、女王に請ふも其詮なく、これを論ずるも徒爾たるべき趣、返書差越候、外孛漏生、魯西亞、葡萄牙へは、當地在留の各公使へ斷返の書簡差遣し、瑞西國は御條約濟の廉のみにて被差遣候儀にて、外國々とは別樣に御座候へども、緊要の談判向を差閊、廟議相伺候爲、一ト先歸國仕候際に臨み、同國のみに罷越、時日を延發可仕所謂も無之間、是又同國公使へ同樣の書簡差遣し、當五月廿五日英國飛脚船に乘込歸國仕候、一体御自立の御基本相立候には、御國內一和相成候事、尤以其根本にて、海陸二軍の御備は勿論、各國御交際上には、格別御注意

被爲在度、就而は彼我事情相通候事、第一義に御座候間、私共見込の處ろにては、第一、辨理公使、歐洲各國へ被差置度、第二、歐洲のみに無之宇內獨立の邦國には、何れも和親條約御取結相成、萬一の節、伐謀伐交の御方畧有之度、第三、海陸二軍の方法は勿論、治國經濟等の道、西洋の所長を被爲取候ため、留學生御遣し相成、修行爲仕度、第四、西洋諸國新聞社の通信相開、彼我の事情相通候樣仕度、第五、御國民自在に外國に相越、商賣は勿論、彼方學問事情爲心得候樣仕度、夫是の次第は、別紙申上候通に御座候間、篤と御熟覽被下度奉存候、私共申上候通、鎖港の儀は御見合相成候とも、此より自立の御基本被爲立候所に御從事被爲在候はゞ、即御國体を被爲重、御國威を被爲輝候儀にて、外國に對し不信不義の誚を不被爲受、却て彼方に信義を失候事体御座候には、此より御糾し可相成根基を被爲据候御事御座候間、尊王の御趣意にれいては、此上も無之儀、因以宸衷をも可被爲安御事と、乍恐奉存候間、京都表へは、私共實地目擊の上申上候前文の次第、御沙汰之次第に依り、直に申上候樣仕候はゞ、御氷解相成候儀と奉存候、依之私共佛國在留中、對話書、並爲取換候約書、扶助金受取書、原文、譯文共、及私共巴里引取の節、外國政府公使等へ差遣候書簡寫、同返書、並英國外務大臣の旨を傳へ候、同國上等公使への書簡、原書譯文、將私共進退に付彼是の嫌疑を防ぎ候ため、播告爲致候新聞紙原書譯文相添、此段申上候、（本文五ヶ條の建議は之を略す）

使節の歸期ありて爵を褫りたる上は、鎖港の事は如何成行らんとおもひたりしに、嚮に京師にては、長藩士暴發の事よりして、浪士の徒其勢を失し、將軍には政事御委任てふ恩詔を得て歸東あり、而して松平總裁は、鎖港專任の名あれども、曾て外人に對して談判等を開くに及ばず、板倉閣老と主義相枘鑿して、幕府の有司は、方向に迷ふの狀あり、一の朝に登るあれは、一は病を謝し、相排し相擠して、末竟に水戶侯を煩はすに及び、松平總裁職を辭するに至りて、其羽翼たる有司、澤左近將監等の黜罰せらるゝあり、板倉閣老出て事を視るに至り、再ひ使節を派遣せらるへきの議ありて、星野備中守、合原猪三郎等に命せられたるも、たゞ形式のみにして、其支度をさへとゝなふもきかさりし、而して幕府は常野の亂鎭定の爲兵を出し、又は征長の議の爲忙はしく鎖港の事はいかゞなりしや知るものなきが如く、さしもの大題目も、幻のごとくなり行けり

松平大和守委任

横濱鎖港の事、外にありては、前に述るごとく、內にありては、松平大和守委任の命を受るに及び、兼てよりの詭計も、今は頭足皆露の醜を見るに到れり、しかれども、當時の形勢を追想するに、最初幕府のこゝに出でしは、また自からその事情あるを知るべし、此時分の事なるべし、水戶侯の弟の

京師にありて、死亡せらるゝあり、折柄、島津三郎なんど頻に開國の論を唱へて、叡慮爲に安からず、鎖攘の聖旨を貫徹せむこと、偏に關東に倚らせらるゝの外なきの体なりしにや、かの先發して上京あらせられたる、一橋卿にしてその弟の喪に服せらるゝことありて、朝議に參せらるゝこと能はざるにいたれば、三郎等の論終に其意を得るに至らんとのことを、時の關白深くこれを憂ひ、かの令弟死亡のことは、暫時秘し置き、一橋卿に出て事を視、以て聖旨の貫徹を計らはしむべしとて、内々に其命を下されたることありとは、たしかに聞所なり、かゝる際會に方りては、卿にも如何に心を苦しめられたりけんとおもひはからるゝふしなきにあらず、されば、一時の詭謀ながらも、横濱鎖港といへる題目によりて、叡慮を安んじ奉られしも、或は已を得ざるものありてなるべし、さればこそ此度の上洛は、前度とは打てかはりて、御覺にもめでたかりしも、畢竟はこれに根由せしものと知らる、乃ち強ちにこれを疵瑕すべきにあらずとの説も、また抹殺すべきものにあらざるべし」とはいへ、かゝる淺薄なる政略には、京師にも滿足せられず、果して鎖港の成を責んとのことよりして、此度將軍上洛中に政治總裁として春嶽老公の跡を繼たりし、松平大和守に改て鎖港委任を授けられたるにより、此事を遂得ざるべからざる場合に陷入るに到れり、大和守は、年少氣鋭、當時譜代にして門地ある諸侯中には、稍頭角を露し、頗る有爲の才あるごとくなりしを以て、この大任を負擔するに至れるものなるべしといへども、當時の勢を察するに、此事幕府の意にはあらざるべしとおもはるゝ所なきにあらず、或は諸浪士の攘夷を主張せるもの、殊に水藩諸士のごとき輩流よりして、朝廷を慫慂此事に及べるやの疑あり、大和守は、此命を領するや、直に其意見を上りて東下の途に就けり、其意見書に曰く、

横濱鎖港の儀、兼而被差立候使節復命までは、斷然拒絕は難行屆運に候得共、大段朝幕御決議相成候上は、鎖港御評決之趣、要路虎口之御役々に、御趣意申聞、異論之向有之、發明致兼候節は、是非に不拘、外筋へ御差替、又は差免し等、夫々御所置可有之事、

但急速に無之而は不相成分は、還御前に取計之儀も可有之事、

虎口之御役々は、第一御趣意に基き、憤發之族御用相成候專一に有之候事、

但時宜に寄、諸藩士雖、御用立候もの呼出し、周旋爲致候儀も可有之事、

差向、糸油綿等、萬民日用之品物交易之儀、時勢に應じ候取計は、追而之評議と致し、兎に角、此塲所屹度可留置之事、(此條池田筑後一行出使前建議と參觀し、氷炭相反するを見る、池田輩の巴里に在りて、大和守の任命をきゝて、痛く心を苦しめたるは、こゝに視る所あるが爲なり、)

是非善惡に不拘、御成功無之而は、決而不被爲濟御大切至極の事件、奉蒙御任命候段、恐縮無此上奉

存候得共、實に御大切之際、此儀御成功無之候而は、御國內不穩、不測之內變出來可仕儀、眼前に有之候間、幾重にも精力を盡し相勸候存念に御座候、右に付而は、申上候迄も無御座候得共、夷人應接臨機之處置は勿論、諸說難定候節は、私存意に御任せ被成下、其筋之役々、黜陟之儀も、大旨恐意に御任せ無御座候而は、微力不肖之私中々難行屆候間、此段兼而御許容被成下候事

右に付而は、早速御暇被下、手續次第御船拜借、御先に出帆東下仕、此度御決定之御趣意、御留守の閣老へ逐一申達候樣可仕、然上は、異存有之候迚、外に御趣意可相變樣無之儀、同意力行可有之筋に候得共、自然御趣意不服之向も有之候節は、至難之事柄とても可行屆樣無之間、還御之上、斷然御處置可有之候事

御任命御座候上は、申上候迄も無御座候得共、差向見込渡候廉々、右に申上候間、存分に御任被成下候上は、乍不肖台命に基き、幾重にも盡力可仕候事、

此書の外、又大和守の見込書として、傳ふるものあり、公武の間の調和、七卿長藩の處分等を論せるものありと雖も、事外交に關らされは、單に其內の一節を、左に抄示すべし、

一旦攘夷之御受有之候上は、橫濱一港は、御鎖の御覺悟、軍艦差向候節は、御懇親相續之處、再々及應接、其上彼方不承知にて、戰爭に至り候得は、不得已皇國焦土に成候思召にて、御充實丈けの御武備を以、御戰爭有之事、乍去、皇國は幕府之有には無之間、萬民塗炭之苦を被爲厭、戰爭之儀は、武備充實之期迄見合候樣之叡慮に候はゞ、軍艦引受應接中に、勅諚被成下、叡慮之趣被仰出度、左候得ば、無事に事濟し候より外無之、其邊は只今より申上置候間、篤と御廟議御取極め、是等之處御覺悟に候はゞ、右勅使下向迄、關東にては御國辱に不相成樣、都合次第、戰爭にも可及心得之事、

此二者を見て、以て其情を察すべし、而して此委任の命定まるの時、朝廷より幕府に通牒あり、曰く、

松平大和守、橫濱鎖港之用向重立取扱被申付候趣には候得共、水戶中納言申合、速に成功可有之被仰下候事、

これとの事の全く幕府の意に出でず、水藩士中鎖攘を唱道せるもの、緩急周旋せし所に胚胎するの跡見るべし、されば、當時幕府には、此通牒を見てその鎖攘首唱の藩と、果敢にしてまた深く世故に熟せざるの大和守と、相議して如何なる過激の擧あらんも圖りがたし、と大に憂慮する所ありてなるべし、大目付永井主水正をして、鷹司關白に伺候せしめこれが取消を求めしも聽可せられず、纔に老中申合の四字を、其內に插入するを得て、左の如く改め命ぜられしときけり、其文に曰く、

松平大和守儀、横濱鎖港之用向重立取扱被仰付候趣に付而は、水戸中納言老中申合、速に成功可有之樣思召候事、

この前後を通覽して其實を揣摩せは、思半に過るものあり、蓋鎖港談判の爲使節派遣との事、只一時姑息の手段たるも、今回惟一の贊として、朝廷の驩を買ふべしとの方略なりしに、早くも朝廷に看破せられ、且五月十八日勅旨下りし後は、浪士の鎖攘を唱ふる者、稍其蹤を潜るがごとしといへども、猶其餘焰朝議を左右すべきの力を有せるを以て、この朝廷の假に幕府の計を容て、鎖港を計らしむるに乘し、かの使節不行届を以て、其口に藉しむるを容さず、これが必行を期せしめんと企つるものありて、竟に然るを致せしものと知らる、されば、大和守東下の後も、留守の老中板倉伊賀守をはじめ、諸有司と議論相枘鑿して、將軍東歸の後に及んで、猶其劣を得ず、其果の結ぶ所ハ、意外にも常野騷亂の楷たるもの丶ごとし、そは其條下にこれを說くべし、

◎海外貿易の首途

前にいへるごとく、朝旨幕議は勿論、天下の輿論は、皆鎖攘一方に在るがごとくなる此際にありて、長崎奉行服部左衛門佐より、建議する所あり、勘定奉行小栗上野介これを內に翼けて、海外貿易を一試せむとの擧あり、予は嚴譴を蒙りて、外人との交通を斷れたる折柄なれば、深くも其事を聞知せす、然れども、此時にして此擧ある、實に意量の外に出るものなれば、今其書類の存するものあらば、其顚末を詳にして、論史者に問はんと試みしも、これを得る能はず當時此役に與りし人物も、多くは死亡し、中に存するものあるも、遠く靜岡の地方に在り、就て問ふべきの便なければ、僅に其聞く所を陳へて、猶考察する所あらんとす、當時幕府の目的は、淸國と通信通商の條約を結ばんとするにありて、先その下懸合をなし且上海邊貿易の景況を視察せしめんとのことなり、故を以て重立たる役人を出遣せしにはあらず、長崎廳吏調役並沼間平六郎、これが主となり、勘定役裸立助七郎、徒目付鍋田三郎右衛門等これに參せり、英國商船を買揚げ、千秋丸と改號し、これに貨物を搭じて、上海に至り、これを賣さばき、時の道臺呉煦に應接して立歸りたり、而して此事一に長崎に駐在せし荷蘭コンシュル、ポートインの周旋によれるとのよし丈けは、たしかに聞く所なり、此時勢にあたり、かの畏首畏尾の幕府にして、此大膽の擧ありしは、固より上野介の自から責を負ふて敢行せしものなるべしとはいへ、京師にても、諸藩にても、將浪士にいたるまで、誰もこれを默視して、其鎖攘の說とは氷炭もたゞならざる此一擧を非論するものもなく、剩へその派遣吏員の從者となりて渡航せし人物には、當時鎖攘の首唱者たる强藩士のあるありしといへり、史を讀て、眼光能紙背に徹するの士あらば、此邊の消息これを默解するに難からざらん、從て幕府施政の每に其嫉

を得ざりしも、亦これを窺ひ知べきなり、

◎攘夷勅諚の影響

文久三年、三月、將軍上洛の時を以て、その五月十日を期し、攘夷あるべき旨の勅諚あり、幕府は謹てこれを奉ずといへども、たゞに糢稜姑息の手段のみこれ事とし、竟に神奈川一港閉鎖といへる題目を以て、聊かその責を塞ぎ、天下の耳目を掩蔽せんとし、小笠原閣老を黜罰し、歐米各國に使節を派出せし等の事實は、前數章に於て詳にこれを叙せり、而して此勅語の全國に如何なる影響をなせしやは、行文の次序いまだこれに及ぶ能はず、今更にその降勅の始に溯りて、こゝに其事を畧述せんとす

この勅語の下りしや、直に奉勅の手始として、しかも其指定の期日、五月十日を以て、下ノ關を通航せる米國商船を砲擊せしは、實に長州藩なりし、(此の一件は、後に米國公使より、幕府に申立る所ありて、尙ほ爲に一萬三千弗の金を與へて、其損害を償ひたり。)一体五月十日を期して、攘夷すべしとは、もと〳〵文政年間に幕府にて布令せし、黑船見かけ次第、打拂ひ可申との旨趣にはあらず、豫め將軍東歸の日を計りて、外國公使に向ひ、通信通商拒絕の談判を開き、彼彌々我意に從はざれば、兵力を以て掃攘すべしとは、乃ち朝意の存する所にして、又幕府の遵奉履行する所なりし、

されば幕府には其四月七日、諸藩に布令せし文にいはく

攘夷の韶、御奉戴に付、早々拒絕の應接に及、外夷承服不致節は、速に打拂候樣被仰出候間、一同厚く相心得、御國辱不相成樣、可被抽忠勤候事、

而して將軍東歸の事、所期のごとく勅許なく、一橋中納言これに代りて其事に擔當あらせらるべきに決し、同じ月の廿日に左の命令あり、

關東歸府の上、拒絕應接振の義は、其期に臨み、言葉の順序も可有之候へ共、大意は、一時和親交易取結候處、元來叡聞を不經開港の事故、闔國人心不居合の廉を以、斷然拒絕の應接に可及候事、

これによりてこれを見れば、朝旨幕意のある所は、絕交の事を、尊俎の上にはかりて、行はれず、然る後に干戈に及ばんとの趣なりしや知るべし、然るを遽に砲擊の擧ありしは、明にこれに違犯せしものなり、されば譴責の沙汰こそあるへきに、左からずして左のごとく、

五月十日夜、亞米利加船、長門國豐浦郡府中碇泊の處、大砲數發打拂候趣、達叡聞候、兼々布告有之候拒絕期限無相違速に及攘夷候段、叡感不斜候、彌以勉勵皇國之武威を海外に可輝樣、御沙汰之事、

かゝる褒詞ありしのみならず、更に幕府に勅して、

今般、於長州攘夷之事、叡感不斜、長州雖豊饒、疲弊難量、依之為助成、米十五萬俵、金五萬圓
幕府より差遣候様御沙汰候事、

攘夷の事、其行はるべきと行はるべからざるとは、扨置、そのこれを施すに於て、それ〲の順序もあるべきに、長州の一擧のごとき、實に事を取るものといふべし、助成米金のことに於て、當時幕府のその命を奉ぜしや否、今考ふるによしなしといへども、幕府はこの命を受くるに方りて、宜しく既定の廟謨に基き、長藩の鹿忽を奏駁して、更に朝旨を得、長藩を戒飭せむこそ、攘夷の叡慮遵奉の一務といふべけれ

果して然からば、長藩いかに攘夷にはやればとて、これを再しこれを三し、剩さへ薩藩所有の西洋形をも誤認して砲撃するがごときまでに及ぶことあるべからず、畢竟ずるに、この一道の褒賞の勅旨、殆んど長藩をして狂喜せしめ、激昂奮勵の氣を益々作興鼓舞せしや知るべし、これより、長藩の擧動も彌鹿暴に流れ、浪士の攘夷を唱ふるものも、益其意を得、輦轂の下に嘯集して、京紳を皷動し、大和行幸の詔を矯め、討幕の大事を擧んとするまでに至りしに、幸に先帝の明、その機の未だ熟せざるを悟らせられしより、廟議遽に變ぜし趣は、前章に叙せるがごとし、是に於て、七卿の出京となり、大和の亂となり、但馬の變となり、所々に干戈を動かすに至り、國内人心鎭靜の爲に攘夷あるべしとの事は、却て攘夷の勅諚の爲に、國內人心の騷擾を煽起せしがごとく、關東には常野の亂ありて禍數州に及び、京師蛤御門の變ありて血を闕下に喋むもの、みなこれより起り、各國軍艦下の關を砲擊するに至りて、慘こゝに極れり、かく幾多の人命を害し、幾多無罪の百姓を苦しむるに至りたる、其の源を問へば、皆この攘夷の勅諚に出るものにして、幕府のこれを遵奉せしによれり、而して幕府は、姑息因循徒らに朝廷と外國との間に立ちて、自から欺き人を欺き、よつて以て自からその信を失ひ、自から其權を損し、竟に自から倒るゝに至りしものにして、宜也非二不幸一也といふべきのみ、世の幕府の亡を論ずるもの、往々開國の爲なりと稱すといへども、吾人はこれに反して、幕府の亡ぶるは、攘夷に在りと斷言せむとする所以、實にこゝに存せり、

◎常野の亂

常野の亂は、實に水戸藩士の黨を立相鬩ぐの結果にして、其淵源は遠く烈公襲封の初に在り、概してこれをいへば、一藩の內訌にとゞまるものなり、されど外交の事おこらず、攘夷の詔下らざれば、其劇かれが如くに至らざりしなるべし、況んやこれが爲に、幕府當路の人の肘を掣て、外交上に大に影響を與へしものあるをや、これこゝに其顚末を略叙せざるを得ざる所以也、抑烈公英邁の資を以

て、親藩の封を襲ぎ、文を講じ、武を倚び、遠祖義公の蹤を接ぎ、及夙に外寇の事將に起らんとするを察して、專ら邊備を講究し、封內佛寺の鐘を銷して、以て大熕を鑄成せしがごとき、大に天下の耳目を驚かす者あり、蓋し親藩にしてかくのごとき奇傑の君あること、大に以て宗家幕府の重をなすに足べきあるに、幕府の俗吏は、却てこれを非として、甚しきは、不軌の圖あるをさへ疑ふものあり、遂に御驕慢被爲募てふ名を負せて、隱居を命じたるも、流石に愼德公は其の寃を察せられたるなるべし、峯壽院夫人(峯姬といふ、文恭公の女にして、水戶侯に嫁せるもの、愼德公とは姉妹なり。)訪問を名として、其邸に臨み、此便を以て、烈公を其座に引見し、尋で其一子を以て一橋邸に入れられたるは、幾か烈公の倚重すべきを知りて、これが心を攬られたるものなるべく、而して又阿部閣老の路に當るありて、只管に翼贊せし所あるがごとし、

尋で米艦の來るありて、天下漸く多事ならんとす、愼德公も烈公の有爲の資あるを知られたれば賴んで以て力となさんとし、其隱居たるに拘らず、登城して政事の顧問に具らしめられたり、然るに最初烈公の幕譴を蒙られし際に於て、幼主を擁して國政を擅にせし輩は、大に畏懼の念を抱く所なき能はず、仍幕府に貧緣して、再び烈公の出世を妨げんと計る者ありて、(これ更に烈公の襲封の初よりする遠因あるがごとし、今これを詳說するの要なきを以て、省に從ふ。)竟に結城寅壽の獄あるに及び其藩に於て嚴刑に處せられたり、これ實に阿部閣老が陰に烈公を助けし所あるによれりときこゆ、これより藩士遂に二派に分れ、黨同伐異、相疾視するに至れるものゝごとし、然るに烈公は幾もなくして顧問の地位を辭せられ、引つゞき外交と幕府繼嗣の論の爲に、再び幕譴を蒙られたるは、即ちかの結城が餘黨のやゝ志を得るの秋なりき、既にして政事補佐の詔勅、京師よりこの藩に下さるゝありて、戊午の大獄となり、烈公は益幕府の嫌疑を蒙らせられて閉居の身となり、藩士の有志者も、幕府にて嚴刑に處せらるゝあり、こゝに於て藩中兩派の甲は、烈公の寃を憤りて、幕府を仇視するの狀を呈すると同じく、乙はこれに反對して、幕府に阿附するの趣ありて、軋轢益甚しく、程もなく詔勅は朝廷に返納すべしとの朝旨を、幕府よりこの藩に傳ふるにいたり、彼れ甲派はこれを非として、竟に其の徒を聚めて、彼の返納の詔勅を途に要してこれを奪はんとを計るものあり、時に藩の老儒會澤安のごときは、書を著して其の返納すべきの理を論ぜしも、これを制する能はず、この藩にありて學德名望以て斯輩を壓服するに足るべき藤田虎之助、(東湖名は彪)既に死し、纔に烈公が宗家を重ぜらるゝの餘、幽閉の中にありながら、內旨を傳へ、その捕り手を向けさせられて、漸くにこれを解散し得たれども、其の餘黨は、遂ひに脫して井伊元老を櫻田に襲ひて、これを殺すに至れり、これ既に烈公の意ならざるのみならず、益其末に走りて、烈公去世の後は、

その遺言を紹述すと稱して、專らに尊王攘夷を唱道し、宗支の親をも顧みず、全く幕府に背反せむとするがごとき形跡あり、こゝに於て藩士の中を守り正を持するものは、これを斥くるの已を得ざるに及び、而して斯輩は、甲黨よりして猶結城の餘類と見做され、奸邪の徒と目せられたるものゝごとし、文久三年、將軍上洛に及び、京師に於ては、鎖攘の論益喧しく、水戶侯ば其爲に命を奉じて東下あり、將軍目代として、江戶近海防禦の任に膺られたるも、別に施設する所あるをきかず、剩へ尾張侯に同意ありて、英國より請求せる生麥殺傷の一案の爲、その償金を付與するに決せられたるは、大に從來の藩論に相違するものなりしに、一橋公に陪從して東下せる、其藩老武田耕雲齊も、その志す所を果じ得ざるがごとくにして、甲黨の不平は、蓋し益甚しかりしこととおもはる、然るに京師の形勢遽に一變し、將軍再度の上洛となり、攘夷の事やゝ東閣の姿あり、是に於てか、かの所謂奸黨てふ者、多く勢力を得て、甲黨を壓するの狀あり、甲黨の憤益熾なりし、此時にあたりて、また五條倉敷の警報さへきこえたれば、はやりをの攘夷黨は、腕を扼して立んとす、而して元治元年の始より、漸く不穩の色をあらはし、その末派にいたりては、攘夷の資を集むるものなりと稱して、民財を劫奪するの徒さへありて、竟に田丸稻之衛門をはじめ、公然其黨を卒ひて、筑波山に据り、攘夷を唱ふるにいたり、侯の鎮撫の爲に差遣せし使者を殺し、烈公の神主を奉じて、常野の間に橫行し、所在騷然たるに至れり、これその三四月の際にありき、而して京師にありては、松平大和守、政事總裁の職を以て、水戶侯と共に神奈川鎖港委任の命を崇れり、大和守は、年壯果敢、未だ外事の經驗なかりしかば、持論往々過激に流るゝあり、されば水戶攘夷黨の一派は、これに夤緣して、其志を達せんことを計り、即ちその目して奸黨とするものをも、この機を以て一掃せんとせし所あるが如し

こゝに於て、水戶一藩の爭鬩は、延て幕府閣議の衝突となれり、蓋し鎖港との題目は、もと已を得ざるの窮策に出で、これを以て一時の姑息を計らんとせしものにして、板倉閣老の執る所の政略なり、されば常野反亂の徒のごときは、力めてこれを鎮壓せんとするものなり、而して松平總裁は志からず、鎖港を談じてきかざれば、これに繼ぐに兵を以てせんとの下心にして、これを決行して攘夷の先一着となさんとする者なり、されば彼各所に嘯聚して、よし地方を擾すにもせよ、皆尊王の義に篤く、敵愾の勇に富むものなり、異日これを驅りて、以て外國にあたらんには、屈強の者共なれば、むざとこれに誅罰を加へんこと得策ならず、かつ現にかゝる騷亂あること、即ち人心不折合の實證として、鎖港談判に於て、一段の口實となるものたるのみならず、或は外人をして畏怖の念を抱かしめ、我請ふ所に從はずともいふべからず、暫くその爲す所を縱にせしめ、我機關とせむこと

然るべしとて、板倉閣老の説に抗せり、幕府の有司、亦兩派に分裂し、各相黨する所ありて、紛々たる有様なりき、而して水戸藩士のかの一黨に反對せるものも、亦衆を集めて岩舟山に據り、かの黨の攘夷を名として、民財を劫奪するがごとき暴動あるを非義とし、これを討んことを計り、遂に其の衆を畢て江戸に入り、侯に請ひてその家老武田伊賀守(耕雲齋)を黜け、これに謹愼を命じ、朝比奈彌太郎市川三左衛門の徒を舉用せしむるに至れり、これ皆かの黨の兼て目して奸黨とし、これを仇視するものなれば、猶一層の激昂を招きて、紛擾其極に至れり、こゝに於て幕府は書を水戸家老に移して、これを戒飭す、其書に曰く、

御家來、並に御領分之者共、外夷を攘ひ、御國害を除き、贈大納言殿(烈公をいふ)の遺志を繼候由申唱、筑波大平山等に、多人數屯集罷在候段、不穩所行にて、人臣の道其君を輔佐いたし候事、當然の儀に候得共、國家の爲、存付候儀有之節は、先づ第一に主君へ致建白、再三に及、聞入無之候共、百諫千諍、死を以て相爭、誠意を以て相感じ候樣可致筋に候、然るに中言納殿へ中立も不致、彼等自から先君の遺志を繼候抔申候は、中納言殿には先君の遺志被爲繼候事相成間敷と見侮り、多勢の威力にて、上を劫制いたし候筋にて、人臣の道に相背、不屆の至に候、殊に自國領内に不罷在、他領へ押出、神輿通行抔申唱、旅宿へ御紋付の幕を張り、宿村にて人馬を遣ひ、諸

方爲致騷擾、公法を犯し、加之諸家脫藩の者をも黨類に相加候より、右等の者共、機に乘じ、軍用と號し、他領にて押借同樣、金子數多爲差出候抔、以の外の事も相聞候、元來攘夷と申立候上は、軍律も可辨居筈にて、於軍律、士卒末々の者たりとも、民より聊の物を借取候時は、直樣典刑を可正は勿論の事に候處、右体の次第にては、縱令後日攘夷の命下り候共、軍律不相立、成功の程も無覺束候、況や堂々たる御親藩にて、軍用の御差無之、浮浪の徒を語らひ、諸方より金子借集被成候樣、世上の嘲を被受候事、水戸家の御耻辱無此上候、其主君を蔑如し、公法を犯し、耻辱を取り、此三罪を犯し候而、贈大納言殿之遺志を繼候と可申哉、銘々自から省候はゞ、其理は明白に可有之候、一体右樣之輩、速に嚴刑に可被處筋に候得共、其初心報國之意より起候趣に相聞、且中納言殿ゟ何れも取鎭可被成間、暫時御猶豫有之候樣被成度段、被仰立も有之候に付、御任せ被置候處、今以御鎭制に不及、追々増長、百姓共難澁不少候間、前書の趣、能々說諭いたし、一同速に水戸表へ引取候樣、御取計可有之事、

而して、一面は關八州、及水戸領近地への布令は、左の通、

浮浪の徒取締に付ては、追々相觸候趣も有之候處、先達て已來、野州大平山常州筑波山等に多人數集屯罷在、所々に横行いたし候、右は水戸殿御家來、並御領分の者共重にて、既に贈大納言殿

の御遺志を繼候抔申唱候由に相聞、難捨置筋に候得共、水戸殿に於て、御手切御取鎮被成度趣、被仰立も有之候間、御任せ被置候處、追々增長、此程に至り候ては、右場所而已にも不罷在、異形の体いたし、二三十人位づゝ群り步行、中には無宿惡黨共相加り、金錢押借等致し百姓共難儀不少、依之大平山筑波山等に罷在候者共、速に水戸殿御領内に引取候樣、可被成、其餘異形の体にて徘徊致し、軍用金抔と申唱、押而金子爲差出候類は勿論の儀、都て畱臘相觸れ候趣を以、往來相改、浪人体にて怪敷見受候分は、假令水戸殿御名目相唱候共、召捕、手向致候者は切捨候共、打殺候共可致段、嚴敷相觸候趣、水戸殿へ相達置候間、右の趣相心得、銘々領分知行限、家來差出、時々爲見廻、萬一不法者等有之候はゞ搦取、又は打取、多人數の節は隣領申合、相互に助合、差懸り候分は、村々の者申合せ、搦取候樣に致し、尤手餘り候はゞ、是又打殺候共不苦、御料、寺社料、並小給等にて家來詰合無之分は、最寄領主地頭にて、別而心附、注進次第、早速人數差出、浮浪の者の爲め、人民難儀不致樣、厚く世話可致候、

既にして、水戸侯は、其家老を以て、幕府に通牒あり、曰く、

水戸殿家來共、野州大平山邊に致屯集候處、取締向の儀、追々御沙汰も有之候得共、今以遲緩及候處、明二日、(六月)當地出立、彌右之者共爲召捕、人數被差出候付而は、萬一手餘り候はゞ、兼而御觸の趣も有之候通、打殺切殺候儀も可有之候、就而は右近領へ應援の人數差出候樣、御達置被致度、此段申上候樣、被申付候、

之にて、幕府は、其制壓に干渉せむとし、水戸にても、力を幕府に借んとを望みしの實見るべし、然に、其翌六月三日、松平總裁は登營して、謁を將軍に請、神奈川鎖港の事、今以因循打過、一事の施設もなき事、畢竟閣老、參政、板倉周防守、酒井雅樂頭、諏訪若狹守、松平縫殿頭等の其事を勉めざるによれり、速に此四人を退け、猶これに、附會する有司の重立たるもの、大久保豐後守、(大目付)杉浦兵庫(賦、目付)の輩を除かざれば、鎖港を遂ぐべきの見込なきを以て、今日より總裁の職を辭し、鎖港の委任を免されたし、尤事朝旨に出るを以て、其旨は直に自から京師へ奏上すべしとありければ、將軍を初め、諸有司も大に駭き、松平總裁は、朝旨を以て鎖港委任の地に在るものなればとて、其意に反くを憚り、板倉閣老は病を引て職を辭せんとし、幕廷の混雜一と方ならず、これ其名神奈川鎖港にありといへども、其實はかの大平筑波の黨が、前に記せしごとく、彌討伐を蒙らんとの事に驚きて、松平總裁によりて、その幕議を回さんとせしものと知らる、されば其明四日、水戸中納言は登營ありて、松平總裁に面し、鎖港御委任のヶ條中、萬事水戸中納言申合可取計との事あるに、要路の人々の進退に於て、一應の相談もなく、將軍へ直に建白せしは朝旨に背くも

のなりとの詰問ありしに、流石の總裁も、答るに詞なくして退出あり、幕廷の局面、乍ちに一變し、將軍もこれを可とせられたるを以て、板倉閣老をはじめ舊に依て事を見べしとの事なりしも、猶忌疑を抱くもの多く、幕閣寥々、人の登るなきこと數日に渉りしと聞けり、

松平總裁が板倉閣老以下を彈劾して、これを去らんとせしは、蓋し總裁が初て命を奉ぜしにあたり、直に外國公使に向ひて、鎖港の談判を開かむことは派出せし使節の復命を待さるへからずとするも今より着手して外に失せしものは内に得るところを計るへからずとの見込なりしなるへきに板倉閣老は單に使節の復命を待へしとて、これを沮み、爲に總裁は其志を遂し得さりし折から、この大平山一揆の徒、勦撫の論起るに際し、激發せしものとおもはる、されは幕廷の有司は外交と内訌との處分上、兩から兩岐に分れて、率從する所に迷ふの狀ありて、これを調停せむと計るの折から、休港といへる奇説を上るものあり、これかつて神奈川奉行の屬吏として、英人モスの妄りに發砲して、無罪の我民を傷けしとき、これを捕縛し監禁せしことを、苛酷に過ぎ、條約の明文に背違せしとて、久しく閑地に退けられ居たる、細倉謙三郎なり、其意以爲く、鎖港の事は、既に使を派してこれを各國政府に諜らしむる上は、其成功は期すべしといへども、現に國内の人心、激昂の甚しき、何時に暴發なすべきも計られず、使節復命の期を待に及ぶ能はざれば、目下神奈川港の貿易を、暫時停止せむことを、外國公使に商議すべしといふにありき、かゝる杜撰の説も松平總裁一派の主持する所たりときこゆ、然るに水戶侯は、かの一黨鎖攘の爲には、幕府の力を借んとの内意れはせしなるにや、頗る松平總裁の專擅を憤られ、力めてこれを黜けんと計られたるもの丶ごとし、竟に六月廿二日、松平大和守總裁職を罷め、同日を以て、土岐下野守(側衆)以下數人の職を免じ、これを禁錮するに至りて、諏訪若狹守は、老中並に陞りて、板倉閣老出て事を視るに至り、大平山筑波山の黨は、彌よこれを勦捕すべきに決し、幕府よりは水戶家老へ左の達書を送れり、曰く、

大平山へ屯集致候者共、召捕御人數御差出の儀に付、此程被仰立候趣も有之候得共、右は最前説諭の御趣意徹底不致、及輕擧候ては如何に付、先穩便爲引拂候樣、御取計有之度相達置候(此達は、口達にや、文書替ふべきなし)處、當今以て散亂、不容易所業に及候旨、諸家領主より申立候次第も有之候、最早難捨置候に付、此程被仰立候通、早々御人數御差向、嚴重御處置可被成候、尤も近領援兵の儀も、御願の通、夫々相達置候間、此段可被申上候事、

而して更にかの黨の如何と顧るに、其頃其黨を引て、小金原まで押出し、武田伊賀守もこれに加りて、水戶侯に歎訴せし書中に、左の文を見る、曰く、

(前畧)先達而松平大和守殿、鎖港之御委任と相成、必至と力を被盡候處、先日出仕御差止被遊、又

其後出勤之上に而周旋被致候處、間もなく總裁御免に相成候由、其御差留も、御免も、公邊より之御沙汰に可有之候得共、內實は、何歟御家に而も右へ御拘り被遊候歟の風說にて、他藩有志の士、齒をくひしばり御家の事御噂等申上候由、右實事に候はゞ、誠以不容易次第にて、公邊閣老等は、御家にて右樣の譯に付、鎖港も屆兼候樣、京師へ申上、大和守殿よりも、御家にて右樣の譯に付き、差支候樣申上、天下の有志も御依賴候水戶家の御家來にても、右樣の譯にては、迚も鎖港成功は相成間敷と存じ、各見込を以、神州への御奉公可仕と覺悟致候上は、天下の大亂に及候は差見に可有之、左候上は、天朝より嚴重御譴責御座候は必定にて、萬々一左樣相成候はゞ威義二公以來御代々樣へ被爲對、扨々無勿体御次第と奉存候、是全く朝比奈佐藤等一身の爲を計り候處より起候義にて、一日も早く右二人の者、嚴重御處置不被遊候ては、鎖港の儀は差置、第一君上の御忠誠も水の泡と相成候而已ならず、實に御家の安危に有之、至情難默止、御國中一同必死を決し南上仕候事に御座候、

以て此黨と、松平總裁との間に、聲息相通る所あるを見るべし、而してこの黨は、猶京師へも因州藩士に賴りて、攘夷先鋒の勅諚下し賜り度、切りに請願せしよしも聞ゆ、されば斯黨をして果敢謀を好まざる松平總裁を擁せしめ、過激の幕吏輩これに附和して、其勢を得せしめたらんには、はげしき鎖港論を試て、橫に釁を外國に挑み、禍機直に江戶橫濱の間に發せしも知るべからざりしなり、然るに當時其機伏して發するに及ばざりしを以て、今に及で人のこれを知るものあらざるが如し、

松平總裁既に退きたれば、幕議は彌大平山の黨與剿討の議に決し、水戶よりは勿論、近傍諸藩に下令して、各兵を出さしめ、幕府より追討として、三番頭其他を差し、若年寄田沼玄蕃頭これが總括たるべきを命ぜられ、また軍艦を以て九十九里銚子口邊に游奕せしめて、海上の通路を塞がしめたりしは、その七月中の事なりし、而して相戰ふこと數月に亘りかの黨竟ひに勝を得ず、西竄して兖を京師にある一橋卿に訴へんとせしも遂る能はず、其十二月を以て金澤藩に降れり、其黨尙八百餘人と聞えし、翌慶應元年二月、幕府は吏を差して其罪を糺し、武田伊賀田丸稻之右衞門以下首領を斬り、其餘刑を正す各差ありて、此事漸く平ぐるに至れり、これ等皆水戶藩士內訌の餘にして、外交に關せるものならざれば悉く畧して敘せず、たゞその外交に影響するものを記すること右のごとし、然れども吾人はこゝに一言せんと欲するものあり、幕府の舊制に於て、諸大名の其藩士を轄る能はずして、封內の不穩を起せしものは、槪其封を收め、其君を罰して、聊か赦す所なかりきが、の親、高田のごとき、大、肥後の加藤のごとく、出羽の最上の如き、皆然らざるなし、其例を推せ

ば、水戸のごとき、其尊親三家の列にありといへども、事かくのごときに到りては、從來の例に照して處分するも、不可あるまじ、然るをかくのことくにして、纔に中納言に謹愼を命じ、また當時鎭撫の方を謬し、松平大炊頭に自殺を命じたるまでに止りしは、寛典と稱すべきなり、武田輩のごとき、縦令其志尊王にあり報國にありといふとも、既に封内を騷せしのみならず、黨を率ひて諸州を横行せし所業は、死餘罪あるものなり、これを刑する固より其當を得たるも、天下の人をして却て其失刑を咎めて其過酷なるを稱せしむるがごときは、以て天下人心の既に幕政に厭きたるを見るべく、且この小醜に對して、數萬の兵を動し、參政の一人をさへ將としてこれを討せしむるに、數月にしてこれを平ぐる能はず、剩へ呑舟の魚を漏して西竄せしめ、途上諸州を蹂躙し過るを防ぎあへず、以て其武力の足らざる號令の屆かさるを明かに天下に示すものなり、則ち幕府の久しからずして亡に至れること、亦當然の運なりといふべし

◎下ノ關の戰

これに次で、一敍せざるを得ざるは、下の關の戰なり、されど、事遠隔の藩地に起りしものにして、當時既に傳聞の確なるものなく、今又文書の徴すべきものを得ず、たゞ其聞得たる所を略陳せんとす、非漏の誚、固り甘んずる所なり、壌夷勅諚の下りし初、長藩は、其意を謬りて、直に五月十日の夜を以て、米國商船を砲撃せり、然るに却て褒勅を賜るにいたり、彌威猖して膺懲の典を擧んとせしことは載て前章にあり、さればこれに次で、下の關を通航せし外船は皆その砲撃する所となれり、五月廿三日、また佛國船を砲撃し、廿六日、荷蘭軍艦メデユサ通航の際、また砲撃を受けたり、其六月二日、横濱に入るや、報告する所左のごとし、

今日より六日前、五月廿六日早朝長州馬關沖合航通の處、同州砲臺三ヶ所より、大熕六斤或は三十斤位の實丸放發いたし、右彈に中り乗組之内、甲板上にて一人、同下、軍卒寄合所にて三人即死、其外水中船腹へ五彈、蒸氣烟筒へ三丸、中檣中腹へ一發、バツテーラ三艘破損、總て長州方發砲三百餘發之處、十七丸を受、船中所々破損いたし、且又臺場より放發之内、ブリツキ船一艘乗出し、猶發砲いたし候處、此は此方より打掛け打碎、沈沒爲致候、此方よりは、凡そ十發程も發砲いたし、一体不慮の儀にて候間、成丈相手不相成、彼方發砲中に航去し、今日當港へ入港致し候、

折柄、米國軍艦ワイオミンは、横濱に碇泊中、其本國商船の下の關にて砲擊を受たることをきゝ、其實を探視せんが爲に、態と長崎地方に赴きたるに、また砲撃を受け、こゝに小戰を開きたり、其船の水先として乗組たる者よりの屆書は左のごとし、

五月廿八日、亞國ワイオミン船へ、水先案內として乘組橫濱港出帆、豐後土佐兩國の間より、周防灘に懸り、當六月朔日四時頃、長州下の關海岸通船の砌、合圖に候哉、岸上にて砲聲兩度相聞え引つゞき臺塲より數發打掛候、尤も其前ワイオミン船將、長州手前にて、乘組へ申聞候は、此程本國商船下の關通船の節、大砲打掛られ候趣に付、此度も同樣に可有之、左候はゞ、當方よりも砲發一戰に可及、其心得にて可罷在旨申しに、前條長州より大砲打掛候に付、亞國船よりも發砲いたし、追々相進み、遂に名不知小島と、長州地方と、間二三丁程の塲所に、長州の軍艦三艘備有之塲所に赴き、右三艘軍艦の間に乘入候、右之船々並に陸手の臺塲より打掛候を、此方よりも無油斷打出し左右に當り戰候內、右三艘の內、一艘は乘迯げ、二艘は、亞船より打出し候燒玉に中り燒出し、水主共は水中に飛入、多人數泳ぎ候体を見受候、且九つ時後に至り候而、臺塲方砲擊相絕候、亞船にては、最早十分の勝利と存候樣子にて、迯去り候蒸氣船を逐打いたしながら、右塲所 引取申候、長州より打掛候數發之內、亞船へは二十九程中り候哉にて、即死五人、怪我人三人有之、前書四ツ時頃より九ツ時後までに戰爭相濟、直樣乘戻り、昨四日當港へ入津仕候而して同港に、佛國軍艦セミラミスも、砲艦一隻と共に、同じく長州地方に赴き、其本國商船砲擊の復讎をなせり、其始末も乘組水先案內者の口書に知られたり、曰く、

六月朔日、橫濱港出帆、瀨戶內通、長崎表へ罷越候積を以、遠州御前崎へ相越、船繫り致し、翌二日、同所出帆、紀州熊野沖まで罷越候處、豐後土佐兩國の方、通船候樣申聞候、此迄右瀨戶案內不心得の旨を以相斷候處、先方において心得居、差支無之、强而可罷越、且長崎へ罷越候には無之其の實は長州へ相越候筋の旨申聞、當五月晦日、橫濱出帆いたし候、同國小軍艦も、右最寄洋中に待合居、一同に相航しながら、大砲へ玉込等致候次第、不容易儀と恐愕致候得共、可差止樣も無之、其儘航候處、六月〇日、朝四時長州下の關より凡二里程手前、長州海岸へ船を繫、臺塲を見掛け大砲二三十發いたし候處、長州の方にては更に砲聲も不致故、佛船にても暫時打方相やめ罷在、右小軍艦の方、臺塲近く相進み候處、臺塲より大砲打掛候に付、二艘共はげしく砲擊いたし候得ば臺場忽ち崩れ落、夥敷、無程佛艦乘組の者共上陸可致とて、船を岸近く寄候處遠淺にて不能其義、バッテーラに乘組上陸、臺塲近邊村家に火を掛、次第に延燒二三十軒も灰燼と相成候、前書上陸の者、鉄砲數不知、火門斧を以て打碎き候樣子、鎗十本程、鎧四五領、其外擄歸り、且長州の士分三十二人討殺候旨申聞候、尤も佛人も二人、鐵炮にて被打、腰の邊に疵受候者見受候得共私共儀は、始終船中に罷在、且驚愕致頻動罷在候て、陸地の樣子は猶更、一体の始末も礎とは覺不申候、凡三時間相懸り候儀に有之、同日夕七つ時頃迄に、同所出帆、瀨戶內通り、